

海外直接投資の動向と国際課税問題に 関する一考察

ー現地法人の再投資・配当行動を中心としてー

藤 卷 一 男

〔税 務 大 学 校〕
〔研 究 部 教 育 官〕

目 次

第1章 序 説	325
第1節 問題の所在	325
第2節 本稿で使用する統計等	327
第2章 日本企業の海外直接投資の特徴	331
第1節 海外直接投資の動向	331
第2節 現地法人への投資判断	338
第3節 現地法人の所有構造の地域別特徴と課税問題	341
第3章 現地法人の再投資・配当行動の特徴	344
第1節 現地法人の収益状況	344
第2節 現地法人の再投資・配当行動の特徴	348
1 直接投資収益の形態	348
2 現地法人の内部留保率（再投資割合）の推移	350
3 ビジネス環境の変化と企業の再投資・配当行動の変化	354
4 会計制度等の変革と企業の再投資・配当行動の変化	355
5 有配率・配当性向の地域別特徴	360
第3節 現地法人の再投資に関する最適決定	363
第4章 現地法人の再投資を巡る課税問題	370
第1節 海外金融持株会社の機能	370
1 企業グループの外－外取引と海外金融持株会社	370
2 海外金融持株会社の設立に適した国	370
第2節 オランダ金融持株会社の活動状況と優遇税制	375
1 オランダ金融持株会社の活動状況	375
2 オランダの優遇税制等	379
第3節 海外金融持株会社へのタックス・ヘイブン税制の適用可能性	392
1 海外金融持株会社に係る特定外国子会社等の判定	392
2 海外金融持株会社の国外所得の捕捉を巡る問題	399

3	金融持株会社の態様と適用除外基準	407
第4節	現地法人の留保利益を巡る課税関係	410
1	海外進出の形態と課税関係	411
2	現地法人の留保利益を巡る課税関係	413
第5章	現地法人の配当政策を巡る課税上の問題	416
第1節	配当政策と現地法人の評価額との関係	416
第2節	外国子会社株式を譲渡した場合の課税関係	418
第3節	クロスボーダー企業組織再編成と配当政策	420
1	現物出資による海外持株会社の設立	421
2	海外持株会社の事後設立	425
第4節	現地法人の配当政策と外国税額控除の適用関係	427
第6章	総括	435

第1章 序 説

第1節 問題の所在

バブル崩壊後の日本経済の低迷は、「日本の失われた十年」と称されることもあるが、その過程で、日本企業による海外進出や外国企業による国内進出の態様が大きく変化してきたと思われる。本稿では、海外直接投資等の統計データを用いて、企業の海外取引活動の傾向をマクロ的視点から定量的に捉え、その中の特徴的現象に着目し、関連する国際課税問題の一端を考察する。

国際間の直接投資は、日本企業による海外（対外）直接投資と外国企業による対内直接投資の二つの方向（アウトバウンドとインバウンド）に区分される。近年急増している対内直接投資の中には、永続的に日本で事業を行うというよりは、短期的に最大限の利益を稼ぎ出してその目的を達成すれば撤退するというようなものも含まれている。そして、投資リターンの回収過程において日本で課される税金コストを極小化するために、極端な租税回避スキームを仕組むということも行われているようである。

これに対し、日本企業による海外直接投資の特徴としては、生産・販売拠点を海外に移転し、現地で永続的に事業を展開しようとする傾向が見られる。そして、現地法人の税引後利益を日本の親会社への配当に向けるよりは再投資に向ける傾向が強くなっている。財政的視点から見た場合、日本にとって海外直接投資の拡大は、生産・販売拠点という税源そのものが海外流出することを意味し、また、現地法人の再投資の拡大は日本における課税機会の喪失の可能性を高めることを意味する。

このように、今日の日本においては対内・対外直接投資のいずれの局面を見ても、税源・税収確保の点で問題のある事態が生じていると思われるが、本稿では、より実態の捉えにくい部分があると思われる日本企業による海外直接投資活動に着目し、タックス・ヘイブン税制や外国税額控除制度の適用上の問題等について考察している。

本稿の構成は、次の通りである。

第2章では、統計データを基に日本企業の海外直接投資の動向分析を行う。海外直接投資の業種別・地域別の特徴、生産拠点の海外シフトの状況等について分析した上で、日本企業による経営資源の海外移転の判断に影響を及ぼす要因について考察する。また、現地法人の所有構造の地域的な特徴とそれに関連する課税問題について考察する。

第3章では、統計データを基に、現地法人の収益力が上昇傾向にあること、また、現地法人が税引後利益を再投資に向ける傾向が強まっていることを観察した上で、その背景について国際的な投資・ビジネス環境の変化や会計制度の変革等の観点から考察する。また、現地法人が税引後利益を日本の親会社への配当に向けるか、内部留保により再投資に向けるかの判断に影響を及ぼす要因について考察する。

第4章では、現地法人の再投資を巡る課税問題について考察する。まず、現地法人の再投資による資金の外へ運用の拡大に寄与している海外金融持株会社の機能や活動状況について、内外の統計データやその設立国の税制を基に分析する。そして、オランダのように二重課税排除措置として外国法人からの配当を非課税とする制度を有する国に金融持株会社を設立し、その金融持株会社に他のグループ法人の株式を保有させている場合において、グループ法人間の配当の授受等を巡るタックス・ヘイブン税制の適用関係や執行上の問題について考察する。

第5章では、現地法人の戦略的配当政策を巡る課税問題を取りあげる。第3章と第4章では現地法人による再投資の拡大傾向に着目して考察するが、クロスボーダーのM&Aや企業グループ内組織再編成の場面では、企業の財務・租税戦略上の観点から、現地法人が長年にわたり積み立ててきた利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩し、日本の親会社への配当に向けることも想定される。第5章では、このような戦略的配当政策と外国税額控除の適用を巡る問題について考察する。

第6章では、本稿全体の総括をする。本稿では、関連する統計、会計制度、

外国の税制等の情報を随所に織り込み、マクロ的視点から実証的に説明するように努めたために、論文としてはかなり長いものとなってしまった。そこで、改めて本稿全体のポイントを整理し総括することにした。まず、第6章を読んでいただければ、本稿全体の論旨を理解していただけると思う。

本稿では、全般的に、統計データを用いてマクロ的視点から実証的に考察するように努めた。税大研究部では、数年前より、税を取り巻く環境の急速な変化に的確に対応した税務行政の執行に資するという観点から、経済・社会動向を踏まえた税制及び税務行政に関する中長期的視点に立った研究や、各種統計を活用した実証的分析手法を取り入れた研究への取組も奨励されており、本研究はその一つに位置付けられるのではないかと考える。

統計的アプローチによって、国際課税の領域において伏在している問題の一端をある程度客観的にイメージすることができる。例えば、第4章で述べるように、クロスボーダーのM&Aや企業グループ内組織再編成の進展によって、金融持株会社を通じた現地法人の支配・管理が行われ、また、金融持株会社を通過点とするグループ法人間の外-外取引が拡大することにより、日本法人と現地法人との直接的な出資関係や資金取引関係が相対的に縮小し、グループ法人間の取引はますます見えにくくなってきている。本稿では、利用可能な統計データを用いることによって、それらの動きをイメージし、伏在している国際課税問題の一端を浮かび上がらせることを試みた。

なお、本稿の意見にわたる部分は私見であることを、あらかじめ申し添えておく。

第2節 本稿で使用する統計等

本稿では「海外直接投資」（「対外直接投資」とも言う。）という用語やその統計を随所に用いているので、それらについてあらかじめ説明しておきたい。

国際通貨基金（IMF）の定義⁽¹⁾によれば、海外直接投資（foreign direct investment：FDI）とは、在外企業と永続的關係を樹立するための投資であり、当該企業の経営に実質的影響力を持つものであるとされる。その具体的形態としては、直接又は間接出資の海外子会社（出資割合：50%超）、関連会社（出資比率：10%以上50%以下）及び海外支店への出資金、貸付金等のほか、再投資収益（reinvested earnings）も含まれる。再投資収益とは、子会社又は関連会社の未分配利益又は支店の未送金利益のうち持分に直接対応する部分である。このように、海外直接投資は、単に、株式や外債取得により資本収益の獲得を目指す証券投資（間接投資、ポートフォリオ投資：FPI=Foreign Portfolio Investment）とは本質的に異なるものである。なお、経済協力開発機構（OECD）の定義⁽²⁾もIMFのそれと整合性が保たれている。

わが国の海外直接投資の統計は、原則としてIMFが提唱した基準に基づいて作成されている⁽³⁾。本稿で利用する海外直接投資に関する統計データとしては、財務省と日本銀行のものがある。財務省の対外直接投資実績の統計は、97年度分まで海外直接投資を行おうとする個人・法人が事前に届け出た送金金額を基に作成されたものであり、現実の投資送金金額を表すものではないこと（98年度からは事後報告制度に変更）、また、この統計の数値は過去の投資の引き上げ分を差し引かないグロスの数値であることから、正確性の点でやや難点があるが、この統計の利点としては、国別、業種別の詳細な数値が得られるという点があげられる。これに対し、日本銀行の統計は、外国為替銀行からの報告に基づき、現実が発生した対外直接投資及び対内直接投資の送金額を記載する

(1) IMF, Balance of Payments Manual, fifth edition (1993), at 86-90.

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/bopman/bopman.pdf>)

(2) OECD, Benchmark Definition of Foreign Direct Investment, Third Edition (1996), at 7-12. (<http://www.oecd.org/pdf/M000014000/M00014126.pdf>)

(3) わが国の対外直接投資の定義は、外国為替及び外国貿易法23条2項に定められている。また、外国為替令12条によれば、対外直接投資には、10%以上の持分基準のほかに、役員派遣や長期にわたる原材料供給等の永続的關係のある外国企業に対するものも含まれており（同条4項3号）、IMF統計の基準よりも範囲が広い。

ものであり、また、過去の投資の引き上げ分を考慮したネットの数値であることから、現実の直接投資資金の動向を知る上では最も適した統計である。ただし、この統計の難点は、主要国の内訳しか得られず、また、業種別の詳細は得られないことである。届出ベースの財務省の届出実績統計は、現実の送金ベースの日銀統計の先行指標的な性格をもつといえる。

また、わが国では、かつて、現地法人の再投資は海外直接投資の統計に計上されていなかったが、国際基準に合わせるため、現地法人の税引後利益のうち再投資のために蓄える内部留保額（再投資収益）を日本銀行経由で財務大臣に提出するよう義務付けられ⁽⁴⁾、96年1月分から再投資収益（直接投資先企業の収益のうち正式には配分されていない直接投資家の持分）が、新たに国際収支統計の一項目として計上されることとなった。本稿では、この現地法人の再投資に特に注目する。

また、現地法人の海外事業活動に関する統計としては、主に、経済産業省（旧通商産業省）の『海外事業活動基本調査』を使用する。この統計は、わが国企業の海外事業活動の実態を詳細かつ継続的に把握することを目的として、海外に現地法人を有するわが国企業（金融・保険業、不動産業を除く。）を対象とし、昭和56年（昭和55年度分（1980年度分））から3年毎に実施されているものである。また、同省では、海外事業活動基本調査の対象年以外の年には、当該基本調査を簡便化した「わが国企業の海外事業活動動向調査」を実施している。これらの調査では、海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指し、海外子会社と海外孫会社を総称して『現地法人』と定義している。現地法人の集計データは、原則として、海外子会社と海外孫会社を合計したものである⁽⁵⁾。

（4）外国為替の取引等の報告に関する省令29条。

（5）経済産業省（旧通産省）の80、83、86年度分の海外事業活動基本調査では、子会社と孫会社を別々に集計し、81、82、84、85年度分の海外事業活動動向調査では孫会社を含めず子会社のみの集計である。

本稿では、経済産業省の統計を用いて述べる場合、「現地法人」という用語は同省の定義に従うことになるが、「現地法人」を一般的意味で用いる場合、必ずしもこのような形式的な意味に限定されず、親会社の実質的な支配権が及ぶような子会社、孫会社、曾孫会社等も含めていることもある。また、外国税額控除制度やタックス・ヘイブン税制の適用上の問題について論じる場合は、適宜法令上の用語を使用している。

第2章 日本企業の海外直接投資の特徴

第1節 海外直接投資の動向

80年代後半になると、急激な円高の進行により円の購買力が高まり海外での企業買収がより安価にできるようになったこと、また、大幅な貿易黒字により高じていた貿易摩擦を回避するため、現地生産・販売等の動きが活発化したことにより、わが国の海外直接投資は急増した⁽⁶⁾。そして、90年まで内需主導型の拡大を続けた日本経済は、91年以降はストック調整、バブル崩壊、急激な円高などにより低迷した。93～96年には緩やかな回復基調を示していたが、97年に停滞し、98年には金融機関の貸し渋り、企業の設備投資の減少、アジア通貨危機による輸出減少等により実質経済成長率がマイナスに転じた。90年代に入ってからこうした日本経済の低迷は、「日本の失われた十年」⁽⁷⁾と称されることもある。このような日本経済の歩みの中で、海外直接投資がどのような推移を辿ってきたかを見ることにしたい。

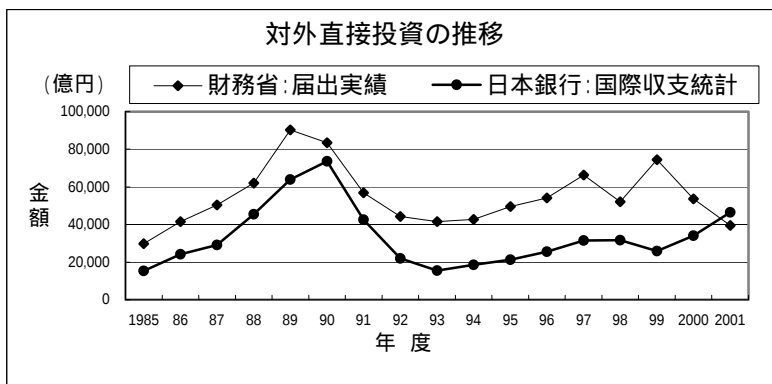
次の図表2-1は、海外直接投資額の推移を財務省の届出実績統計と日本銀行の国際収支統計を基に作成したものである。財務省の届出実績で見ると、直接投資額は89年度まで増加を続けていたが、その後、国内の景気後退局面を境に減少に転じた。94年度以降は漸増傾向を示していたが、98年度は前年のアジ

(6) 『1993ジェトロ白書・投資編』日本貿易振興会(1993) 63頁以下。これによれば、86年度から90年度までの5年間の期間を第3波の海外直接投資のブーム期として位置付け、この期間の投資額は2272億ドル(年平均450億ドル)となり金額的に前例のない空前の規模であると述べている。この急増の要因として、(1)85年9月のプラザ合意(5カ国蔵相会議におけるドル高是正のための合意)以降の円の急騰(85年初めに対ドルレートは250円超であったが、90年末には150円を下回った。)により、企業買収がより安価にできるようになったこと、(2)日本企業がコスト管理を徹底的に行い、円高を乗り越え、輸出を増やした結果、経常収支の大幅黒字を招き、そのために高じた貿易摩擦を回避しようとしたことを上げている。

(7) 原田泰『日本の失われた十年』日本経済新聞社(1999)。

ア通貨危機の影響で落ち込み、99年度には大型投資案件があったために増加したが、2000年度以降は減少している。なお、財務省の届出実績統計は、現実には発生した直接投資額を表している日銀の国際収支統計よりも大きい値を示しており、また、日銀の統計に比べて増加・減少に転じる時期が、概ね先行していることがわかる⁽⁸⁾。

図表 2－1

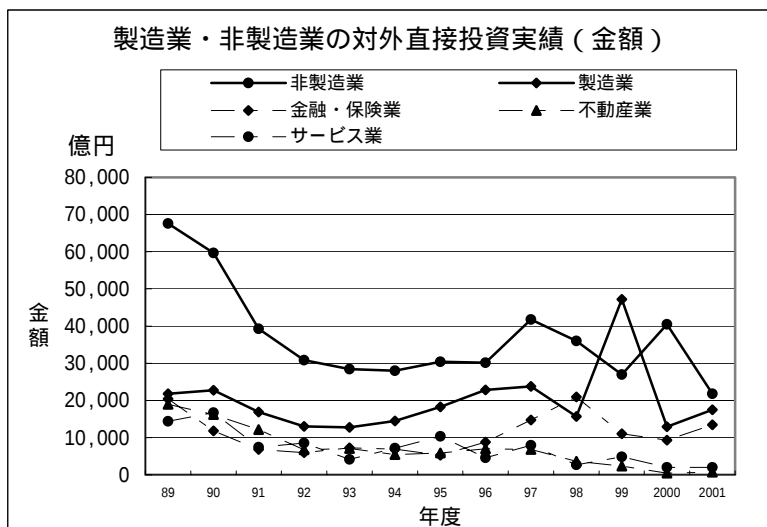


(出典) 財務省「対外直接投資実績」、日本銀行「国際収支統計」

次の図表 2－2 は、財務省の届出実績統計から、投資額の推移を業種別にしたものである。90年代初頭では、国内のバブル崩壊を契機に海外拠点の大幅な整理統合が続いたことが影響し、金融・保険業、不動産業、サービス業といった非製造業の投資額が急減しているが、それらのうち金融・保険業については、97～98年度にかけて再び増加傾向を示している。また、製造業の投資額は、93年度まで減少したが、その後97年度まで増加傾向にあり、98年度に落ち込んだものの、99年度には急伸している。

(8) 財務省の届出実績統計と日銀の国際収支統計の特徴及び相違点については、第1章第2節参照

図表 2－2



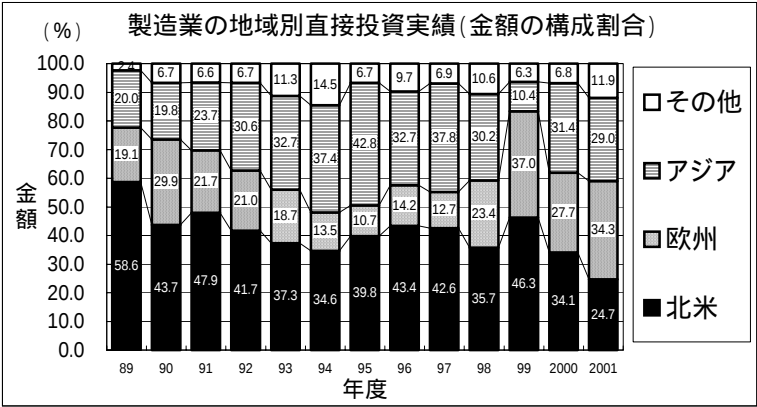
（注） 製造業には、食料、繊維、木材・パルプ、化学、鉄・非鉄、機械、電機、輸送機、その他製造が含まれる。また、非製造業には、農・林業、漁・水業、鉱業、建設業、商業、金融・保険、サービス業、運輸業、不動産業、その他非製造業が含まれる。

（出典）財務省「業種別・地域別対外直接投資実績」

次に、製造業の海外直接投資の動向を更に詳しく分析する。次の図表 2－3 は、製造業の直接投資額について、地域別の構成割合の推移を示したものである。上記図表 2－2 において、製造業の投資額が97年度まで増加傾向にあったと述べたが、これは、図表 2－3 から分かるように、製造業の対アジア投資の割合が増加したことが主な要因である。

対アジア直接投資額に占める製造業の投資額の割合は、90年代前半に増加を続け、95年度には4割を超え、99年度はアジア通貨危機の影響で急減したが、2000年度以降は約3割を維持している。これは、製造業に従事する多くの企業が、生産コストの低廉なアジアの国々に生産拠点をシフトさせていることの表れと見られる。

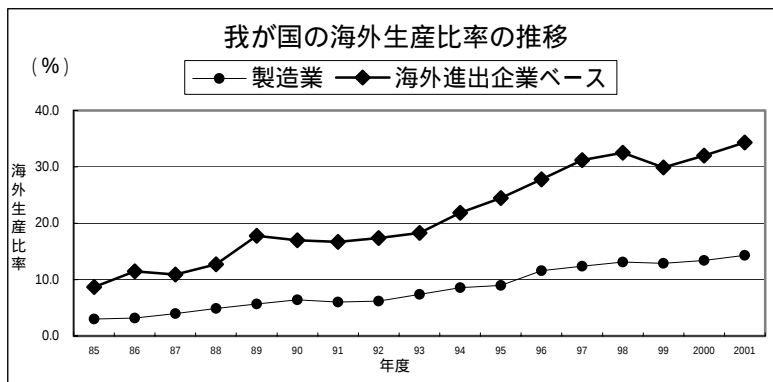
図表 2－3



(出典) 財務省「業種別・地域別対外直接投資実績」

直接投資額は、単に国内から海外拠点への経営資源の移転の金額を示しているに過ぎず、現地法人の生産・販売活動の規模がわからないことから、必ずしも生産活動の海外シフトの実態を適切に表す指標とはならない。そこで、次に製造業の海外生産比率を用いて、生産活動の海外シフトの実態を見ることしたい。次の図表 2－4 は経済産業省の海外事業活動基本調査によるものであり、そこでは、本社企業（製造業）の売上高に対する現地法人（製造業）の売上高の比率（海外進出企業ベース）と、国内法人（製造業）の売上高に対する現地法人（製造業）の売上高の比率が示されているが、いずれの海外生産比率も長期的にみて上昇傾向にあることがわかる。

図表 2-4



(注) ・海外生産比率＝現地法人（製造業）売上高／国内法人（製造業）売上高×100
 ・海外進出企業ベースの海外生産比率＝現地法人（製造業）売上高／本社企業（製造業）売上高×100
 ・国内法人：法人企業統計（財務省）

(出典) 経済産業省「第31回 2001 年海外事業活動基本調査概要」

なお、前掲の図表 2-1 では、80年代後半の直接投資額の伸びが突出しており、図表 2-4 の海外生産比率の推移とパラレルになっていない。これは、80年代後半では製造業の海外生産比率に影響を及ぼさない金融・保険、サービス、不動産等の非製造業の直接投資額が急増したことによるものである⁽⁹⁾。

次の図表 2-5 は、非製造業の直接投資額について、地域別の構成割合の推

(9) 業種別・国別対外直接投資額の推移

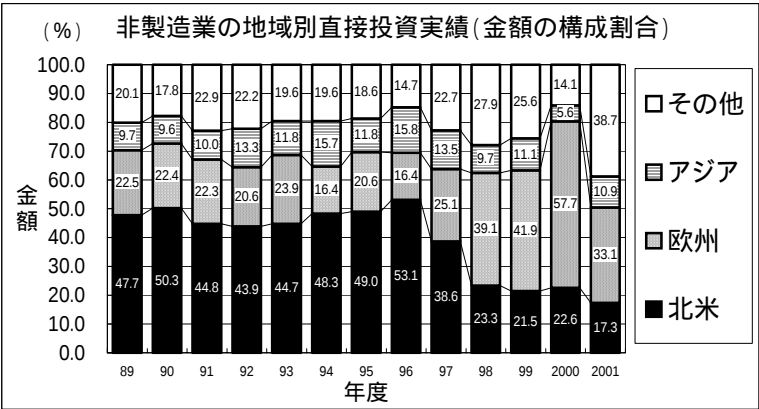
(単位：百万ドル)

年 度	1987	1988	1989	1990	1991	1992
全 体	33,364	47,022	67,540	56,911	41,584	34,138
製造業	7,832	13,805	16,284	15,486	12,311	10,057
非製造業	25,080	32,634	50,517	40,620	28,809	23,720
金融・保険業	10,673	13,104	15,398	8,047	4,972	4,579
サービス業	2,780	3,732	10,616	11,292	5,413	6,530
不動産業	5,428	8,641	14,143	11,107	8,899	5,147

(出典) 財務省『第17回国際金融年報』（平成5年版）411～417頁

移を示したものである。98～2000年度において、対欧州投資の割合が大きなウエイトを占めている。この対欧州投資の中身については、次の図表 2－6 の説明で明らかにする。

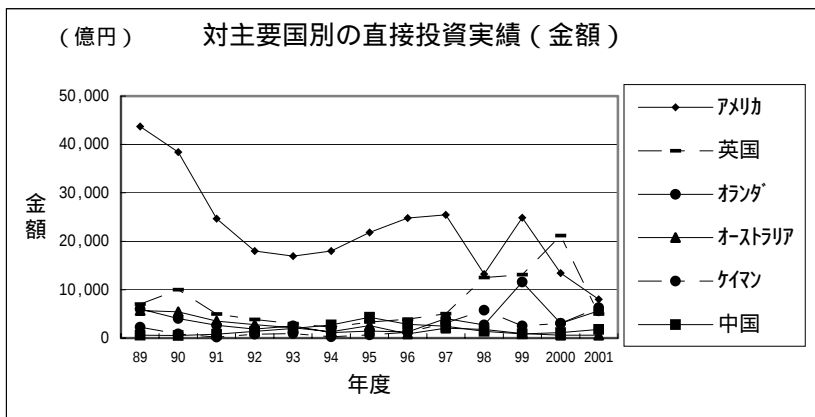
図表 2－5



(出典) 財務省「業種別・地域別対外直接投資実績」

次の図表 2－6 は、対主要国別の直接投資実績(金額)の推移を示したものである。これによれば、米国、英国、オランダ、ケイマン諸島、中国、オーストラリアといった国々が上位を占めている。97年度までアメリカ以外の国への投資額は低調であったが、98年度以降は、英国、オランダ、ケイマン諸島への投資額が増え特徴的な動きを示している。英国、オランダ、ケイマン諸島への直接投資は、いずれも金融・保険業が大きなウエイトを占めている。

図表 2-6



(出典) 財務省「国別・地域別対外直接投資実績」

対英国直接投資額では、金融・保険業が1999年度で3,821億円（対英国投資額の29%）、2000年度で2,116億円（同10%）、2001年度で2,801億円（同57%）と大きなウェイトを占めている。これは、日本の銀行及び証券会社が、ジャパンプレミアムの上昇などにより経営体力の低下した在英金融子会社等に向けて資本増強を推し進めた結果と見られる⁽¹⁰⁾。なお、1999年度では食料部門の6,233億円（対英国投資額の47.7%）、2000年度では運輸業の17,020億円（同80%）が最も大きかった。

対オランダ直接投資額では、金融・保険業が1999年度で1,867億円（対オランダ投資額の16%）、2000年度で1,922億円（同63%）、2001年度で2,291億円（同41%）と大きなウェイトを占めている。これらの中には、金融持株会社を通じた大型買収による投資額が含まれている⁽¹¹⁾。

(10) 日本貿易振興会『2001年版 ジェトロ投資白書—世界と日本の海外直接投資』50頁。

(11) 日本貿易振興会、前掲書（注(10)）、281頁。同書によれば、99年度に、日本たばこ産業（J T）は、米R J Rナビスコが保有する米国以外の海外たばこ事業をオラ

対ケイマン諸島への直接投資額では、金融・保険業が1999年度で2,087億円（対ケイマン投資額の83%）、2000年度で2,852億円（同94%）、2001年度で6,220億円（同99%）と大部分を占めている。これは、日本の金融・保険会社がケイマン諸島に特別目的会社（SPC）を設立し資産流動化スキームの投資媒体（investment vehicle）として利用する動き等が活発化したためと見られる。

対中国直接投資では、90年代前半に発生した空前の開発・外資誘致ブームに乗って日本からの直接投資は95年度に4,319億円とピークとなったが、その後金融引き締め政策の浸透により直接投資額は減少している。対中国投資では、製造業のウエイトが大きく、製造業は1999年度で603億円（対中国投資額の72%）、2000年度で840億円（同76%）、2001年度で1,590億円（同88%）と大部分を占め、「世界の工場」としての地位を固めている。

なお、対オーストラリア直接投資で特に顕著な業種は不動産業であり、1998年度で1,209億円（対オーストラリア投資額の68%）、1999年度で447億円（同47%）とかつては大きなウエイトを占めていた。

第2節 現地法人への投資判断

企業が海外直接投資をする際の動機・誘因としては、豊富な生産・販売市場、高い経済成長性、低コストの生産資源、関税・非関税障壁対策、政府の奨励策、優遇税制、資金調達しやすい効率的な資本市場、研究開発を可能にする有能な人材等の存在をあげることができる。海外直接投資の動機・誘因は単一ではなく、むしろ、これらの要因が複合的に関係している場合が多いと考えられる。したがって、これらの動機・誘因の中から特定のものをとりあげて海外直接投資との関係を論じて、海外直接投資の一般的な傾向を導き出せるものではない。しかし、ここでの目的は、海外直接投資の動向そのものを分析することで

ンダに新設した持株会社を通じて買収したことが直接投資額の急増の要因であるとしている。

はない。ここでは、本国と進出先国との税率格差や現地の優遇税制等の存在が、海外直接投資にどのような影響を与えているかという観点から分析することにしたい。なお、海外直接投資は、第1章第2節で述べたように、日本の親会社から現地法人に対する出資や貸付による資金投入のほかに、当該現地法人が稼得した利益による再投資も含まれるが、本節では前者についての投資決定の考察を行い、より税務上の問題が多いと考えられる後者についての最適投資決定の考察は第3章第3節で行う。

投資判断の考察において、居住者が内外にわたり所得を得ている場合の課税方式として、居住地主義 (residence principle) を前提とする。居住地主義は、わが国を含め各国で広く採用されている課税方式であり、居住者に対しては、全世界所得に課税するとともに、国外所得について国際的二重課税が生じる場合、外国で納付した税額を控除するものである。

まず、この居住地主義の下で、現地法人が稼得した税引後利益の全額が本国の親会社への配当に向けられるとともに、現地法人の所得に課される現地での税金が親会社の本国の税金から完全に控除されると仮定する。この場合、親会社の現地法人に対する投資によって得られる所得 (=受取配当) に課される実効税率は、本国での投資所得に課される実効税率と同一になる (ただし、現地法人の所在地国の税率が本国の税率以下であることが前提)。したがって、国の内外いずれであげた投資所得に対しても同一の税率で課税されることになり、いわゆる「資本輸出の中立性」 (capital export neutrality) が完全に保たれることになる。資本輸出の中立性が保たれる限り、日本の親会社が現地法人に対して新規又は追加的に資金を投入 (出資・貸付) するかどうかの判断に対して、両国の税率格差は影響を及ぼさないことになる。したがって、このような投資判断に対して税金は中立的であり、投資判断は税金以外の要因の影響を受けることになる。

上記の検討では、現地法人が稼得した税引後利益の全額が本国の親会社への配当に向けられると仮定しているが、現地法人形態であれば、支店形態の場合と異なり、現地法人の所得は配当の支払という形で送金された場合にのみ本国

の親会社で課税されることから、国外源泉所得をもつと居住地国課税の繰延べが生じ、支店よりも子会社の運営を優遇・差別し、資本輸出中立性を後退させることになる⁽¹²⁾（第3章第3節参照）。

また、租税条約の規定により途上国の優遇税制により減税された分を課税されたものとみなしてわが国で税額控除（みなし外国税額控除）の適用が認められるような場合においても、資本輸出の中立性は成立しない。みなし外国税額控除が適用される場合、当該途上国への投資が国内投資よりも有利になる。みなし外国税額控除については、OECDモデル条約には存在せず、また、みなし外国税額控除に対するわが国の方針は、政府税制調査会の法人課税小委員会報告（1996年）において指摘されているように、「税の公平といった課税の基本原則や有害な租税競争の牽制といった観点も踏まえる必要がある。したがって、対象となる国や優遇措置を合理的な範囲に限定し、また、租税条約におけるみなし外国税額控除の規定自体を時限措置とするなど、今後とも、みなし外国税額控除の一層の見直し・縮減の努力を継続すべきもの」⁽¹³⁾とされている。

これまでの検討から明らかなように、親会社から現地法人への資金投入に関する投資判断に際して、資本輸出の中立性が保たれるようなことは、實際上、稀である。税金以外の要因を無視した場合、一般的に、本国よりも進出先国の実効税率が低ければ、国内投資よりも現地法人に対する投資が選好されることになると考えられる。また、税率格差だけでなく、税引前利益を実質的に圧縮するような進出先国の優遇税制の存在もそのような投資判断に影響を与えることになるであろう。

(12) 占部裕典「海外取引にかかる優遇税制の問題点」水野忠恒編著『改訂版－国際課税の理論と課題』税務経理協会（1999）177頁以下。

(13) 平成8年11月、税制調査会 法人課税小委員会報告 本文6／6（2章13以下）。
竹内洋「わが国の租税条約締結ポリシー」水野忠恒編著・前掲書（注(12)）27頁以下。

第3節 現地法人の所有構造の地域別特徴と課税問題

進出先国の選定、現地法人の所有戦略の決定、当該進出先国への資金移転は、海外直接投資のスタート段階に当たる。本節では、そのスタート段階に着目し、日本企業による海外現地法人の所有戦略について地域別の特徴を分析し、若干の課税上の問題について触れる。

外資に対する出資比率規制（以下「外資規制」と言う。）は、アジア諸国で多く見られる⁽¹⁴⁾。外資規制を反映して、現地法人の地域別の出資割合に顕著な差異が見られる。経済産業省の海外事業活動基本調査によれば、99年度における日本側出資比率が100%の現地法人は、北米で81.6%、ヨーロッパで77.4%に達しているのに対し、外資規制を設けている国が多いアジアでは39.6%に過ぎない⁽¹⁵⁾。このように、アジアでは、欧米に比べて合弁形態が多いと言える。

アジア諸国に見られるように外資規制があれば合弁形態によらざるを得ない場合も多いと考えられるが、そもそも、日本企業は、経営戦略上の観点から一般的に現地法人を完全所有（出資比率100%）するよりも合弁形態を志向し、その上で実質的な経営支配権を確保しようとする傾向があるようである。日本企業の多国籍化の歴史は、欧米企業に比べて浅い。日本企業が生産拠点の確保や販売経路の開拓を単独で行っていたのではかなりの時間を要することになる。そこで、海外進出後の早い時期に現地におけるマーケティング活動等を軌道に乗せるために、当該国の市場に精通している現地企業との合弁で進出する可能

(14) 日本貿易振興会・前掲書（注(10)）（資料編－外資政策）によれば、アジア諸国では、韓国（412頁）、シンガポール（418頁）、タイ（420頁）、マレーシア（430頁）、インドネシア（434頁）、フィリピン（443頁）、ベトナム（446頁）、インド（453頁）、パキスタン（461頁）において、法律又は行政指導による外資出資比率規制がある。

(15) 経済産業省『第29回わが国企業の海外事業活動－平成11年海外事業活動基本調査』135, 136, 139頁。地域の特徴については、近昭夫・藤江昌嗣『＜統計と社会経済分析＞日本経済の分析と統計』北海道大学図書刊行会（2001）9頁以下。

性が高いと言われている⁽¹⁶⁾。そして、出資比率面では支配権が得られなくても、管理職の派遣、技術支援・ノウハウの提供、原材料・部品の供給、製品の買取等を通じて合併会社の実質的な経営に対して影響力を行使する⁽¹⁷⁾。このような日本企業の傾向は、米国企業が現地法人の株式を100%所有して完全支配し、重要な意思決定を本国本社で掌握しようとする傾向が強いのと比べると対照的である⁽¹⁸⁾。

現地の外資規制により現地法人の出資比率割合が制限されている場合に、実質的な所有権を確保するための方策の一つとして、日本法人と資本関係のない地元エージェントに、現地法人の名義上の株主 (Nominee) になってもらう契約を締結する場合がある。この契約により、現地法人の株式の一部を地元法人等の名義で保有させて、日本企業が実質支配することが行われる。この種の契約では、名義上の株主は、議決権や株式の処分権がないこと (議決権、処分権等は日本法人が留保) が明記されている。このような株主や役員のノミニーのサービスは、タックス・ヘイブン国においてもよく見られるところである⁽¹⁹⁾。このような場合、実質所得者課税の観点から次のようなことが問題となりうる。

通常、名義上の株主は名義株式の取得代金の負担はせず、その代金は日本法

(16) 皆川芳輝『多国籍企業の租税戦略－日本企業のアジア進出を中心に』名古屋大学出版会 (1993) 14頁以下。

(17) 島田克美『概説海外直接投資 (第二版)』学文社 (2001) 110頁以下。

(18) 亀井正義『企業国際化の理論－直接投資と多国籍企業』中央経済社 (2001) 19頁以下及び79頁以下。これによれば、米国系多国籍企業は、子会社の株式を100%所有し完全支配しようとする傾向が強いのは次のような理由からであるとされる。米国企業は、1950年代後半から70年代前半ころまで、直接投資が活発に行われており、その対外直接投資残高は世界の50%以上を占めるに至ったが、この時代の多国籍企業は、それ以前と区別され、近代的多国籍企業と呼ばれている。この時代は、運輸、通信、情報処理技術の発達により、在外子会社の管理が低コストでしかも迅速に行うことが可能になり、近代的多国籍企業は共通の経営戦略によって結び付けられ、かつ重要な意思決定が本国本社に掌握されている。このためには子会社の所有形態は完全所有が原則となる。

(19) いずみ会計社編『オフショアを利用した個人資産家の海外投資入門』中央経済社 (2000) 87頁。

人が名義上の株主を通じて全額拠出していると考えられる。その拠出金は、名義上の株主に対する貸付金等の科目で会計処理されていても、その実質は現地法人の株式（有価証券）の取得価額であると考えられる。法人税法11条は実質所得者課税の原則を定めているが、その趣旨は、課税物件の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質とが相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきであるとするものである⁽²⁰⁾。したがって、名義上の株主が現地法人から配当の支払を受けた場合、またはその現地法人の株式を譲渡してキャピタル・ゲインを得た場合、これらの所得の法律上の帰属者は実質的に日本法人であると認定すべきである。

(20) 金子宏『租税法 第八版』弘文堂（2001）161頁。

第3章 現地法人の再投資・配当行動の特徴

第1節 現地法人の収益状況

第2章第1節では日本企業の海外生産比率が増加傾向にあり(図表2-4)、生産拠点が海外へシフトしていると述べたが、ここでは生産拠点としての海外現地法人の収益性がどのように推移してきたかを、経済産業省の海外事業活動基本調査のデータを基に見ていきたい。

次の図表3-1は、日本企業(同調査では、金融・保険業、不動産業は対象外)の現地法人⁽²¹⁾の経常利益額の推移を示したものである。90年代の初頭は、海外直接投資が急減(図表2-1)し、経常利益額も低迷していたが、94年度以降は、アジア通貨危機の影響で減少した年度があったものの、概して大幅な増加傾向にあったことが注目される。

なお、グラフの経常利益額は、円・ドルの期中平均レートにより円換算したものであるが、94年度以降はその前よりも概して円高に推移していたので、ドル建のまま比較すれば、94年度以降の経常利益額の増加額はもっと大きくなるであろう⁽²²⁾。

(21) 経済産業省の統計における現地法人の定義は、第1章第2節参照。

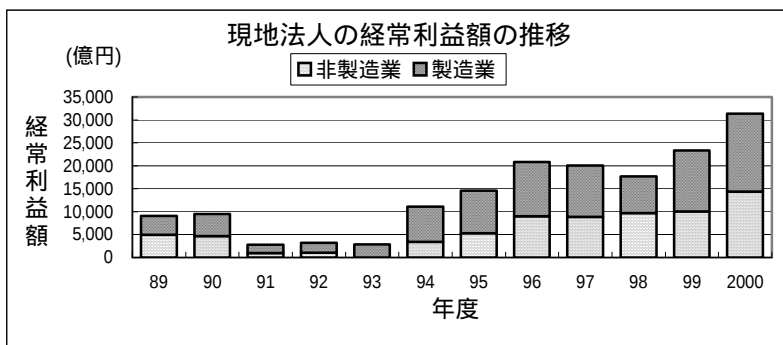
(22) 経済産業省の「海外事業活動基本調査」のデータを利用する際の留意事項として、「本調査の結果を従来の調査と比較する場合、あるいは今後の調査の結果を今回の調査結果と比較する場合には、毎年回収率の推移及び換算レートの推移(調査結果は円ベースに換算されたものである)に留意する必要がある」とされている。

対ドル円レート(期中平均)

年 度	1989	1990	1991	1992	1993	1994
対ドル円レート	158.00	141.55	132.95	124.77	111.20	101.35
年 度	1995	1996	1997	1998	1999	2000
対ドル円レート	94.06	108.78	120.99	130.91	113.91	107.77

(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査(第7回)」(731・733頁)、「海外事業活動動向調査(第30回)」

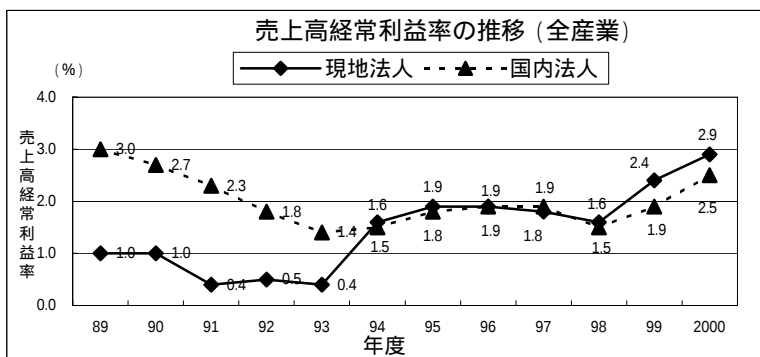
図表 3-1



(出典) 経済産業省「第31回 2001年海外事業活動基本調査概要」

次の図表 3-2 は、海外現地法人と国内法人の売上高経常利益率の推移を示したものである。これによれば、93年度以前では現地法人の方が国内法人よりも低く格差も大きかったが、94～98年度では両者はほぼ同水準で推移し、99年度以降では現地法人の方が国内法人を上回っていることが注目される。

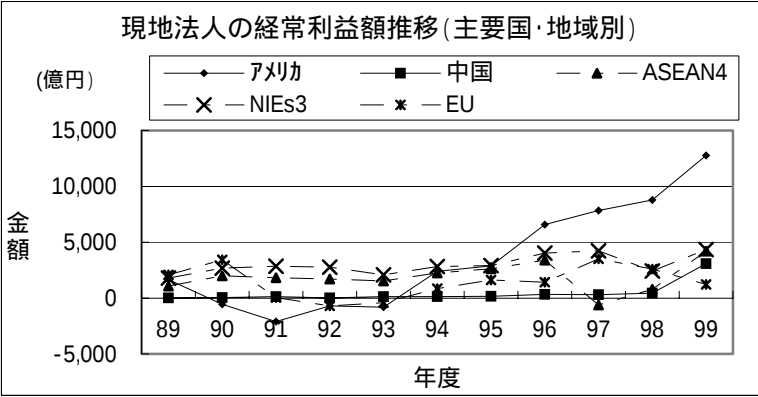
図表 3-2



(出典) 経済産業省「第31回 2001年海外事業活動基本調査概要」

次の図表 3－3 は、現地法人の経常利益額の推移を主要国・地域別に示したものである。また、図表 3－4 は、米国 I R S の統計から、米国における日系現地法人の課税所得の推移を抜粋したものである。

図表 3－3



(注) 98年度より、香港は中国に含めて集計。
(出典) 経済産業省「第31回 2001 年海外事業活動基本調査概要」

図表 3－4

米国における日系現地法人の課税所得金額の推移 (単位：百万ドル)

業種	年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
全産業		3,289	3,259	4,219	5,742	8,225	9,502	11,305
製造		654	775	1,076	1,903	3,108	3,784	4,751
卸売		1,384	1,325	1,456	1,960	2,549	2,568	3,103
金融・保険・不動産		1,023	888	1,167	1,042	2,065	2,518	2,755
サービス		—	—	332	570	211	336	485

(注) 外資系米国法人 (Foreign-Controlled Domestic Corporations) とは、米国法人のうち、その議決権株式の数 (又は全株式価額) の50%以上が直接又は間接に外国の者又はエンティティ (個人、法人、パートナーシップ、遺産財団又は信託を含む。) によって、年度を通じて所有されている法人である。
(出典) IRS, Statistics of Income Bulletin, Foreign-Controlled Domestic Corporations, 1991～1997. (<http://www.irs.gov/>)

図表 3－3 及び図表 3－4 から、米国に所在する現地法人の経常利益額及び課税所得が、94年度以降、急伸していることがわかる。米国現地法人の経常利益額が急伸した理由としては、91年以来、米国景気が長期拡張傾向にあったことや、対米直接投資が成熟段階に入り在米現地法人の収益状況が改善され安定してきたことをあげることができる⁽²³⁾。また、米国では、94年に同業他社の営業利益率をベースに独立企業間価格を算定する利益比準法（Comparable Profits Method：CPM）が導入され、IRS（米国内国歳入庁）による移転価格課税強化の動きに対応して、日本法人から米国現地法人への所得移転が行われたのではないかという見方もできなくはない。

第2章の図表 2－6 「対主要国別の対外直接投資実績（金額）」によれば、中国への直接投資額は上位（2001年度は第5位）に位置している。図表 3－3 によれば、中国現地法人の経常利益額は、99年度では香港現地法人の経常利益額（49%を占める。）等を反映し急増しているが、それ以前は低水準のままであった。巨大市場を有する中国では、まず、利益の確保よりも現地市場の維持・確保・拡大が優先されていることが一因と推測される。これに対し、進出先国内の市場自体はそれほど小さくなく、むしろ、輸出（中継）拠点としての色彩が濃いアジアNIEsやASEAN諸国に所在する現地法人は、比較的高い利益水準を維持している。

(23) 日本貿易振興会『進出企業実態調査 米国編 ～日系製造業の活動状況 2001年版』（2001年8月）22頁の統計調査によれば、94年以降は黒字製造企業の割合が70%弱と高値安定傾向にある。また、同書3頁によれば、99年度の営業損益が「改善した」理由の回答（複数回答）は、「需要拡大」が71.3%で最も高く、次いで「合理化等によるコスト削減」が51.4%、「価格変更による売上増加」が23.3%となっている。「価格変更による売上増加」には、価格引き下げによる場合と価格引き上げによる場合の両方が含まれる（同書26頁）。

在米日系製造企業の営業損益状況

（単位：％）

年 度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
黒字割合	38.9	51.2	56.8	66.6	67.9	65.5	67.1	66.6	69.7
赤字割合	53.2	41.0	34.7	23.2	24.9	24.3	23.6	24.7	24.4

第2節 現地法人の再投資・配当行動の特徴

1 直接投資収益の形態

現地法人から収受する直接投資のリターン（直接投資収益）の形態としては、配当、利子、ロイヤリティーがある。海外直接投資収益の本国への送金形態に関する研究としては、どのような配当、ロイヤリティー及び利子の構成組合せが多国籍企業グループ全体の税負担の最小化をもたらすかを分析したものや、これらの送金形態の構成組合せが現地法人の所有構造の地域間格差とどのような関係にあるかを分析したものがある。前者の研究では、直接投資の受入国におけるロイヤリティー及び利子に対する源泉税率と本国の法人税率を要素にして、多国籍企業グループ全体の税負担を最小にするための条件式を導いたものがある⁽²⁴⁾。また、後者の研究では、100%出資法人が多いアメリカやヨーロッパでは、現地法人からの配当の増加は直接的に親会社の所得の増加に貢献するので現地法人の配当性向は高いが、合弁形態の多いアジアでは、現地法人からの配当の増加は合弁の相手先に漏れてしまうことになるので、配当よりもロイヤリティーなどのように親会社へ直接的に所得を移転する方法が選好されるという憶測を示したものがある⁽²⁵⁾。これらの研究では、配当、ロイヤリティー及び利子という本国送金の形態が相互に代替的であるという前提があるのではないかと考えられる。親会社は現地法人に影響力を及ぼすことができるのであるから、契約内容等の変更を通じて送金

(24) 皆川芳輝・前掲書（注(16)）87～115頁。皆川氏は、多国籍企業の本国送金と国際課税との関係について、受入れ国における法人税率を t 、配当に対する源泉税率を Wd とし、受入れ国におけるロイヤリティー及び利子に対する源泉税率が t より低いとするならば、 $Wd(1-t)+t$ が本国の法人税率より高い場合、多国籍企業グループ全体の税負担を最小にするためには、ロイヤリティー及び利子を増やし、配当金を減らすことが必要であり、逆に、 $Wd(1-t)+t$ が本国の法人税率より低い場合、多国籍企業グループ全体の税負担に対して、本国送金の形態別構成は影響を与えないという結論を導いている。

(25) 田近栄治、油井雄二「日本の海外直接投資と法人税改革」税経通信（1996.4）79頁。

形態を実質的に変更させることはある程度可能であろう。しかし、利子やロイヤリティーは融資や技術移転等の契約に基づいて発生し費用となるものであるのに対し、配当金は税引後利益の処分により生じるものであり、発生原因や発生段階は基本的に異なる。

現地法人による利益の配当又は剰余金の分配の時機や金額は、現地の商法規定による制限、フリー・キャッシュ・フロー⁽²⁶⁾の多寡、親会社の支配力などにもよるが、ある程度自由裁量により決定（arbitrary decision）することができる。すなわち、企業グループ内部の財務・租税戦略の観点から、配当を行わないこともできるし、逆に適当な時機を選んでその金額を伸縮的に決定することができるのである。配当については、当然のことながら、移転価格税制等の課税所得計算規定の適用対象外である。このような配当の特性に着目して、次のように節税を容易に行うことができる。

（ケース１）は、日本の親会社が国内の銀行から借り入れた資金を現地法人に直接貸し付ける場合であり、（ケース２）は、借入資金を出資金として日本よりも低税率の国（ただし、日本のタックス・ヘイブン税制が適用されないような国）に金融子会社を設立し、当該金融子会社が資本金として調達した資金を現地法人に貸し付ける場合である。法人税（地方税を含む。）が40%であるとした場合、（ケース１）ではグループ全体で法人税の節税効果は30であるが、（ケース２）では金融子会社において受取利子を留保し親会社に配当しない限りグループ全体で法人税の節税効果は40になり、（ケース２）の方が10だけ節税効果が大い⁽²⁷⁾。これは、金融子会社において受取利

(26) フリー・キャッシュ・フローとは、企業が自由に株主や金融機関、社債権者などに支払うことが可能なキャッシュ・フローであり、次の式により算出される。

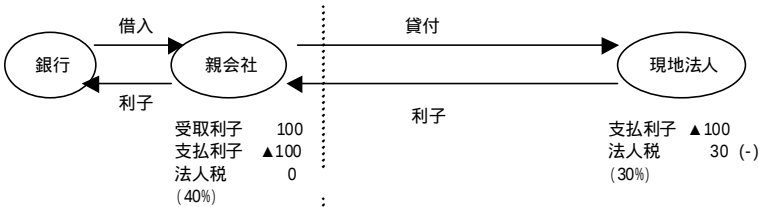
フリー・キャッシュ・フロー＝税引前金利控除前利益（１－実効税率）＋減価償却費等の非資金費用－必要運転資金増加分－投資額

したがって、利益のうち設備投資や運転資本に向ける資金需要が増加すれば、資金調達先である株主又は債権者への分配又は返済が自由であるフリー・キャッシュ・フローが減少することになる。

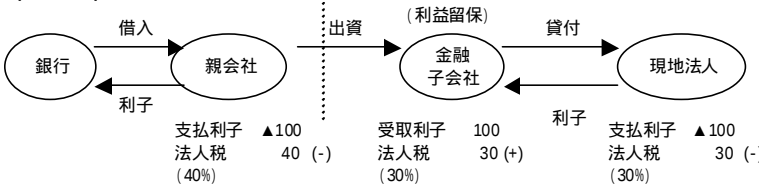
(27) （ケース２）の場合、銀行に対する金利の支払がグループで一度であるにもかか

子が低い税率で課されたまま留保されているからにほかならない。親会社に特に資金需要が生じていない限り、現地法人は配当を行う必要はない。低税率国に所在する現地法人に利益を留保し続ける限り、日本での課税を恒久的に繰り延べることができる。

(ケース1)



(ケース2)



2 現地法人の内部留保率（再投資割合）の推移

一般的に、設立後間もない現地法人の利益率は低いが、事業が軌道に乗るに連れてその収益状況は改善され、海外直接投資は成熟段階を迎えるようになる⁽²⁸⁾。こうした直接投資の成熟段階においては、現地法人の税引後利益を内部留保し再投資に回すべきか、あるいは日本の親会社への配当に回すべきかどうかといったことが、多国籍企業にとって重要な財務戦略上の課題の一つとなる。ここでは、現地法人の再投資や配当に関する行動にどのような特徴があるのかを分析する。

ならず、グループ内において金利の控除が2度行われるため、ダブル・ディップ・ローンと呼ばれる。富田千寿子「海外取引と外国税額控除制度」税務弘報（2002. 4）46頁。

(28) 田近栄治、油井雄二・前掲書（注(25)）73頁。

次の図表 3－5 は、日銀の国際収支統計の中から、海外直接投資に係る現地法人の再投資収益（内部留保額）の推移を示したものである。国際収支統計を国際基準に合わせるため、96年1月分から再投資収益（直接投資先企業の収益のうち正式には配分されていない直接投資家の持分）が新たに国際収支統計の一項目として計上されることとなった⁽²⁹⁾。これによれば、2001年の再投資収益は、過去最高を示している。（現地法人の内部留保額が、マイナスとなっている投資先企業の分も合算されている。）

図表 3－5 現地法人の再投資収益の推移 (単位:億円)

暦 年	1996	1997	1998	1999	2000	2001
再投資収益の額	2,489	6,331	3,713	792	▲1,907	8,456

（出典）日本銀行、国際収支統計－所得収支（受取）

国際収支統計では、再投資収益に係る現地法人の税引後利益が報告対象となっていないので、後述の米国商務省の統計（図表 3－7）と異なり、内部

(29) 外国為替管理令とそれに関連する大蔵省令の一部が改正され、海外に直接投資している企業に対し、税引後利益のうち再投資のために蓄える内部留保額（再投資収益）を報告するように義務付けられた（省令第29条）。96年1月分から再投資収益（直接投資先企業の収益のうち正式には配分されていない直接投資家の持分）を新たに国際収支統計の一項目として計上されることとなった。再投資収益は、企業から提出される内部留保残高に関する年次報告を基に推計され、内部留保残高の対前年差を直近の再投資収益とみなしている。内部留保残高は、外国法人の自己資本から資本金、株式払込金、資本準備金、配当金及び役員賞与金を除いた金額であり、内部留保がマイナスとなる場合も報告対象となる（外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第五十「対外直接投資にかかる外国法人の内部留保等に関する報告書」記入要領）。なお、参考までに、外国投資家による対内直接投資に係る本邦法人の内部留保額の推移は次の通りである。

対内直接投資に係る再投資収益の推移 (単位:億円)

暦 年	1996	1997	1998	1999	2000	2001
再投資収益の額	782	422	▲251	▲1,207	▲99	1,879

（出典）日本銀行、国際収支統計－所得収支（支払）

留保率（再投資割合）を算出することはできないようである。そこで、経済産業省の海外事業活動基本調査の計数を用いて、現地法人の内部留保率の状況を見ることにしたい。

次の図表３－６は、92年度以降における現地法人と国内法人の内部留保率の推移を示したものである。これによると、現地法人（税引後当期利益＞０）の内部留保率は、90年代前半は60％台であったが、その後半では70％台へと増加している。このことから、現地法人は、その利益を日本の親会社への配当に向けるよりは、再投資に向ける傾向が強まってきていると見られる。

図表３－６ 現地法人の内部留保率の推移 (単位：億円、％)

年 度	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
全産業	61.2	66.6	66.7	72.5	72.7	71.6	71.8	76.5	75.7
製造業	59.1	63.3	63.0	71.0	71.6	70.4	65.1	61.0	72.6

(注) 内部留保率＝内部留保額／税引後当期利益×100

ただし、(1)「内部留保額」及び「税引後当期利益」の双方が有効回答であり、かつ、(2)「税引後当期利益＞０」の条件を満たす現地法人により集計。

(出典) 経済産業省 第29回、第31回 海外事業活動基本調査概要

なお、欠損法人を含む現地法人全体の税引後利益や内部留保額の合計額は、毎年大きく変動しており、マイナスの年度もあるが⁽³⁰⁾、本稿で着目するのは、上記図表３－６で示したように、税引後当期利益（＞０）を有する現地法人がどのような再投資行動をとるかという点である。

次の図表３－７は、米国商務省経済分析局が公表している2000年度事業動

(30) 現地法人の税引後利益・内部留保額の推移 (単位：億円)

年 度		1996	1997	1998	1999	2000
全産業	税引後当期利益	13,835	7,798	9,507	14,413	19,727
	内部留保額	7,913	3,334	2,562	7,218	8,792
製造業	税引後当期利益	7,828	2,797	4,094	8,000	10,743
	内部留保額	4,361	▲329	76	2,691	5,608

[出典] 経済産業省「第31回 2001年海外事業活動基本調査概要」

向調査の結果より、直接投資収益⁽³¹⁾に関するデータの中から、海外現地法人（foreign affiliates）の税引後所得とその分配額・再投資（内部留保）額を抽出したものである。これによれば、比較可能性の点でやや難はあるが、日本企業の現地法人の内部留保率（再投資割合）の方が米国企業のそれよりも一応高いといえるであろう⁽³²⁾。

図表 3－7 米国企業の海外現地法人の再投資割合 （単位：百万ドル）

年度	合計所得 (Total earnings)	分配額 (Distributed earnings)	再投資額 (Reinvested earnings)	再投資割合 (Reinvestment ratio)
1997	104, 174	55, 196	48, 978	47%
1998	91, 196	55, 545	35, 651	39
1999	102, 742	45, 492	57, 250	56

（出典）U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis, Survey of Current Business, Sept. 2000, at 62, 65.
(<http://www.commerce.gov/>)

-
- (31) 米国商務省の定義によれば、直接投資収益（direct investment income）とは、
 (1) 海外現地法人の税引後所得のうち米国親会社持分に対応する金額（U.S. parents' claims on the earnings (or profits) of foreign affiliates）と、(2) 海外現地法人への貸付に係る受取利息から、海外現地法人からの借入金にかかる支払利息を控除した金額から構成される。(1)の海外現地法人の所得は、キャピタル・ゲイン及びロスは除かれる（U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis, Survey of Current Business, March 1995, at 40-41）。図表 3－5 に示したのは、簿価（historical cost）でありが、これ以外にも、物価水準調整を加算した現在原価（Current Cost）やキャピタル・ゲイン及びロスを含めた市場価値（Market value）によるものも公表されている。
- (32) 経済産業省と米国商務省の統計の違いを踏まえておく必要がある。経済産業省の統計は金融・保険業及び不動産業が含まれていないが、米国商務省の統計は海外直接投資を行った全産業のものが含まれている。また、経済産業省の統計は、税引後利益計上企業（税引後利益＞0）の法人が対象となっているが、米国商務省の統計はそもそもそのような区分計算は行っていない。

3 ビジネス環境の変化と企業の再投資・配当行動の変化

国際的なビジネス環境の変化が、現地法人の再投資や配当行動にどのような影響を実際に与えているかについて、日本経済新聞⁽³³⁾で紹介されている事例を基に見ていきたい。

トヨタは、平成13年度より、海外子会社の稼得した外貨を円に交換することを止め、現地通貨のまま保有・運用する戦略に転換した。トヨタは、これまでは海外子会社の余資は配当として吸い上げ、ほとんどを円に替えて運用していたが、長期的に見て円は最強通貨になりえないとの判断と、設備投資先の軸足が徐々に国内から海外にシフトしていったことが、その方針転換の背景にあったとのことである。

また、東芝は、海外子会社の余資を配当として吸い上げるほか、そのほぼ同額を外貨のまま残し、欧米やアジアの3地域にある金融統括会社で管理・運用している。現地通貨のまま保有することで為替変動による目減りを回避し、いったん円転して日本に送金する際にかかる手数料などを削減する狙いもあるといわれている。

また、日立製作所は、中国で二十社以上の子会社を持ち、海外現地法人からの配当をドルか円建てで受け取っているが、先行きの事業拡大などをにらみ、現地の優遇税制などを利用して、中国に資金を人民元のまま蓄積することを検討しているという。

記事の内容は、日本を代表する大手企業3社の例を紹介しているに過ぎないが、同様の環境の下に置かれている日本の海外進出企業の中には、これらの会社と同様の経営戦略をとっているものも少なくないと考えられる。

一般的に、現地法人に利益を留保し再投資に回す傾向は強くなっていると考えられる。そして、現地法人の利益に係る配当政策は、主として企業グループの内的要因に応じて弾力的に決めることができるので、タックスメリットを狙って、配当額を伸縮的に操作し、戦略的な配当政策をとることも可能

(33) 平成13年7月6日付日本経済新聞（朝刊）7面。

である。この問題については、第5章で考察することにした。

4 会計制度等の変革と企業の再投資・配当行動の変化

進出先国において景気が拡大し設備投資増強等のために資金需要が生じれば、親会社への配当に向けるよりは、現地法人に利益を留保し再投資に向けることもあるであろうし、また、日本国内の景気が後退し、日本の親会社の業績が低迷すれば、その財務内容ないしキャッシュ・フローを改善するために、現地法人の利益を配当として回収することもあると考えられる。こうした企業行動について、親会社の好不況に対応して子会社の配当が伸縮的に利用されているとの指摘もなされている⁽³⁴⁾。個別財務諸表が主たる地位に置かれていた時代においては、現地法人からの配当が親会社決算の調整弁として利用されることも少なくなかったようである⁽³⁵⁾。

しかし、平成9年以後、わが国の企業会計基準を国際会計基準、いわゆるグローバル・スタンダードに近づけるために、企業会計制度のドラスティックな大変革が行われたことにより、状況は一変したといえる。個別財務諸表中心から連結財務諸表中心のディスクロージャーへの移行、税効果会計、退職給付会計、金融商品の時価主義会計、連結キャッシュ・フロー計算書の導入等に関して、新たな会計基準が公表されるとともに、商法、法務省令、証券取引法、大蔵省令の改正が行われ、新たな会計基準が平成11年4月1日以後開始する事業年度より適用されることになった。ここでは、特に、連結財務諸表中心のディスクロージャーへの移行と税効果会計の制度化が、海外現地法人の配当行動にどのような影響を及ぼす可能性があるかについて考察する。

会計制度の改正前は、わが国では親会社単体の個別財務諸表が重視される

(34) 田近栄治、油井雄二・前掲書（注(25)）78頁。

(35) 河原健・須藤一郎『国際取引のグループ戦略ーグループ内取引ルールの再構築』東洋経済新報社（1999）32頁以下。

傾向にあり、親会社の財務内容さえ良ければよいとの考えから、子会社からの利益配当等の取引を通じて親会社に利益を計上させるという方法がとられることもあったようである。すなわち、前述のように、親会社の収益状況に応じて海外現地法人の利益から伸縮的に配当額が決められ、親会社決算の調整弁として利用されることもあったと考えられる。しかし、会計制度の改正によって連結財務諸表が主たる財務諸表として位置付けられ、子会社を含めた連結ベースでの財務内容が重視されるようになると状況が変わってきた。子会社から親会社への配当は、連結会社相互間の内部取引に過ぎないので、連結財務諸表の作成に当たっては相殺消去しなければならない⁽³⁶⁾。したがって、子会社からの配当の有無は、連結利益に影響を及ぼさないことになる。国外の関連会社からの配当政策を通じた所得調整の手法は、個別財務諸表がディスクロージャーの中心であった時代には意味があったが、連結財務諸表中心の時代では無意味になったといえる。日本の親会社に資金需要があれば、現地法人からの配当を増やすということもあろうが、親会社の個別財務諸表の内容を良く見せるという理由だけで現地法人からの配当を増やすということは考えにくい。また、連結範囲に持株基準だけでなく実質支配力基準⁽³⁷⁾が導入されたことにより、持株比率（議決権の過半数）を満たさなくても、資金提供、役員派遣、取引関係などを通じて実質的な支配力を行使することのできる会社も連結範囲に含まれることになったので、この種の会社を連結の範囲外に置いて、当該会社からの利益配当等の取引を連結決算利益の調整弁として利用するようなこともできなくなったと考えられる。

次に、税効果会計の制度化が企業の配当行動にどのような影響を及ぼすかを検討する。連結財務諸表が主たる財務諸表として位置付けられるようになったが、同時に、この連結財務諸表の国際的比較可能性を確保するために、

(36) 企業会計審議会「連結財務諸表原則」（最終改正平成9年6月6日）、第五・二（連結会社相互間の取引高の相殺消去）。

(37) 企業会計審議会・前掲書（注(36)）、第三・一（連結の範囲）及び同注解3，4，5。

税効果会計が制度化された。安定した税収確保を目的とする法人税法の規定により計算された税額は、企業会計が目指す適正な業績評価に見合った税金コストとは一致しないので、このままでは、税引後当期純利益（損益計算書の最終行に表示されるので「bottom line」と呼ばれる。）は、当期の最終的な経営成績を適切に反映しないことになる。したがって、企業の経営成績は、税引前当期純利益によって評価せざるを得なかったであろう。そこで、法人税法の規定により計算された税額と、企業会計が目指す適正な業績評価に見合った税金コストの不一致を調整するのが、税効果会計である。税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（法人税のほか、都道府県民税、市町村民税及び利益に関連する金額を課税標準とする事業税が含まれる。以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である⁽³⁸⁾。税効果会計によって、業績評価の観点から計算した税金コストを損益計算書に計上することにより、税引後当期純利益が当期の最終的な経営成績を適切に示すことになる。そして、税効果会計を採り入れた連結財務諸表によって、税引後の連結利益額が連結グループ全体の最終的な経営成績を適切に表すことができる。

この税効果会計という考え方が出てきた背景には、法人税等とは利益をあげるための費用の一種であり、企業の業績評価は税引前当期純利益ではなく税引後当期純利益で判断すべきであるとの認識がある。日本では、従来から、法人税等を費用として認識せず、政府に対する利益の分配（利益処分）と位置づける考え方が定着していたために、日本企業は欧米企業と比べて税金コストの引き下げに熱心ではなかったという見方もあるようである。

日本経済新聞社の調査（図表 3－8）によれば、日米主要企業の連結財務

(38) 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月20日）、第一「税効果会計の目的」及び同注解（注1）「法人税等の範囲」。

諸表を比較した場合、日米両国の法定実効税率は地方税を含めて約40%とほぼ同じであるにもかかわらず、米国企業の方は、連結税引前利益に係る実際の実効税率が30%近くに抑えられているのに対し、日本企業のそれは50%近い値を示している。同紙によれば、米国企業の連結ベースの実効税率が低い理由について、米国企業は米国よりも低い国で利益を上げ、それが連結ベースの実効税率を引き下げていると分析している。

図表3-8 日米主要企業の実効税率

企業名	実効税率	法定税率 との乖離	連結税引き 前利益
<米 国>	(%)	(%)	(百万ドル)
G E	31.0	▲4.0	18,446
マイクロソフト	33.0	▲2.0	11,525
エクソンモービル	42.4	7.4	27,081
ウォルマート	36.5	1.5	10,116
ファイザー	35.4	0.4	5,781
インテル	30.4	▲4.6	15,141
I B M	29.8	▲5.2	11,534
ジョンソン・エンド・ジョンソン	27.5	▲7.5	6,622
A O L タイム・ワーナー	38.9	3.9	1,884
メルク	30.6	▲4.4	9,824
平均	33.6		
<日 本>			(億円)
トヨタ	47.3	6.0	11,073
N T T	45.4	4.4	13,052
ソニー	43.5	1.5	2,659
ホンダ	46.4	5.4	3,850
キャノン	38.4	▲3.6	2,272
松下	49.5	7.6	1,007
日立	50.9	9.1	3,237
イトーヨーカドー	45.1	3.0	1,638
富士写真	43.9	1.9	1,973
N E C	61.0	19.0	923
平均	47.1		

(注) 米国企業と日本企業から平成13年末時点の株式時価総額上位十社（金融除く）を選んで比較。決算期は2000年12月期から2001年6月期。▲はマイナス。
トヨタとN T Tは米会計基準の年次報告の数値、A O L タイム・ワーナーは合併前の旧A O Lの数値

(出典) 平成14年2月19日付日本経済新聞（朝刊）、19面「点検税務コストー日米企業比較」。

こうした背景には、日本企業と米国企業の税金に対する意識の違いがあり、米国では株主利益を最優先とし、税負担の最小化は株主に対する義務と考えられるのに対し、日本ではそうした意識は比較的希薄であったのではないかと見られる。しかし、日本においても、税効果会計の制度化により、法人税等は利益を得るための一種の費用であるという認識が定着していくと、適正な税金コストを控除した後の最終的な連結利益額が、企業グループの経営成績の重要な指標として意識されるようになる。税引後の連結利益額の極大化を図るためには、企業グループ全体として日本よりも税率の低い国で利益を上げることにより実効税率を引き下げ、税金コストを抑える必要がある。そこで、日本よりも実効税率の低い国に現地法人を設立して生産・販売拠点をシフトさせ現地で利益を上げるとともに、その利益による余剰資金を日本の親会社への配当に向けずに、低税率の国々で恒常的に再投資に向ける傾向が強まっていくという可能性も否定できない。

日本の親会社が低税率国に所在する現地法人から配当を受け取ると、日本で外国税額控除を適用した上で追加課税が発生するが、利益による余剰資金が現地で再投資される限り、事実上、恒久的な節税効果が生じることになり、連結ベースの実効税率を引き下げることになる。ただし、税引後連結利益額を極大化するためには、わが国のタックス・ヘイブン税制の適用により、追加的な税金コストの負担が生じないことが前提となる。

なお、個別財務諸表が主たる地位に置かれていた時代においては、現地法人からの配当が親会社決算の調整弁として利用されることが少なくなかったと述べたが、グループ全体の税引後連結利益額の極大化が志向されるようになると、日本の親会社に資金需要が生じた場合、低税率国に所在する現地法人から配当の支払を受けるよりも、その現地法人からの借入れによる資金調達を選好するようになると考えられる。すなわち、親会社が低税率国に所在する現地法人から配当の支払を受けると日本で外国税額控除を適用した上で追加課税が発生するが、現地法人からの借入れにより資金を調達すれば、現地法人は収受する受取利息を低税率で課税されるとともに、日本の親会社は

支払利息を損金に算入することができるので、連結ベースで見れば一層の節税が可能となるからである⁽³⁹⁾。

次に、連結納税制度の導入による海外子会社の利益への影響について触れておきたい。連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社とその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人とされている。したがって、外国子会社は連結納税制度の対象外ということになる。連結財務諸表上は、連結企業同士の内部取引は相殺消去されるので、結果的に内外いずれの子会社に利益が存しようとも、連結利益に影響はない。

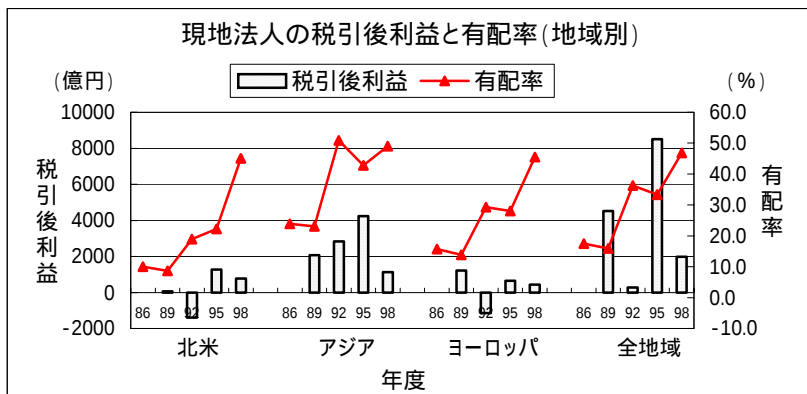
しかし、連結納税制度上は、内外いずれの子会社に利益又は損失が存するかにより、課税上大きな違いが生じてくる。何らかの取引を通じて国内子会社から海外子会社へ利益が移転し国内法人が赤字になった場合、連結利益は同じであっても、連結納税上の課税所得は、国内の親子間の損益が相殺されて連結納税額が減少する。このように、連結納税制度の導入は、国内子会社から外国子会社への利益移転の誘因となる可能性もある。こうした企業行動は、直接的には外国子会社の所得の増加をもたらすと同時に、海外での再投資に当てられる資金の増加をもたらすことになるだろう。

5 有配率・配当性向の地域別特徴

ここでは、経済産業省のデータを基に現地法人の有配率の地域間格差について分析する。次の図表3-9は、現地法人の税引後利益と有配率との関係を地域別に示したものである。有配率は、配当を行った現地法人数を全体の現地法人数（欠損計上法人を含む。）で除したものであるから、配当原資を構成する税引後利益を有する現地法人が、どれくらいあるのかにも左右される。このグラフから、アジア現地法人の有配率は、欧米現地法人のそれと比べて高いことがわかるが、これはアジア現地法人の税引後利益が欧米現地法人のそれと比べて、大きいことが影響しているものと考えられる。

(39) 河原健、須藤一郎・前掲書（注(35)）32頁以下。

図表 3－9



(出典) 現地法人の有配率：経済産業省『海外事業活動基本調査』第3回(265頁)、第4回(264頁)、第5回(258頁)、第6回(269頁)、第7回(279頁)。

現地法人の税引後利益：同基本調査第4回(258～263頁)、第5回(29頁)、第6回(262～268頁)、第7回(272～278頁)。

次の図表3－10は、現地法人の配当性向の地域別推移を示したものである。これによれば、アジア現地法人の配当性向の変動幅は欧米現地法人のそれよりも小さいといえる。アジア現地法人の配当性向は、25.6%～43.9%の範囲で推移しているのに対し、北米現地法人の配当性向は、14.1%～70.8%の範囲で、また、ヨーロッパ現地法人の配当性向は、16.6%～65.8%の範囲で推移し、より伸縮的に増減している。

図表 3－10 現地法人の地域別配当性向 (単位：%)

年度	北米	アジア	ヨーロッパ	全地域
1986	70.8	43.9	45.5	51.6
1989	14.1	25.6	18.0	20.6
1992	26.8	29.3	16.6	26.6
1995	58.2	41.5	65.8	49.9
1998	27.2	37.3	29.9	33.7

(注) 税引後利益計上(税引後利益>0)の現地法人について集計、配当性向＝配当金／税引後利益

(出典) 経済産業省『海外事業活動基本調査』第3回(265頁)、第4回(265頁)、第5回(30頁)、第6回(270頁)、第7回(280頁)。

上記のような配当性向の地域間格差が生じる理由について、現地法人の所有構造(出資比率)との関係で考えてみたい。経済産業省の調査結果によると、99年度における日本側出資比率が100%の現地法人は、北米で81.6%、ヨーロッパで77.4%に達しているのに対し、アジアでは39.6%に過ぎない⁽⁴⁰⁾。したがって、欧米には100%出資の現地法人、すなわち、本社企業によって完全にコントロールしうる現地法人がアジアに比べて多く存在することから、欧米の現地法人は利益処分に応じた内部留保や配当をいくりにするかについて、他の出資者(合弁の相手先等)の介入を受けることなく、本社企業が主体的に関与して決めることができるケースが多いと推測される。その際、本社企業や現地法人の収益状況等の事情に応じて配当金が伸縮的に決定されることになるのではないかと考えられる。これに対して、合弁形態の多いアジアの現地法人の場合、合弁の相手先である他の出資者への配慮から、配当についてそのような伸縮的な決定はできず、安定的な配当政策をとることになるのではないかと考えられる。

わが国よりも企業の多国籍化の歴史が長い欧米では、現地法人の配当性向と出資構造(出資比率)の関係に関する実証的研究が古くから行われている。ストップフォード(John M. Stopford)とウエールズ(Louis T. Wells, Jr)⁽⁴¹⁾は、直接投資の初期段階では、合弁企業の配当性向は100%子会社のそれよりも一般的に大きく、また、直接投資の成熟段階では、合弁企業の配当性向は100%子会社のそれよりも安定的であると述べている。これは、合弁契約の締結において、配当の支払に関して現地パートナーとの争いを避けるためにあらかじめ取り決めを結んでおく場合があり、その際、現地パートナーは

(40) 経済産業省・前掲書(注(15))135, 136, 139頁

(41) Stopford, John, M. and Louis T. Wells, Jr., *Managing The Multinational Enterprise—, Organization of the Firm and Ownership of the Subsidiaries*, Basic Book Inc. Publishers 1972, at 160.

安定的な配当支払の保証を求めることがあるからである。また、100%子会社からの配当は、合併企業からの配当と比べて伸縮的に増減していることや、100%子会社においては配当の支払を繰り延べる傾向があるとの実証分析も紹介している。

第3節 現地法人の再投資に関する最適決定

本節では、現地法人の税引後利益による再投資に関する最適決定について考察する。現地法人が未成熟の段階では、親会社からの資金調達に依存しており、親会社から現地法人への出資又は貸付による資金投入に関する投資決定が問題となるが、現地法人が成熟しその収益性が改善された段階では、現地法人の税引後利益を日本の親会社への配当に向けるか、現地での再投資に向けるかが財務戦略上の課題となる。この考察に当たっては、居住者が内外にわたり所得を得ている場合の課税方式として、居住地主義 (residence principle) を前提とする。居住地主義は、わが国を含め各国で広く採用されている課税方式であり、居住者に対しては、全世界所得に課税するとともに、国外所得について国際的三重課税が生じる場合、外国で納付した税額を控除するものである。

居住地主義を前提とした場合、親会社が現地法人から配当の支払を受ければ、親会社の益金に算入され課税所得を構成し、当該配当金に対応する外国法人税については外国税額控除の適用により控除限度額の範囲において控除することが認められるが、当該現地法人が日本よりも低税率の国にあれば、親会社にとっては日本の税率と外国の税率の差に相当する分が追加的税負担となる。しかし、親会社が配当の支払を受けずに、日本よりも低税率の国に再投資を継続していけば、投資収益には現地の低税率が課せられたままで、日本での追加課税を恒久的に繰り延べることができる。もっとも、わが国のタックス・ヘイブン税制によって日本の親会社に税負担が生じることがあるので、税コストに限って言えば、法人所得課税の実効税率がわが国よりも低

く、かつ、タックス・ヘイブン税制の適用を受けない国が再投資に適した国として選好されることになると考えられる。このような国に所在する現地法人への投資は本国内での投資よりも有利になり、その意味で資本輸出の中立性は保たれないと考えられる。

ここでは、ハートマン (D. Hartman) の基本的な分析モデル⁽⁴²⁾を紹介する。この分析モデルでは、現地法人の税引後利益による再投資に関する最適決定について、本国と進出先国の税率と資本利益率（投下された資本と予測される期待利益との比率）を要素とする関係式を用いて説明する。

ハートマンによれば、現地法人の税引後利益を本国の親会社への配当に向けるか、あるいは現地での再投資に向けるかの判断は、次の(1)と(2)において算出される1ドル当たりの限界的投資によって得られる税引後利益を比較することにより決定される。ただし、記号は次のことを意味する。

- r_n : 本国における税引後資本利益率
- t : 本国の税率
- r^* : 進出先国における税引前資本利益率
- t^* : 進出先国の税率

- (1) 現地法人の税引後利益の全額をただちに本国の親会社に配当として送金し、親会社が当該配当金を本国での投資に当てることにより、翌事業年度末までに得られる税引後利益の合計。

$$[(1 - t) / (1 - t^*)] (1 + r_n)$$

進出先国における税金が本国において完全に税額控除されると仮定すると、親会社の実効税率は結果的に本国の税率 t と同じになる（ただし、 $t^* < t$ であることが前提）。よって、現地法人が得た税引後利益（1ドル）をただちに親会社へ配当として送金した場合、親会社が得る外国税

(42) D. Hartman, Tax Policy and Foreign Direct Investment in the United States, Journal of Public Economics, Vol.26, 1985, at 116.

田近栄治「国際的二重課税と国際租税制度」『グローバル化と財政』有斐閣（1990）72頁以下。

額控除適用後の税引後利益は $[(1-t)/(1-t^*)]$ (ドル) となる (進出先国の税率 t^* で税引前にグロスアップし、本国の税率 t を適用)。親会社がこの税引後利益を本国での投資に向けることにより、翌事業年度末までに得る税引後利益の合計は、 $[(1-t)/(1-t^*)]$ (ドル) に $(1+r_n)$ を乗じることによって求められる。

- (2) 現地法人の税引後利益をいったん現地での再投資に向け、その再投資により現地法人が翌事業年度末までに得る税引後利益の合計を、親会社に全額配当として送金した場合に得られる親会社の税引後利益。

$$[(1-t)/(1-t^*)] [1+r^* (1-t^*)]$$

現地法人の前期税引後利益 (1 ドル) を現地での再投資に向けた場合、現地法人が翌事業年度末までに得る税引後利益と前期税引後利益 (1 ドル) の合計は、 $[1+r^* (1-t^*)]$ (ドル) となる。進出先国における税金が本国において完全に税額控除されると仮定すると、親会社の実効税率は結果的に本国の税率 t と同じになる (ただし、 $t^* < t$ であることが前提)。したがって、 $[1+r^* (1-t^*)]$ (ドル) を本国に配当金として送金した場合の外国税額控除適用後の税引後利益は、この配当金額に $[(1-t)/(1-t^*)]$ を乗じて求めることができる (進出先国の税率 t^* で税引前にグロスアップし、本国の税率 t を適用)。

- (2) > (1) の関係が続く限り、海外子会社の税引後利益は再投資に向けられることになる。(2) > (1) の関係式を整理すると次のようになる。

$$r^* (1-t^*) > r_n$$

この関係式からわかることは、進出先国の税引後資本利益率が本国のそれよりも高い限り、現地法人は税引後利益を現地での再投資に向けることになる。つまり、本国に比べて、進出先国の資本利益率が高いほど、また、進出先国の税率が低いほど、現地法人が税引後利益を再投資に向ける可能性が高まることになる。

ここで、わが国と諸外国との実際の税率格差について触れておきたい。わが国では、法人所得課税 (法人税、事業税、住民税) の実効税率を、国際水

準に近づけるために段階的に引き下げてきており、平成10年度改正により49.98%から46.36%に引き下げられ、更に、平成11年度改正により40.87%にまで引き下げられた。しかし、他の先進諸国における法人所得に係る税率の引き下げ速度はわが国よりも早く、KPMGの調査結果⁽⁴³⁾によれば、OECD加盟国の2002年1月1日現在の平均法人所得税率は31.4%にまで低下した

(43) 大手会計事務所KPMGの調査によれば、法人所得に係る法定の平均実効税率は世界的に下降傾向にある。同調査では、OECD加盟国30か国、ラテンアメリカ諸国、アジア・太平洋諸国を含む68か国を対象とし、2002年1月1日現在の法定の平均法人所得税率は、OECD諸国：31.39%、EU諸国：32.53%、ラテンアメリカ諸国：30.20%、アジア・太平洋諸国：31.05%となっている。OECDないしEU諸国の平均法人所得税率は、1996年以降、下降の一途をたどっている。

最近の法人税率の引き上げ例（抜粋）

（単位：％）

国 名	2001/1/1	2002/1/1	摘 要
オーストラリア	34	30	
カナダ	42.1	38.6	
フィジー	34	32	2003/1/1より30%に引下げ
フランス	35.33	34.33	
ドイツ	39.36	38.36	
ギリシャ	25/35/37.5	25/35	
アイスランド	30	18	
インド	39.55	35.7	
アイルランド	20	16	2003/1/1より12.5%に引下げ
イタリア	40.25	40.25	33%へ引下げを検討中
韓国	30.8	29.7	
ルクセンブルク	37.45	30.38	
オランダ	30/35	29/34.5	
ポルトガル	35.2	33	
ロシア	35/43	24	
シンガポール	25.5	24.5	
スロバキア	29	25	
スイス	24.7	24.5	
タイ	30	30	適格地域統括会社向け10%検討中

（注）各国の租税負担を評価する場合、税率の単純比較だけでは不十分であり、課税標準の計算方法を考慮する必要がある。上記税率は、給与税（payroll tax）、社会保険税、福祉税、売上税、その他所得に課されない税金を除く。

とされており、外国との税率格差は依然として生じているという見方もある。ただし、各国における企業の租税負担を評価する場合、税率の単純比較だけでは不十分であり、課税標準の計算方法等も考慮に入れる必要がある。例えば、米国では、企業が設備投資を行った場合、短期間に多額の減価償却費用の計上を認める加速度償却の制度があり、税引前所得が圧縮される場合がある。また、中国やベトナムなど開発途上国の中には、外資系企業による一定の再投資について納付済法人税の全部又は一部を還付する措置⁽⁴⁴⁾を設けている国もある。

ハートマンの分析モデルによれば、わが国の実効税率がOECD加盟国の実効税率の平均よりも高いこと、また、第3章第1節（図表3-2）で述べたように、99年度以降、現地法人の売上高経常利益率（実績値）が国内法人のそれよりも高いことから、一般的に、現地法人が得た税引後所得を日本の親会社への配当に向けずに現地での再投資に向けることが多いと言えるかもしれない。ただし、ハートマンの分析モデルは、各企業が進出先国ごとに、税率と期待値である資本利益率を代入して適用するものであることに留意する必要がある。

（出典）KPMG's Corporate Tax Rate Survey - January 2002.

(http://www.us.kpmg.com/microsite/Global_Tax/CTR_Survey/CorporateTaxRateSurvey2002.PDF)

- (44) 現地法人の再投資に対して、特別な優遇措置を設けている国としては、アジア地域では、中国とベトナムがある。日本貿易振興会・前掲書（注(10)）408頁によれば、中国の場合、外資系企業の外国投資家が、事業で得た利益を最低5年以上にわたり再投資するか、経営期間が5年以上に及ぶ企業を新設する場合、再投資した金額に課税された所得税の40%を還付する、また、(1)製品輸出企業、先進技術企業を設立・拡張するために再投資をする場合、(2)海南経済特区の企業から得た利益を直接、同地区のインフラ事業、農業開発企業に再投資する場合は、納税済みの企業所得税を還付する、とされている。また、ベトナムの場合、現地法人の利益を再投資する場合、(1)一定の優先分野への再投資、(2)再投資資本を3年以上使用する、(3)投資許可証に記されたすべての法定投資金を出資する条件を満たせば、支払い済法人税の還付（優先分野別に50%、75%、100%の還付）を受けることができるとされている（同書448・449頁）。

次にハートマンの分析モデルの限界について検討する。ハートマンの関係式において、税率と資本利益率は独立の変数である。確かに、税率自体は法定されており所与のものであるので、資本利益率とは独立の関係にある。しかし、税率が適用される課税標準は、資本利益率と独立の関係にない場合もある。外国税務当局による課税強化が、資本利益率に影響を及ぼすことがありうる。このことについて、わが国からの直接投資額の最も大きい米国の例で考えてみたい。米国の実効税率は約40%であり⁽⁴⁵⁾、わが国とほぼ同じであるから、ハートマンの関係式によれば、資本利益率の格差が再投資判断の決定要因になる。米国については、第3章第1節で述べたように、94年に同業他社の営業利益率をベースに独立企業間価格を算定する利益比準法（Comparable Profits Method：CPM）が導入され、IRS（米国内国歳入庁）による移転価格課税強化の動きに対応して、日本法人から米国現地法人への所得移転が行われ、経常利益額や課税標準が増加したという見方もできなくはない（図表3-3、図表3-4）。このように相手国における課税強化の動きが、資本利益率に影響を及ぼす可能性があることも見逃してはならないであろう。進出先国における資本利益率の高い理由が、非関連者間取引によって実現する利益によるものではなく、進出先国の課税強化の動きに対応した関連者間の所得移転によるものであるとすれば、グループ外からキャッシュが得られるわけではないので、現地法人の税引後利益をその進出先国において再投資に向けるとは限らない。

ハートマンの分析モデルは、投資判断に影響を及ぼす要因を税率と資本利益率に絞り他の要因を捨象していること、また、税金の要素として税率のみを取り上げているが、進出先国における課税標準の計算方法や課税強化の動きに対応したグループの所得移転といった要素を考慮していないことから、

(45) 税制調査会資料（平成12年10月27日）によれば、日本の法人所得課税の実効税率は、平成11年度改正により、40.87%（国税：27.37%、地方税：13.5%）となり、米国の40.75%（連邦税：31.91%、カリフォルニア州法人税：8.84%）とほぼ同じである。

企業の再投資の最適決定を説明するモデルとしては限界があると言えるであろう。

しかし、一般論としては、進出先国において期待される資本利益率が高いほど、また、進出先国の租税負担が軽いほど、現地法人は税引後利益を現地での再投資に向ける可能性が高いといえるであろう。企業が合理的な行動をとるとすれば、再投資の最適決定においては、租税負担や資本利益率等の要因を踏まえ、キャッシュ・フローが最大になるような行動をとると考えられる。

第4章 現地法人の再投資を巡る課税問題

第1節 海外金融持株会社の機能

1 企業グループの外 - 外取引と海外金融持株会社

日本法人による現地法人の支配・管理の態様としては、直接的な出資関係によってコントロールする場合だけでなく、日本法人与現地法人との中間に、オランダ等に設立した金融持株会社を介在させ、その金融持株会社に他の現地法人の株式を保有させてコントロールしている場合も少なくない。そして、各国に所在するグループ法人の余剰資金は、利子・配当等の形で金融持株会社にいったん集積され、そこから他の調達資金とともに、更に他のグループ法人に対する融資・投資等のために運用される。このように金融持株会社は、グループ資金の通過点となり、グループ・ファイナンスの中軸（ハブ：hub）としての機能を有している。

本章では、現地法人の再投資による余剰資金の「外→外」運用に着目しているが、この領域はいわゆるタックス・ヘイブンの問題を含め困難な問題が伏在しているにもかかわらず、日本企業の海外進出に伴う資金の海外移転（内→外）や現地法人から日本の親会社への配当による投資リターンの回収（外→内）の局面と比べて、利用可能な統計資料等が不足している。特に、タックス・ヘイブンの問題は、国際的租税回避や脱税を論じる上では避けて通れない問題であるが、それを正面から採り上げたとしても、はなはだ不完全なものとならざるを得ない。そこで、本節と以下の第2節・第3節では、グループ・ファイナンスの中核である金融持株会社に着目し、限られた公表データ等を参考にしながらグループ・ファイナンスの実態の一端を明らかにし、関連する課税上の問題について考察することにした。

2 海外金融持株会社の設立に適した国

多国籍企業は、国際競争力を高めるために、グループ法人間において、取

引関係の再構築、経営資源の再配置、資金調達・運用の一元化や効率化をグローバルに推進している。他方、多国籍企業の受入国においては、それぞれの国の状況に応じて、企業の生産、輸出、販売、金融等の活動に適した制度や環境の整備に努めており、その結果として国際分業が形成されている。各国の特徴を図式的に理解するために、デスティネーション・カントリー（destination country）とコンデュイ・カントリー（conduit country）という概念を便宜的に用いて説明する。前者は工場進出や販売会社の設立などの最終目的地となる国を意味し、後者は資本の集積・再配分が行われる国を意味する概念であるとされ、前者の国々では外国税額控除の制限や租税条約の厳しい運用など国際取引に対して厳しい態度を採り、後者の国々では持株会社や金融会社の設立に有利になるように税法が整備されている⁽⁴⁶⁾。実際の国々は、制度上多かれ少なかれ両要素を備えているわけであるから、単純にこのような枠組みに当てはめることはできないが、この区分に従ってそれぞれ代表的な国々を挙げてみるとすれば、豊富な生産・販売市場が存在する日本、アメリカ、中国などはデスティネーション・カントリーの典型であり、オランダ、シンガポールなどは、コンデュイ・カントリーの典型であるといえることができる。コンデュイ・カントリーに該当する国々においては、国際的な資本が集積・再配分されやすいように、外-外取引（オフショア取引）について免税措置を設けるなど税法をはじめ各種法整備がなされており、金融持株会社の活動に有利な環境が整っている。

ケイマン諸島のようないわゆるタックス・ヘイブン（軽課税国）もコンデュイ・カントリーの典型であるといえるが、金融持株会社の設立には必ずしも向かない。タックス・ヘイブン国に子会社等を設立しても、その留保利益はその子会社等の株主である内国法人の所得に合算課税（措法66の6）される

(46) 鈴木洋之「外国子会社の再編成を巡る実務上の留意点」税経通信（1991. 6）69頁以下。

こと⁽⁴⁷⁾、また、タックス・ヘイブン国では、多くの場合、他国との租税条約が完備されておらず、他国の子会社から受け取る配当は、配当支払国で源泉徴収課税を受ける際、当該国の国内法どおりに課税され、租税条約による軽減税率の適用を受けることができないからである。そこで、金融持株会社の設立国を選定する際に考慮すべき事項としては、次のようなものがあるとされる⁽⁴⁸⁾。

- (a) 日本のタックス・ヘイブン税制の対象になっていないこと⁽⁴⁹⁾。
- (b) 日本及び他国との間に租税条約を数多く持っていること。
- (c) 国外からの受取配当金等に対して有利な税制を有していること、例えば制限の比較的軽い外国税額控除の制度があるか、外国子会社からの配当は非課税であること等。
- (d) 国外に支払う配当、利子について非課税もしくは低率の源泉税が適用さ

(47) 平成13年3月13日及び同年4月7日付日本経済新聞（朝刊）では、シンガポールでは、2001年度税制改正により法人税率を25.5%から24.5%に引き下げることになる、シンガポールに現地法人を有する日本企業に対しタックス・ヘイブン税制が適用される可能性があることから、日系企業が対応について報じている。また、平成10年11月28日付日本経済新聞（朝刊）では、シンガポールに進出している日系企業が、わが国のタックス・ヘイブン税制の適用を回避するために、地域統括会社を対象とした同国の税制優遇制度『地域統括本部制度（OHQ）』の適用資格を返上する動きが出てきた旨を報じている。同制度は、総務、人事、経理、資材調達など本社の機能を、シンガポール及び周辺諸国にある関連会社に提供している企業に5－10年の間、10%の優遇税制を適用するものである。シンガポールに対する対外直接投資の金額は年によりバラツキがあるが、件数は、90年代の初頭は100件を超えていたが、90年代の終わりでは50件以下となっており、減少傾向にある。

シンガポールに対する直接投資実績											(単位：件、億円)
年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
件数	139	103	100	97	69	94	102	96	58	49	23
金額	1232	837	875	735	1101	1143	1256	2238	815	1073	468

(出典) 財務省「対外直接投資実績」

(48) 鈴木洋之・前掲論文（注(46)）69頁以下。

(49) 平成4年（1992）度の税制改正によって、軽減税国を指定する制度から、租税負担割合が25%以下である国等に所在する特定外国子会社等を特例の適用対象とする税率基準方式に変更（措法66の6①、措令39の14①）された。

れること。

(e) 過少資本の適用が緩やかであること。

(f) 国際的なグループ・ファイナンスにつき、移転価格税制や、その他の税務上の制約の適用が安定し、緩やかであること。

更に上記の税務上の事項以外にも、(g) 外為法等の為替管理の制限、(h) 一般的な企業活動に関する制限、(i) 政治的安定性、(j) 経済の安定性、(k) 通貨の安定性、(l) 採用されている会計原則の内容（特に子会社投資の評価、未実現為替差損益の認識等）を考慮する必要があるとされる。

上記 (a) のタックス・ヘイブン税制の適用関係については、本章第3節において具体的に述べることにしたい。ここでは、上記 (b) の条件について、簡単に触れておく。第三国に所在する現地法人から受け取る配当や利子について源泉税が課される場合、この源泉税を軽減ないし回避するために金融持株会社を介在させて、出資・融資関係を再構築することが考えられる。例えば、日本法人がX国に所在する子会社Aに資金を直接貸し付け、A社から利子の支払を受ける場合、租税条約の規定により10%の源泉税率が適用されるとする。この源泉税負担を回避するために、融資取引にオランダに所在する金融持株会社Bを介在させる方法（ダッチサンド）がある。オランダの国内法では、非居住者への利子の支払に対して源泉課税が行われない⁽⁵⁰⁾。また、X国からオランダへの支払利子に対して両国間の租税条約により源泉税率0%で課税⁽⁵¹⁾されるとした場合、A社からB社への利子の支払及びB社から日本法人への利子の支払に対しては、いずれも源泉税は課されないことになり、キャッシュ・フローが改善されることになる。ただし、オランダのB社では一定のスプレッドを認識する必要がある⁽⁵²⁾。

(50) 本章第2節2(2)参照。

(51) 本章第2節2(3)参照。

(52) 和久井淑子・東良徳「間違いだらけのオランダ金融会社」『国際税務』Vol. 16 No. 4 (1996) 20頁。オランダ金融会社が借り入れた資金を関連会社へ貸し付ける場合（back to back loan）、その取引から一定レベル以上の利益（スプレッド）を申告

金融持株会社は、海外子会社の資金調達、キャッシュ・マネジメント、金利・為替リスク回避、ディーラー向け金融などの専門的ニーズに対応するだけでなく、国際租税戦略目的のために、国際間での資金移動に伴う利子源泉税の極小化、持株会社設立による連結納税の可否の検討、ロイヤリティーや受取配当課税の極小化、低税率国への利益留保促進のための振替価格操作のあり方等の検討・立案が、その役割となっている⁽⁵³⁾。

わが国の海外直接投資は80年代後半に急増し（図表2-1）、現地法人の規模が急拡大して海外での資金調達のニーズが急速に高まっていった。そのためグループ・ファイナンスの手段として、多くの金融持株会社が設置されるようになった。70年代までに構築された日本企業の国際財務戦略の主流は、為替リスク管理、国際租税戦略、振替価格の設定であったが、80年代になり金融の自由化と国際化、為替管理の原則的撤廃、為替実需原則の廃止などを背景に国際資金移動が活発化し、国際資金管理、国際資金の調達・運用が大きなテーマに成長した⁽⁵⁴⁾。

更に、改正外為法が98年4月1日から施行され、これにより国境を越える資金移動が大幅に自由化されると、金融持株会社を通じてグループ法人間の受取や支払のネットティング⁽⁵⁵⁾などの対外決済が自由にできるようになり、為替・金利リスクの管理や資金の調達や運用を一元的にかつ効率的にできるよ

すれば、グループ金融取引が独立企業間価格で行われたことと認め、この旨をオランダ税務当局と事前確認（タックス・ルーリング）しておくことができる。

(53) 大庭清司、山本功『入門「戦略財務」経営』日本経済新聞社（2000）193頁。

(54) 大庭清司、山本功・前掲書（注（53））186頁以下。

(55) 平成13年7月5日付日本経済新聞（朝刊）7面では、ネットティングの現状について、日本の輸出企業の為替戦略が変化し、国内外で外貨の債権と債務を相殺（ネットティング）して為替取引削減に力を入れる企業が増え、大企業の間では資金調達から生産、販売、投資まで同一通貨圏内で管理する体制を構築する動きも拡大していると報じている。そして、85年のブラザ合意以降の円高進行のなかで、輸出企業が長い間格闘してきた「為替差損をいかに回避するか」という大きな課題に対する答えは、外貨建ての債務と債権を均衡させるという「脱・為替取引」にたどり着きつつあると指摘している。

うになった。例えば、デスティネーション・カントリーに所在する製造・販売、サービス業等を営む現地法人の余剰資金が、コンデュイ・カントリーに所在する金融持株会社にいったん集積され、更に、そこから資金需要の高いグループ法人への投資や高利回り商品への投資などに向けられるなど、資金運用が一元的にかつ効率的に行われるようになった。このようにして、金融持株会社を通過点とするグループ法人同志の外－外取引が拡大してきたと見られる。

第2節 オランダ金融持株会社の活動状況と優遇税制

1 オランダ金融持株会社の活動状況

オランダは代表的なコンデュイ・カントリーであり、また、近年では同国に対するわが国からの直接投資額も上位を占めている（図表2－6）。そこで、企業グループにおける金融持株会社の機能や活動状況を具体的にイメージするために、オランダにおけるビジネス環境と同国で設立されている金融持株会社を例に挙げて説明することにしたい。

オランダは、人口やGNPでは小国であるが、国際取引の分野では大きなウエイトを占めている。オランダの98－2000年度の期間における平均対内直接投資額（フロー）は全世界の4.4%（世界第5位）を占め、また、同期間の平均対外直接投資額（フロー）は全世界の6.0%（世界第6位）を占めており、いずれも日本の両投資額よりも大きい⁽⁵⁶⁾。

オランダは、資金の国際移動に対する障壁をできるだけ除去しようとする政策がとられている。オランダのインフラや税制などのビジネス環境の優位性を背景に、日本企業をはじめ多くの外国企業が、金融持株会社、地域統括

(56) UNCTAD, World Investment Report 2001, at 52. (<http://www.unctad.org/>) 日本の98－2000年度の期間における平均対内直接投資額（フロー）は全世界の0.8%を占め、また、同期間の平均対外直接投資額（フロー）は全世界の2.8%を占めているに過ぎない（同報告書56頁）。

会社、工業所有権管理会社等を同国に設立している。

東洋経済新報社編の『海外進出企業総覧2001<国別編>』⁽⁵⁷⁾に基づきオランダに所在する日系現地法人の数を集計した結果、調査対象の現地法人393社のうち125社(31.8%)は、金融持株会社、地域統括会社、工業所有権管理会社等に該当する。この125社の約7割に当たる84社は、日本の海外直接投資額(図表2-1)のピーク時である90年を挟む85～94年の時期に設立されたものであり、現地法人の規模が急拡大し海外での資金調達のニーズに対応できるように、グループ・ファイナンスの媒体として、多くの金融持株会社が設立されるようになったものと考えられる⁽⁵⁸⁾。

オランダにおいて、グループ・ファイナンス業務を行う会社は特別金融会社(Special Financial Institution)と呼ばれている。オランダ銀行の特別

(57) 『海外進出企業総覧2001<国別編>』東洋経済新報社。オランダに進出した日系現地法人のデータは896～917頁に掲載。なお、この統計の調査方法は次のとおり(6頁)。上場・未上場会社へのアンケート調査を実施(原則2000年10月現在)。回収率は約57%。未回答の場合は前年版データを使用し、プレスリリース、有価証券報告書、電話取材及び新聞などで定期的に情報を補足している。同調査の定義によれば、日系現地法人は、日本企業の出資比率が合計で10%以上のもので現地法人を通じた間接出資されたものを含むとしている。

(58) 在オランダの日系現地法人 (単位: 社、%)

設立時期	全体	金融持株会社・ 地域統括会社等
～79年	58	11
80～84	30	3
85～89	98	50
90～94	114	34
95～	83	22
不 明	10	5
合 計	(100.0%) 393	(31.8%) 125

(出典) 東洋経済新報社・前掲書(注(57))、896～917頁。

※ オランダ銀行の統計(注(63))によれば、日本企業出資による特別金融会社は、99年末で約630社(9000社×7%)となっており、上記の調査統計と格差がある。

金融会社に関する報告書⁽⁵⁹⁾によれば、特別金融会社の機能等は次のとおりである。特別金融会社は、グループ法人の金融業務を専門とし、その株式等が直接的又は間接的に非居住者によって所有されている会社であり、純粹持株会社やライセンス、特許権、映画フィルム使用権の管理会社としての機能を有することもある。特別金融会社の主な機能は、オランダ国外から資金を調達し、そのほとんどすべてを国外のグループ法人に融資又は投資をすることであるが、グループに属さない非居住者との取引も認められる。

特別金融会社の収支内容は、配当等の直接投資収益、債券利子、ロイヤリティー、映画フィルム使用料などである。マネーフローの規模はかなり大きい、そのすべてが外国に流れてしまうので、マネーフローがオランダ経済に及ぼす影響は無視できる程度のものである。しかし、特別金融会社は、その活動を通じて、金融、会計、財務、法務等の分野で専門性の高い職種の雇用を数多く創出し、また、税金の納付、銀行サービスに対する手数料の支払、商工会議所への寄付も行っており⁽⁶⁰⁾、その意味ではオランダ経済に直接貢献しているといえる。

次の図表４－１は、特別金融会社の経常収支の推移を示したものである。これによれば、特別金融会社による経常収支勘定の収入及び支出はほぼ均衡している⁽⁶¹⁾。特別金融会社は、国外のグループ法人から資金を調達しそのほ

(59) De Nederlandsche Bank, Special Financial Institutions in the Netherlands, Statistical Bulletin March 2000, at 19-29.

(http://www.dnb.nl/publicaties/pdf/statbul_mrt00_uk.pdf)

(60) 特別金融会社がオランダにもたらす収入（単位：百万ユーロ）

区分 \ 年度	1987	1992	1997
事務所賃貸料・管理費用	93	222	346
納税額	126	304	471
合 計	218	526	817

（出典）De Nederlandsche Bank, *supra* note (59), at 27.

(61) 図表４－１は、ロイヤリティー及びライセンス・フィーに係る計数が含まれていないが、これらの収入と支出もほぼ均衡し、両者は通増傾向にある（De Nederlandsche Bank, *supra* note (59), at 24, chart5.）

とんどすべてを国外のグループ法人向けの融資又は投資に当て、また、それに伴い国外から得た利子、配当等の投資収益のほとんどを国外のグループ法人に利子、配当等として流出することから、特別金融会社は「『流す』金融センター」⁽⁶²⁾と呼ばれることもある。また、経常収支勘定の収入及び支出が長期的に見て増加傾向にあり、89年から99年の間に、収入は2.2倍、支出は2.0倍に増加している。このことから、オランダの特別金融会社を通過点とする、グループ法人間の外－外取引が拡大傾向にあることがうかがえる。

また、90年代、オランダで登録された特別金融会社の数は増加傾向にあり、その総数は99年末時点で9000社を超えている。その中で日本企業の出資による特別金融会社のシェアは、90年末で4%であったものが99年末で7%に増加している⁽⁶³⁾。このことから、日本のグループ法人が、オランダ特別金融会社

(62) 和久井淑子、東良徳一・前掲書（注(52)）20頁以下。

(63) 特別金融会社のシェアが増加しているのは、米国とアジア・オセアニア地域である。米国のシェアが増加したのは、1994年の新条約の締結以降である。なお、同書でも指摘しているように、特別金融会社の中には、活動を休止しているものもあるし、逆に、直近の5－6年間にわずか100－125社だけで取引高の80%を占めているという事実もあり、特別金融会社の数の推移や国別内訳に関する統計数値は必ずしもその活動状況の実態を反映したものではないことに注意する必要がある。また、特別金融会社の最終的な出資者の居住地国が正確に把握できていない場合もある。

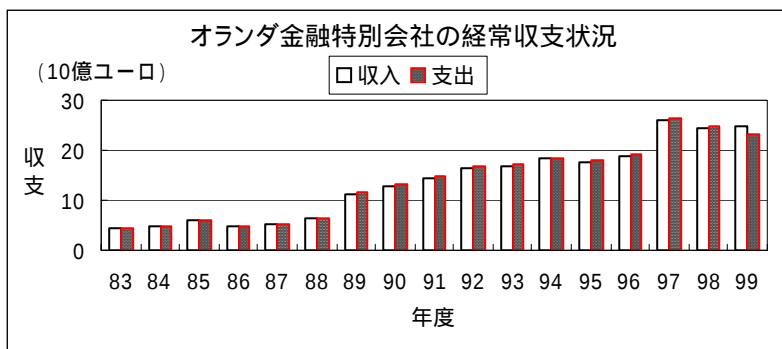
オランダ特別金融会社の出資企業（owner）の地域別・国別の構成割合

国・地域	1990年末(%)	1999年末(%)
欧州連合（EU）	59	57
イギリス	22	17
フランス	11	7
ドイツ	10	4
ベルギー・ルクセンブルグ	8	4
その他欧州諸国	10	4
北米	21	23
米国	14	19
アジア・オセアニア	10	16
日本	4	7
計	100	100

（出典）De Nederlandsche Bank, *supra* note (59), at 20-21.

を通じてグループ・ファイナンスを拡大していることがうかがえる。

図表 4－1 オランダ特別金融会社の収支勘定の推移



(注) 経常収支勘定の収入・支出には、ロイヤリティーやライセンスフィーは含まれていない。

(出典) Special Financial Institutions in the Netherlands, De Nederlandsche Bank Statistical Bulletin March 2000, at 28-29. より、経常収支を抜粋してグラフ化。

2 オランダの優遇税制等

日本の親会社と世界各地で製造・販売等の事業を営む多数の現地法人との中間に、オランダの金融持株会社を介在させることの有利性について、同国の税制面から検討する。オランダでは法人税率35%（2002年1月1日からは34.5%）が適用される。ただし、22,689ユーロ（旧50,000ギルダー）までは30%（2002年1月1日からは29%）が適用される。また、配当に対しては源泉税率25%が原則として課される。しかし、(1)資本参加免税、(2)利子・使用料に対する源泉税徴収課税の不存在、(3)広範囲な租税条約ネットワークの構築、(4)アドバンス・タックス・ルーリング（Advance Tax Ruling）、(5)外国支店に帰属する国外源泉所得の免税措置、(6)タックス・ヘイブン税制の不存在によって、オランダに金融持株会社、地域統括会社、工業所有権管理会社等を設立し、これらを通過点とするグループ・ファイナンス業務等を

有利に展開することができる。以下、これらの制度の概要について述べる。

(1) 資本参加免税 (Participation Exemption) ⁽⁶⁴⁾

資本参加免税は、オランダの居住法人が他の法人に対して資本参加の適格要件を満たす出資を行った場合、資本参加法人の利益に係る経済的な二重課税を排除するために導入されたものである。この制度によれば、オランダの居住法人が資本参加法人から受け取った配当、資本参加法人の株式の売却損益、外国法人への資本参加によって生じた為替差損益については、課税所得に算入されない。ただし、資本参加先が内国法人である場合には、次のイ、ロの要件を、また、資本参加先が外国法人である場合には、次のイ、ロ、ハ、ニの要件をすべて満たす必要がある。

イ・ 他の法人の名目払込資本の5%以上を保有していること、または、

- ・ 株式保有割合が5%未満であっても、通常の事業経営に必要とされる株式を所有していること、または、一般的支配力を行使できる株式を取得していること。

ロ 当該株式を商品有価証券として保有するものでないこと

(64) Schuit, Steven R., *Corporate Law and Practice of the Netherlands : Legal and Taxation* (Loeff Legal Series, 6) Publisher : Kluwer Law Intl Published(1998), at 190-194.

Dutch Ministry of Finance, *Taxation in the Netherlands* 2002, at 40.

(http://www.minfin.nl/default.asp?CMS_TCP=tcpAsset&id=BD53672AB52F4A91BB98CBD7B50E09EB)

以下は、資本参加免税に関する補足説明。資本参加法人の株式の取得費用（営業権を含む。）は、原則として、損金に算入することができない。ただし、資本参加法人が清算される場合、資本参加法人の株式価値の減少分について損金算入が認められる。また、97年1月1日以降、株式取得後の最初の5年間に、資本参加法人の株式の取得価額が市場価額に比べて低下した場合、その価値減少額を一時的に損金に算入することができる。この場合、その後に発生した株式価値の上昇額、受取配当及びキャピタル・ゲインによる利益については、資本参加免税は適用されない。また、5年経過後も、株式の市場価額が取得価額まで回復しなければ、過去に損金算入を行った子会社株式の取得費用については、次の5年間にわたり均等に益金に算入されることとなるが、5年内に株式を売却する場合、まだ益金に算入していない部分については、売却時に一括益金に算入されることになる。

(Non-Inventory Test)。この要件は、積極的な事業を行わず単に現金や他の流動資産の保有のみを目的とする子会社の株式の売買から生じる利益を、資本参加免税の適用対象外とする趣旨である。

ハ 資本参加先の外国法人の株式を受動的ポートフォリオ投資として保有するものでないこと (Non-Passive Portfolio Investment Test)。外国法人自体が受動的ポートフォリオ会社である場合には、この要件を満たさない。また、外国法人が積極的な事業活動を行っていても、その株主であるオランダ法人がその属するグループ内において実質的な機能を有していないのであれば、この要件を満たさない。次のいずれかに該当すれば、オランダ法人が実質的な機能を有していると認められる。

- ・ オランダ法人が、中間持株会社として、その（最上位の）親会社と外国法人の間に介在し、両者の事業活動を結びつける実質的な機能を有していること。
- ・ オランダ法人が、マネージメント、政策決定、金融業務を遂行する最上位の持株会社であると認められること。

ニ 資本参加先の外国法人の利益に対して、その所在地国の中央政府によって法人所得税が課されることになっていること (Subject to tax Test)。その法人所得税は、オランダ法人所得税に相当するものでなければならぬが、税率の多寡は問わないので、低税率であってもかまわない。また、外資誘致のための免税措置（タックス・ホリデー）や欠損繰越控除により実際の納税額がない場合であっても、要件を満たすことになる。ただし、他のEU加盟国に設立された法人に資本参加する場合、上記適用要件の一部が緩和されている⁽⁶⁵⁾。

(65) Schuit, Steven R, *supra* note (64), at 192.

Dutch Minstry of Finance, *supra* note (64), at 40.

オランダは、加盟国間に跨る親子会社の共通課税システムに関するEU指令 (COUNCIL DIRECTIVE 90/435/EEC of 23 July 1990 on the common system of taxation applicable in the case of parent companies and subsidiaries of different Member

資本参加免税の制度は、オランダ持株会社が外国子会社から受け取る配当を非課税とすることにより、国際的二重課税を排除しようとするものであり、当該配当の原資となった外国子会社の利益に対しては、当該外国の法人税が課されるだけである。したがって、オランダ持株会社による当該外国への直接投資は、当該外国（資本輸入国）の投資家と同じ競争条件にさらされたことになり、いわゆる資本輸入中立性（capital import neutrality：CIN）の原則が維持されることになる⁽⁶⁶⁾。

また、資本参加免税に関連して、適格資本参加先の外国子会社から支払を受けた配当を原資にして、外国の親会社へ再配当を行った場合、その再配当に係る源泉税について納付軽減措置が設けられている。配当源泉課税法（Wet op de dividendbelasting; Dividend Withholding Tax Act, art. 11）の改正により、1995年1月1日以後、資本参加免税の適用によりオランダ持株会社が外国子会社から受け取った配当がオランダ法人税の計算上益金に算入されないときに、当該外国で課された源泉税額については、次の①から⑤の条件を満たすことにより、そのオランダ持株会社が外国親会社へ配当を支払う際に徴収される源泉税の金額から控除することができるようになった⁽⁶⁷⁾。ただし、控除される金額は、受取配当金（源泉税控除前）

State）を受けて、1992年に国内法を改正し、EU加盟国との間で生じる親子会社間の二重課税排除のための措置である資本参加免税の適用要件が緩和されている。例えば、イの株式保有割合の要件については、名目払込資本の保有割合が5%未満であっても、その議決権のある株式の25%以上を保有している場合には、適格資本参加として認められる場合がある。また、EU加盟国に設立された法人に資本参加する場合に非ポートフォリオ投資の要件を適用しないとされていたが、この取扱いについては、廃止（2002年1月1日）する改正が行われた。（PRICEWATERHOUSECOOPERS, Change to Dutch participation exemption are postponed, International Tax Review, December 2000/ January 2001, Vol.12, No1, at 66-67.）。

(66) オランダでは、投資の資本輸入中立性を維持するために、オランダ法人が外国法人から得た一定の利得についてはここで述べた資本参加免税のほか、オランダ法人が外国支店を通じて得た国外源泉に係る免税措置がある（後掲注(77)）。

(67) 増井良啓「オランダのモデル租税条約（上）—研究ノート—」ジュリスト1098号（1996）124頁。

の3%を上限とする。

- ① オランダが租税条約を締結した国の居住者である法人から受け取った配当であること。
- ② オランダ持株会社が、単独で又はグループ会社とともに、配当支払時において当該外国子会社の名目払込資本（租税条約で議決権のある株式の要件を規定している場合は、議決権のある株式）の25%以上の持分を所有していること。（日蘭租税条約では、議決権のある株式の要件規定あり。）
- ③ 外国子会社がオランダ持株会社へ支払う配当について、オランダが租税条約を締結した国において5%以上の源泉税が納付されていること。外国子会社の居住地国がオランダ領アンティル又はアルバである場合、これらの国は配当に対する源泉課税が行われないので、③の要件を満たさない。また、外国子会社の居住地国がEU加盟国である場合、EU加盟国間に跨る親子会社の共通課税システムに関するEU指令（1990年7月23日付90/435/EEC）を受けて改正された国内法（1992年1月1日以降適用）の規定によって、オランダの子会社から他の加盟国の親会社に支払った配当に対しては、当該子会社の資本の25%以上を保有していることを条件に源泉税が課されないこととなっているので⁽⁶⁸⁾、③の要件を満たさない。
- ④ オランダ持株会社が外国子会社から受け取った配当が、資本参加免税によりオランダ法人税が免税になっていること。外国子会社からの受取配当が資本参加免税の対象とならない場合、当該受取配当は法人税の課

Brood, Edgar, Dutch credit foreign withholding, *International Tax Review*, 20, June 1995, Vol. 6, No. 6, at 20-22.

Scquit, Steven R, *supra* note 64, at 206.

(68) ただし、EU加盟国のうち、ギリシア、ドイツ、ポルトガルについては従前どおり配当源泉課税が行われる。外国子会社がこれらの国々の居住法人である場合、本文にある源泉税控除の制度が適用され得る（前掲注(65)）。

税対象となり、当該法人税額から外国源泉税が控除されることになる。

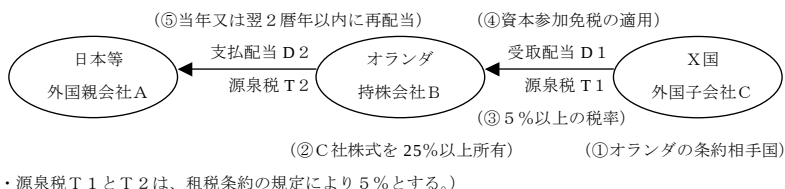
- ⑤ オランダ持株会社が外国子会社から受け取った配当を原資として、当該年又は翌2暦年内において、外国親会社に再配当されていること。配当の受取と支払は、先入れ先出し方式で行われたものとされる。受取配当について上記①～④を満たす適格分とそうでない非適格分の両方がある場合、再配当は、まず適格分の受取配当を原資として行われたものとされる。

この取扱いによれば、オランダ持株会社が外国親会社へ配当を支払う際には従前どおりの税率で源泉徴収することになるが、オランダ税務当局へ納付する税額は、外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税額の控除を行った後の金額とされるので、源泉税額の控除による利益はオランダ持株会社が享受することになる。

このことを、次の取引図で説明する。オランダの持株会社B社が享受する源泉税額の控除による利益を最大化するためには、外国親会社A社に支払う配当D2の金額を、外国子会社C社からの受取配当D1（源泉税T1控除前）と同額になるようにすればよい⁽⁶⁹⁾。T1とT2の税率を5%（租税条約の規定による軽減税率）とする。オランダ持株会社B社が外国親会社A社へ配当D2を支払う際に、5%により源泉税T2が課される。しかし、上記①～⑤の条件を満たすことにより、外国子会社C社から配当を受け取った際に課された源泉税T1を源泉税T2から控除した後の金額だけをオランダ税務当局に納付すればよいことになる。ただし、その控除額は受取配当額D1（外国源泉税T1をグロスアップ）の3%を限度とする。この場合、オランダ税務当局への納付額はD1（＝D2）の2%相当額でよいことになり、D1（＝D2）の3%相当額の利益はB社が享受するこ

(69) オランダ持株会社B社が外国子会社C社から支払を受ける配当手取額はD1からT1を控除した金額である。したがって、控除枠を最大限利用するために外国親会社A社への支払配当D2をD1と同額にしようとする場合、配当原資がT1に相当する額だけ不足するが、不足分は過年度の受取配当の留保分で充当すると仮定する。

とになる。



上記ケースにおいて、外国親会社 A 社が日本法人であるとき、B 社が享受することになる源泉税 T 2 のうち D 1 (= D 2) の 3 %相当額の免税額の内容について考えてみたい。日蘭租税条約第 11 条 3 項の規定により親会社が議決権のある株式の 25 %以上を有する子会社から受け取る配当については、税率 5 %を限度として源泉徴収されることになっているが、この 3 %相当額について、日本法人 A 社の外国税額控除の適用上、控除対象外国法人税に該当するかどうか問題となる。上記措置の趣旨について、持株会社を媒体とした配当授受に関して、その導管体としての透明性を高めることを目的とした措置であると考えた場合、3 %相当額については、オランダ当局が課税を放棄し、C 社の所在する X 国での課税だけで済ませるといふ趣旨に解することができるので、日本法人 A 社が X 国に経済実質的に納付したものとみることのできるであろうが、法的に納付したことにはならない。次に、法形式上の債権債務関係に着目した場合、B 社が享受することになる D 1 の 3 %相当額は、オランダ当局から B 社に対して還付すべきこととなっている税金であるが、受取配当 D 1 は B 社の課税所得に含まれていないので B 社の法人税の算定上控除することができないことから、納付すべきこととなっている支払配当 D 2 に係る源泉税 T 2 に充当する方法がとられたとみることができる⁽⁷⁰⁾。還付すべき源泉税を納付すべき源泉税

(70) わが国においても、充当の制度がある。国税通則法第 57 条で規定する充当は、還付金等と納付すべきこととなっている国税が対立している場合に認められ、その国

に充当する行為は、あくまでもB社とオランダ当局との間の問題であり、日本法人A社としては源泉税T2の全額がオランダ当局に対して、法的に直接納付されたとみるべきである。したがって、T2の全額がわが国の外国税額控除の適用上、控除対象外国法人税に該当すると考えられる。

(2) 利子・使用料に対する源泉税徴収課税の不存在⁽⁷¹⁾

オランダの国内法では、非居住者への利子・使用料の支払いについて源泉徴収課税の規定は存在しない。オランダから非居住者への利払いに対して源泉徴収課税がなされないということは、オランダに設立された外国企業が海外のグループ法人や国際金融市場から資金調達することを有利にする。

(3) 広範囲な租税条約ネットワークの構築⁽⁷²⁾

オランダでは、約70か国⁽⁷³⁾と租税条約を締結し、広範囲な租税条約の

税は、年度、税目、納期のいかに問わず、すべて充当の対象となる。（『国税通則法精解—十版』大蔵財務協会（2000）537頁以下。

なお、本文に示した外国税額控除の適用関係に関する筆者の見解は、脚注(67)の文献に基づき総合的に判断した結果であるが、この制度の運用の実態等を把握しているわけではないので、別の結論が導き出せる可能性もあることをお断りしておく。

(71) 増井良啓・前掲書（注(67)）124-125頁。

De Nederlandsche Bank, *supra* note (59), at 20.

日本貿易振興会、前掲書（注(10)）、59-60頁。

(72) 増井良啓・前掲書（注(67)）124-125頁。

De Nederlandsche Bank, *supra* note (59), at 20.

(73) Dutch Ministry of Finance, *supra* note (64), at 49-50.

オランダが締結している租税条約の相手国は次のとおり。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、チェコスロバキア（本条約はチェコとスロバキアに適用）、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、イギリス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア、マラウィ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モルダビア、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、シンガポール、南アフリカ、ソ連（本条約はアルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、モル

ネットワークを構築している。租税条約の主たる目的は、所得に係る国際的二重課税の排除である。また、配当、利子、使用料に係る源泉税に対して制限税率の規定が設けられている。国外源泉の投資所得に対して、租税条約等の規定により相手国の源泉税が減免されるということは、オランダから海外への投資を有利にする。

オランダの国内法では、配当の支払に対して25%の源泉徴収が課されるが、多くの場合、租税条約により、軽減税率（10%、5%等）又はゼロ税率が適用される。オランダが締結した租税条約の中には、条約相手国の法人に資本参加（25%等の一定の割合以上を直接出資）し、当該法人から配当の支払を受ける場合、条約相手国において課税されないこととしているものがある⁽⁷⁴⁾。また、加盟国間に跨る親子会社の共通課税システムに関するE U指令（1990年7月23日付90/435/EEC）⁽⁷⁵⁾を受けて改正された国内法（1992年1月1日以降適用）の規定によって、オランダの子会社から他の加盟国の親会社に支払った配当に対しては、当該子会社の資本の25%以上を保有していることを条件に、源泉税が課されないこととなっている。

また、オランダは、わが国とは国交のない台湾（駐蘭代表事務所）との間でも、OECDモデル条約をベースとした租税条約を締結（2002年1月1日発効）している。台蘭租税条約では、配当、利子、使用料については

ダビアを除く旧ソ連邦加盟国に適用)、スペイン、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、アメリカ合衆国、ウクライナ、ベネズエラ、ベトナム、ユーゴスラビア(本条約はボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア共和国、セルビア・モンテネグロ、スロベニアに適用)、ザンビア、ジンバブエ、台湾（代表事務所）。オランダとオランダ領アンティル及びアルバとの経済関係は、オランダ王国の租税協定で規定。

相続税及び贈与税に関する租税条約は、フィンランド、イスラエル、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ合衆国で適用。

(74) デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、シンガポール、スウェーデン、スイス等との租税条約では、資本参加の要件を満たす場合、配当の支払いについて源泉税が課されないこととなっている。

(75) このE U指令は、注(65)参照。

源泉地国において10%の軽減税率が適用され、また、情報交換規定もある。

(4) アドバンス・タックス・ルーリング (Advance Tax Ruling) ⁽⁷⁶⁾

投資企業がオランダ税務当局と事前に協議・相談し、税務裁定を結ぶことにより、企業にとって、納税額が事前に判明するため、新規投資やオランダを経由して他国に投資するような複雑なスキームを用いる案件について税効果（租税負担率）を試算しやすいというメリットがある。

(5) 外国支店に帰属する国外源泉所得の免税措置

オランダでは、二重課税排除措置として、その国に本店を置く法人が外国支店を通じて得た所得を免税扱いとする制度を有している。オランダの国外所得免除方式は、外国支店に帰属する国外源泉所得をいったん全世界所得に算入し、当該全世界所得に係る税額からその外国支店に帰属する国外源泉所得にオランダの平均法人税率を適用した税額を減額する方式である⁽⁷⁷⁾。オランダ法人が、軽課税国に支店を設立した場合、その支店の所得

(76) 増井良啓・前掲書（注(67)）125-126頁。

De Nederlandsche Bank, *supra* note (59), at 20. 日本貿易振興会・前掲書（注(10)）59-60頁。

(77) Schuit, Steven R. *supra* note (64), at 203-204.

Dutch Ministry of Finance, *Taxation in the Netherlands* 2001, at 45-46.

オランダの外国支店に係る国外所得免除方式（*exemption with the progression method*）において、国外所得に適用される平均法人税率とは、オランダ法人の全世界所得とそれに係る法人税額（前述の2段階税率適用）の割合である。この方式によれば、通常、国外源泉所得を課税所得から直接控除する方式と同じ結果がもたらされる。しかし、外国支店に損失が生じた場合、このオランダの方式は、いったん全世界所得を合算する段階で当該損失をオランダ国内源泉所得と相殺することができるので、国外源泉所得を全世界所得から直接控除する方式よりも有利である。ただし、過年度から繰り越された国外源泉の損失がある場合、まず国外源泉所得から控除した後で、上記免税の方式が適用される。また、国内源泉所得が欠損であるために国外源泉所得が全世界所得を超過する場合、発生年度で当該国外源泉所得に係る外国税額を全額控除することができないが、その場合、後年度の税額から減額することができる。

なお、1999年1月1日以降、租税条約の規定により、外国支店が主として受動的金融活動に従事している場合、上記の免税の方式ではなく、外国税額控除方式

については低税率が適用された上に、オランダでも免税扱いになり、双方の国で恩典を受けることになる。また、オランダ法人が外国支店を軽課税国以外の国に設立した場合であっても、当該支店が更に国外源泉所得を得た場合、当該支店所在地国でも課税されないこともありうる⁽⁷⁸⁾。

(6) タックス・ヘイブン税制の不存在

オランダでは、わが国のタックス・ヘイブン税制（措法66条の6）や米国の被支配外国法人（Controlled Foreign Corporation: CFC）のサブパパートF所得課税（Sec. 951(a））に相当するような課税規定が存在しない。ただし、オランダ法人が、単独又は関連者とともに、外国法人の株式の25%以上を保有し、当該外国法人の資産の90%以上がポートフォリオ投資で構成されている場合、株主であるオランダ法人は、その株式価額を各年末時点の市場価額に照らして再評価しなければならないとする規定がある⁽⁷⁹⁾。しかし、この適用範囲は限定的なものであろう。

上述の（1）～（6）の制度等によって、日本を含む外国の企業が複数の国に所在する現地法人を支配・管理するために、オランダに金融持株会社、地域統括会社、工業所有権管理会社等を設置することが極めて有利になる。外国企業は、直接投資収益（配当、利子、使用料）の回収ルートにオランダ

（credit method）が適用される。

(78) 矢内一好『租税条約の論点』中央経済社（1997）236頁では次のような例を紹介。「例えば、オランダ法人が米国に支店を設立した場合、当該オランダ法人の米国支店が米国国外源泉所得を得たとき、米国では、当該支店に帰属する特定の国外源泉所得以外は、米国支店所得とはならない。この米国国外源泉所得が、オランダ税法の適用上、当該米国支店に帰属する所得となると、米国及びオランダの双方において、当該所得は、課税を受けないことになる。」

(79) Gerrit te Spenke, *Taxation in the Netherlands*, Kluwer Law and Taxation Publishers, 1995, at 74-75.

Price Water House Coopers, *Study of Potential of Effective Corporate Rates in Europe*; Report Commissioned by the Ministry of Finance in the Netherlands; Questionnaire—the Netherlands, at 18. (<http://www.minfin.nl/>)

なお、投資対象の株式が資本参加免税の対象となる場合（保険会社の場合にあり得る）は、再評価する必要はない。

の金融持株会社等を介在させることによって、税金コストを抑えてキャッシュ・フローを改善することができる。オランダ金融子会社を利用することにより、非課税の国外所得を課税対象の国外所得に転換し、外国税額控除の控除限度額を増やすためのスキーム⁽⁸⁰⁾もあるようである。

しかし、金融・サービス業を誘致するために税制面の優遇措置を講じているのは、オランダだけではない。オランダに限らず、各国は金融・サービス業を誘致するために競って優遇税制を導入してきたが、各国のこうした動きに対しては、OECDの「有害な税の競争」への対応によって見直しを迫られている。資本移動の自由化や通信革命等による経済のグローバル化とともに、各国は、金融その他のサービス産業（「足の速い」経済活動）を誘致するために有害な税の引き下げ競争を行ってきた結果、勤労所得や消費等といった可動性の低い課税ベースに対して相対的に重い税金を課さざるを得なくなり、税体系の公平性や中立性を損なうことになった。また、課税ベースが浸食され税収が減少し、資本移転や経済活動を歪曲させることになった。OECDでは、このような状況に対応するために、2000年6月に加盟国の有害税制リストを公表し、2003年4月までに有害税制を除去することを目指して

(80) 富田千寿子「海外取引と外国税額控除制度」税務弘報（2002.4）48頁では、次のようなスキームを紹介している。

海外で非課税とされた国外所得は外国税額控除の計算上、その3分の2が国外所得から除外される。そのため、日本企業が米国債に投資した場合、支払利子に対しては米国法により源泉税が課されないために、非課税所得とされる。しかし、オランダ子会社の傘下にケイマン孫会社を設立し、ケイマン法人が米国債に投資する場合、ケイマン孫会社が受け取る米国債利息は米国の源泉税が課されず、オランダ子会社がケイマン孫会社から受け取る配当については、資本参加免税の適用によりオランダで法人税が課されないが、オランダ子会社が日本企業へ配当を支払う際、5%の源泉税が課される。これにより、非課税所得の米国債利息を課税対象の配当所得として受け取ることができ、外国税額控除の控除限度額を増加させることができるとしている。

私見であるが、ケイマンに法人税がないとすれば、オランダの資本参加免税の適用要件を満たさないことになるので、僅かでも法人所得税の納税義務が生ずる国に所在する法人を介在させないと、このスキームは成立しないのではないかと考える。

いる。同時に、タックス・ヘイブン国（地域）の認定や非加盟国への対話も続けられている。

オランダの国際的なグループ・ファイナンス業務に係るリスク引当金制度（Risk Reserves for International Group Financing、intra-group Finance Activities）についても、OECDの有害税制リストに掲げられている。オランダの同制度は、多国間に跨って一定規模以上のグループ・ファイナンス業務に従事する会社に対して、その業務から生じる特定のリスクに備えるために、国際金融業務による利益等の80%まで引当金の計上を認めるものである⁽⁸¹⁾。オランダを含む加盟国は2003年4月までに既存の有害税制を撤廃するとともに、新規の有害税制を導入しないことを約束している⁽⁸²⁾。

(81) Schuit, Steven R, *supra* note (64), at 194-196.

グループ法人のために国際金融業務を行っているオランダの居住・非居住会社に対して、特定リスクに備えて引当金（Risk Reserves for International Group Financing）の繰入計上が認められる。その適用のためには、当該国際金融業務が4か国以上又は2大陸以上にまたがって行われ、また、各国又は大陸で金融業務により得た利益額が一定の基準を満たす必要がある。税務当局は引当金計上に条件を付すことができ、その条件は10年ごとに更新される。グループ・ファイナンス業務による利益額等の80%まで引当金の繰入計上が認められる。引当金は、グループ法人に対する貸付金の評価減や子会社整理などに伴う損失を補てんする目的で取崩しができるほか、5年間で任意に取り崩すこともできる（この場合、取崩益に対し特別税率10%が適用）。また、グループ国際金融業務の廃止などにより条件を満たさなくなった場合は引当金を取り崩さなければならない（取崩益に対し通常税率の35%が適用）。また、引当金の子会社の株式取得や資本注入のために使用された場合、当該投資額の50%に相当する引当金の取崩額が無税扱いになり、この無税取り崩しの要件として、投資がグループ内の資本参加の実質的な拡大に結びつくものであり、資本参加のための株式は、相当の理由のない限り5年間以上保有されなければならないとされている。更に、子会社の置かれている状況（業務、政治、経済、気候等の要因）により、著しくリスクが高まっていると財務大臣が判断したときや、子会社だけで負担しきれない損害が発生しているときは、当該子会社に対する投資額の100%に相当する引当金の取崩額が無税扱いになる。

(82) OECDにおける「有害な税の競争」への対応は、次の3つの報告書にまとめられている。（<http://www.oecd.org/pdf/M00004000/M00004517.pdf>） etc.

(1) OECD, Harmful Tax Competition; An Emerging Global Issue, April 1998.

(2) OECD, Towards Global Tax Co-operation -Progress In Identifying and

有害な租税競争を誘発する各国の優遇措置は、OECDによる対応の中で、今後見直しを迫られることになる。しかし、持株会社に係る優遇措置については、OECDの有害税制のリストには掲げられていない。これは、租税条約や国内法の適用関係が複雑であるために、有害かどうかを判定するまでには至っていないからである。OECDでは、持株会社に係る優遇税制について、引き続き優先的に検討作業を進めていくべき事項であるとされており、オランダを含む13か国の持株会社の優遇税制が検討されている⁽⁸³⁾。

第3節 海外金融持株会社へのタックス・ヘイブン税制の適用可能性

本節では、日本の親会社が、オランダの資本参加免税のように二重課税排除措置として外国子会社からの配当を非課税とする制度を有する国に金融持株会社を設立し、その金融持株会社に他のグループ法人の株式を保有させている場合を想定して、グループ法人間の配当授受等を巡るタックス・ヘイブン税制の適用関係や執行上の問題について考察する。

1 海外金融持株会社に係る特定外国子会社等の判定

内国法人のうち、軽課税国に一定の要件に該当する特定外国子会社等を有しているものについては、その特定外国子会社等の各事業年度で生じた未処分所得の金額から留保したものとして一定の調整を加えた金額（適用対象留

Eliminating Harmful Tax Practices, June 2000.

(3) OECD, The OECD's Project on Harmful Tax Practices: The 2001 Progress Report, November 2001.

(83) OECD加盟国有害税制リストは注(82)の(2)の報告書（2000年6月）の12頁以降に掲載。持株会社に係る優遇税制の検討状況は、同報告書の15頁（para12）に掲載。持株会社の優遇措置又はこれに類する措置を有する国として、OECDが引き続き優先的に検討作業を進めていくべきであるとしてリストアップしている国は、オランダのほか、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルク、ポルトガル、スペイン、スイスである。

保金額)のうち、その内国法人の直接間接の保有株式等に対応する部分の金額(課税対象留保金額)を、その内国法人の収益の額とみなして、その特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日を含む事業年度の益金の額に算入することになっている(措法66の6①)。

ここで言う特定外国子会社等とは、内国法人及び居住者によって直接又は間接にその発行済株式(配当その他の財産分配請求権のない株式を除く。以下同じ。)の総数もしくは出資金額又は議決権のある発行済株式の総数の50%超が保有されている外国法人(外国関係会社)であって、その本店若しくは主たる事務所が法人の所得に対する税が存在しない国若しくは地域にあるもの又はその所得に対する税の負担(以下「租税負担割合」と言う。)が25%以下であるもののうち、その内国法人及びその同族株主グループに属する内国法人の直接間接の株式保有割合が5%以上であるものをいう(措法66の6①・②、措令39の14①・②)。

租税負担割合の計算式は、次のとおりである(措令39の14②一)。

本店所在地国又は本店所在地国以外で課税される外国法人税(注1)

+

みなし納付外国法人税(注2)

≦25%

所得金額	+	非課税とされる所得の金額(注3)	+	損金算入支払配当	+	損金算入外国法人税	+	保険準備金の過大積立金及び不足取崩額	-	還付外国法人税
------	---	------------------	---	----------	---	-----------	---	--------------------	---	---------

(注)

1 各事業年度の決算に基づく所得の金額について実際に課される外国法人税をいう。間接納付に係る外国税額の控除額を含むものとし、本店所在地以外の法人からの受け取る配当で一定要件を満たすもの(非課税配当)に対して課されるものを除く(措令39の14②二イ)。

2 外国関係会社が本店所在地国において軽減・免除された外国法人税で、内国法人が間接外国税額控除の規定の適用を受ける場合に、租税条約の規定により当該外国関係会社が納付したとみなされるものを言う(措令39の14②二ロ)。

3 本店所在地の法人から受ける受取配当及び本店所在地以外から受ける非課税配当を除く(措令39の14②一イ(1)(2))。

上記の租税負担割合の計算において、外国関係会社の本店所在地国の法令上非課税とされる所得があるときは、その非課税所得を分母に加算することとされている(法令39の14②一イ)。ただし、本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額で、持株割合が本店所在地国の法令

に定められた割合以上であることを要件として課税標準に含まれないこととされている所得の金額は、分母に加算されず（上記算式の注3、措令39の14②一(2)）、また、その所得の金額に対して本店所在地国以外の国又は地域において課される外国法人税の額は分子に加算されないという取扱いになっている（上記算式の注1、措令39の14②二イ）。この取扱いが設けられた理由としては、諸外国の中には、親子間を通じた経済的な二重課税を排除するため、海外子会社からの受取配当等を非課税としている国があるが、これはわが国が認めている間接外国税額控除と実質的に同趣旨のものであることから、これについても特別の優遇措置とはみないこととしたものであるとされている⁽⁸⁴⁾。

前節で述べたオランダの資本参加免税も、外国法人から受ける配当金については、当該外国法人の株式保有割合が5%以上であること等を要件として非課税とされるので、わが国が認めている間接外国税額控除と実質的に同趣旨の制度であると解され、上記取扱いが適用されることになる。つまり、オランダの金融持株会社が、外国子会社から受け取った配当金が資本参加免税の適用により非課税とされる場合、租税負担割合の計算上、その配当金額は分母に加算されないし、また、当該配当金に係る外国法人所得税（源泉税）の額は分子に加算されないことになる。このことを、次の計算例で確認する。

<計算例>

- ① オランダ金融持株会社が得た国内源泉所得： 100
- ② ①の国内源泉所得に係るオランダの法人所得税額： 35
- ③ 適格資本参加の外国子会社から支払を受けた配当金： 500（④控除前）
- ④ ③の配当金に係る外国法人所得税（源泉税率5%）の額： 25

(84) 国税庁『平成4年 改正税法のすべて』204頁。ここでいう、持株割合が本店所在地国の法令に定められた割合以上とは、「5%あるいは10%以上出資する法人からの配当等は、非課税」というように、その国の法令上保有要件が課されていればよいとされている。

仮に、全所得ベースで租税負担割合を計算すれば、 $(35+25) \div (100+500) = 10\% \leq 25\%$ となるが、上記取扱いによれば、③と④は計算から除外されるので、租税負担割合は35%となり、25%を超える。このようにオランダ金融持株会社が、外国子会社から多額の配当金を得ていても、租税負担割合が25%を超え、特定外国子会社等に該当しない場合がある。

オランダの資本参加免税は二重課税排除措置であるので、出資している外国法人の利益がその外国で課税されることになっていること (Subject to tax Test) が、その適用要件の一つとされている。ただし、その外国での税率の多寡は問わないこととなっているので、たとえ低税率であっても、また、外資誘致のための免税措置 (タックス・ホリデー) や欠損繰越控除により実際の納税額がない場合であっても、その要件を満たすことになる。オランダの資本参加免税制度のように外国子会社からの受取配当を非課税とする制度は、親子間の経済的な二重課税を排除するという意味では、わが国が認めている間接外国税額控除制度と実質的に同趣旨のものであるといえるのかもしれない。しかし、法人所得税が軽減されている国に所在する外国子会社から配当の支払を受ける場合、国外配当非課税方式の方が、間接外国税額控除方式を適用した場合よりも、全体の税負担が軽くなることは明らかである。このことを、次の計算例で確認する。

<計算例>

区 分	外国税額 控 除 方 式	国 外 配 当 非 課 税 方 式
外国子会社B社（A社の100%出資）		
税引前所得	1 0 0	1 0 0
外国法人税（20%）（1）	2 0	2 0
税引後所得	8 0	8 0
配当	8 0	8 0
外国源泉税（5%）（2）	4	※ 4
税引手取額（3）	7 6	7 6
持株会社（A社）		
課税所得（3）+（1）+（2）	1 0 0	—
法人税（35%）	3 5	
直接・間接外国税額控除 （1）+（2）	2 4	
差引税額（4）	1 1	0
全体の税負担（1）+（2）+（4）	3 5	2 4

上記計算例では、比較検討を簡便にするために、税引後利益の全額を持株会社へ配当し、持株会社A社の所得は外国関係会社B社からの受取配当のみとし、持株会社A社では外国法人税が全額控除されると仮定する。また、わが国のタックス・ヘイブン税制の適用は無視する。これによれば、全体の税負担は、外国税額控除方式よりも、国外配当非課税方式の方が少なくなる。更に、国外配当非課税方式の場合、受取配当に課される外国源泉税4（上記計算例：※）の取扱いが問題となるが、前節で述べたオランダの制度のように、持株会社が当該受取配当を原資として、その外国親会社へ再配当を行う際に徴収される源泉税額から外国源泉税4のうち一定額（受取配当金80の3%を上限）を控除した後の金額を、オランダ税務当局に納付するだけでよいのであるとすれば、更に税負担が軽減されることになる。

このように、法人税及び源泉税が軽課されている国に所在する外国子会社から配当の支払を受ける場合、税負担は、国外配当非課税方式の方が、外国税額控除方式による場合よりも税負担が軽くなる。両方式が国際的二重課税

を排除するという意味で実質的に同趣旨のものであるとはいえ、両方式では税負担に格差が生じることがある。

しかし、国外配当非課税方式も国際的二重課税の排除措置として認められている以上、この方式に配慮した前述の租税負担割合の計算の取扱いが容認せざるを得ないのかもしれない。むしろ、次の2《海外金融持株会社の国外所得の捕捉を巡る問題》で述べるように、こうした制度面の格差に由来する税務執行上の問題に注目すべきではないかと考える。

なお、オランダの資本参加免税制度では、同国の居住法人が適格資本参加先の外国子会社の株式を売却して得たキャピタル・ゲインについても非課税とされるが⁽⁸⁵⁾、我が国のタックス・ヘイブン税制の適用上、上述の租税負担割合の計算では、適格資本参加先の外国子会社からの非課税配当の場合と異なり、当該非課税キャピタル・ゲインは分母に加算されることになる⁽⁸⁶⁾。オランダで、当該キャピタル・ゲインが資本参加免税の対象とされるのは、居住法人とその外国子会社との間で生ずる経済的二重課税を排除する趣旨であるとされる。この場合の経済的二重課税とは、おそらく次のようなものであろうと推測される。外国子会社の利益剰余金は当該外国において既に課税済みであるので、オランダの居住法人である親会社がその利益剰余金の額（含み益）を織り込んだ価額で当該外国子会社の株式を第三者に譲渡して得られたキャピタル・ゲインがオランダで課税されることになれば、経済的に国際的二重課税が発生していることになる。そこで、そのキャピタル・ゲインを非課税扱いにしているのであろうと考えられる。これに対し、わが国の二重課税排除措置である間接税額控除の対象となる外国税額は外国子会社からの

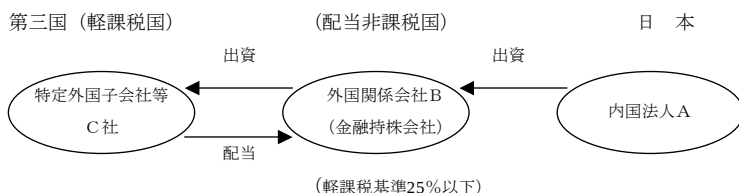
(85) 本章第2節2「オランダの優遇税制等」参照。

(86) 平成13年11月9日東京地裁判決（平成12年・行ウ・第69号）の事件では、日本の財団法人のオランダ孫会社（持株会社）が外国法人株式の譲渡により得た多額のキャピタル・ゲインが、オランダの資本参加免税により非課税となっており、当該孫会社の租税負担割合は25%以下となっていた。しかし、その財団法人は公益法人であるために、タックス・ヘイブン税制がそもそも適用されなかった。

配当に対応するものであり、外国子会社株式の譲渡によるキャピタル・ゲインは考慮されない。すなわち、外国子会社から支払を受けた配当と当該外国子会社の株式の譲渡により得られたキャピタル・ゲインは、いずれも投資のリターンであるが、別個独立の取扱いになっている。このために、タックス・ヘイブン税制の租税負担割合の計算では、外国子会社株式の譲渡により得られた非課税キャピタル・ゲインは、外国子会社からの非課税配当の場合と異なり、分母の所得金額に加算されることになるのであろうと考えられる。

これまで、外国子会社からの受取配当を非課税とする国に所在する金融持株会社が、特定外国子会社等に該当するか否かといったような視点から検討してきた。既に述べたように、このような金融持株会社は特定外国子会社等に該当しない可能性が高い。次に、特定外国子会社等に該当しない金融持株会社を利用して、他の特定外国子会社等の合算課税を回避する行為に対処するための措置について説明する。

日本法人A社が、外国子会社からの受取配当を非課税とする国に金融持株会社B社（外国関係会社）を設立し、B社が軽課税国に所在する子会社C社（A社の孫会社）の株式を保有する。B社は特定外国子会社等に該当せず、C社は特定外国子会社等に該当するものとする。



タックス・ヘイブン税制は特定外国子会社等の留保所得を内国法人の所得に合算して課税する仕組みとなっているため、特定外国子会社等から配当として支払われた部分については、合算課税の対象とならないのが原則である（措令39の16①二本文）。そこで、特定外国子会社等C社が外国関係会社B社に配当を支払ってB社に所得を留保し、C社に留保所得が生じないように

することにより、事実上合算課税の回避が可能となることから、これに対処するために昭和60年度に税制改正が行われた。この改正では、C社がB社に配当を支払った場合で、その配当の額につき、B社の本店所在地国において課される税の負担が軽課税基準（25%）以下のときは、C社の課税対象留保所得の計算上、その支払った配当の全額を控除しないこととされた（措令39の16①二括弧書、措規22の11①）⁽⁸⁷⁾。また、B社がC社から受領した配当を原資として内国法人A社に配当を支払った場合、C社については課税対象留保金額等の調整規定が設けられている（措令39の16②四、措令39の19②四）。

なお、特定外国子会社等の課税対象留保所得の計算において、持株会社を利用した本税制の適用逃れに対処するために、課税対象留保金額の計算の基礎となる未処分利益の計算において、日本法令によって計算する場合、内国法人の各事業年度の所得の計算の通則のうち受取配当等の益金不算入の規定（法法23）を除いたところで計算することになっている（措令39の15①）。これは、同一国内にペーパーカンパニーとして持株会社を設立し、問題となる特定外国子会社等の所得をすべてその持株会社に配当すれば両者とも本税制の適用を免れることと等を考慮したものであるとされる⁽⁸⁸⁾。

2 海外金融持株会社の国外所得の捕捉を巡る問題

上記1で述べたように、外国子会社から支払を受けた配当を非課税とする制度を有する国に設立された金融持株会社は、特定外国子会社等に該当しない可能性が高い。このことは、企業にとって、金融持株会社を中心としたクロスボーダーの企業グループ内組織再編成やグローバルな事業展開をやりや

(87) 軽課税基準以下であるか否かは、外国関係会社の本店所在地国の税制がその受領する配当等の額を全額益金に算入する場合、25%を超える税率で課税することとしているか否かということになる（国税庁『昭和60年 改正税法のすべて』178頁）。したがって、受取配当が全額益金不算入であれば、適用税率のいかんを問わず、実際の税負担は0%となるので、この場合は軽課税基準以下ということになる。

(88) 国税庁『昭和53年 改正税法のすべて』161頁。

すくしていると考えられる。

しかし、こうした動きにより、金融持株会社を通じた現地法人の間接的な支配・管理が行われ、日本法人と現地法人との直接的な出資関係や資金取引関係が相対的に縮小し、金融持株会社を通過点とするグループ法人間の外—外取引が拡大するようになると、税務執行上、取引の把握が困難になると考えられる。特に問題となるのは、金融持株会社が外国子会社からの受取配当のほかに国外源泉の利子や使用料を直接的にあるいは外国支店やパートナーシップ等を通じて得ている場合である。

国によっては、他国で得た国外源泉所得については送金を受けない限り課税標準に算入されず課税を繰り延べる制度を有している場合がある。このような国に本店を置く金融持株会社が、課税繰延べとなる国外源泉所得を有している場合、特定外国子会社等の判定では、その国外源泉所得は、租税負担割合の計算上、分母に加算されることになる（措法通達66の6-5(2)）。このことを次の計算例で確認する。

<計算例>

① 国内源泉所得：	100
② ①に係る本店所在地国の法人所得税：	35
③ 軽課税の第三国で得た国外源泉所得：	300
④ ③に係る当該第三国の法人所得税：	5
⑤ 外国子会社からの受取配当金：	100
⑥ ⑤に係る源泉税額	5

国外源泉所得③は、パートナーシップを通じて得た国外源泉の使用料及び利子等の収入からなり、未送金のままで当該第三国に留保されたままとする。その所得③は、金融持株会社の本店所在地国の法令により送金を受けない限り同国では課税標準に算入されないものとする。また、外国子会社からの受取配当金⑤は、金融持株会社の本店所在地国の法令で定められた出資割合以

上であることを要件として非課税とされるものとする。この場合、特定外国子会社等の判定における租税負担割合の計算は、次のようになる。

$$(\textcircled{2}+\textcircled{4}) / (\textcircled{1}+\textcircled{3}) = (35+5) / (100+300) = 10\% \leq 25\%$$

※⑤と⑥は、分母・分子に加算されない。

したがって、金融持株会社は特定外国子会社等に該当することになる。このように、金融持株会社の本店所在地国の法令により他国で得た国外源泉所得について送金を受けない限り課税標準に算入されず課税が繰り延べられることになっている場合において、軽課税国で多額の国外源泉所得を留保していた場合、その金融持株会社は特定外国子会社等に該当する可能性が高くなるが、税務執行上、その国外源泉所得の把握は必ずしも容易なことではないと推測される（日本の親会社に関係資料が保存されている場合は比較的容易かもしれない。）。

また、オランダでは、国際的二重課税の排除措置として、その国に本店を置く法人が外国支店を通じて得た所得を免税扱いとする制度を有している。オランダに本店を置く法人がその外国支店に帰属する国外源泉所得を有していた場合、そのオランダ法人が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定では、租税負担割合の計算上、その国外源泉所得は分母に加算されることになる（法令39の14②一イ）⁽⁸⁹⁾。オランダの国外所得免除方式は、外国支店に

(89) 国税庁・前掲書（注(84)）204頁。同書によれば、国によっては、外国支店の所得を非課税としている場合があるが、こうした所得は、租税負担割合の計算上、分母に加算することになるとしている。

私見として、この取扱いの整合性に若干の疑問がある。オランダで外国支店帰属所得が非課税とされるのは二重課税排除の趣旨であるが、当該所得は、本文にあるように租税負担割合の計算上、分母に加算される。これに対し、同様に二重課税排除を目的とする資本参加免税制度により非課税とされる外国子会社からの受取配当については、その分母に加算されないこととなっている。このような取扱いを認めているのは、資本参加免税のような制度が、わが国の間接外国税額控除と実質的に同趣旨のものであり、特別の優遇措置とはみないとされているからである。そうであれば、外国支店帰属所得を非課税とする制度も、わが国で認めている直接外国税額控除と実質的に同趣旨であるとみて、当該所得を分母に加算しないとすべきであ

帰属する国外源泉所得を、課税所得から直接控除する方式ではなく、いったん全世界所得に算入し、当該全世界所得に係る税額からその外国支店に帰属する国外源泉所得にオランダの平均法人税率を適用した税額を減額する方式⁽⁹⁰⁾である。この方式の利点は、外国支店に損失が生じた場合、全世界所得を合算する段階で当該損失をオランダの国内源泉所得と相殺できることである。外国支店が黒字所得を有する場合は、国外源泉所得を課税所得から直接控除する方式と同じ結果がもたらされる。オランダにおける外国支店帰属所得の免税方式によれば、その国外源泉所得は申告段階でいったん把握されることになる。この方式の適用の実態は明らかではないが、外国支店が黒字所得を有し、同じ結果がもたらされるのであれば、外国支店に帰属する国外源泉所得をはじめから課税所得に含めずに申告するようなケースもあり得るのではないかと考える。

なお、金融持株会社の機能は、国外から資金を調達しそのほとんどすべてを国外に融資又は投資等を行い、それに伴い国外から得た配当、利子、使用料等の収入のほとんどを、再び、国外に配当、利子、使用料等として流出することである。そうであれば、金融持株会社に留保所得がほとんど生じないことになるので、仮に、金融持株会社が特定外国子会社等に該当したとしても、多額の留保金額が生じるようなことはないとする見方もできる。しかし、一般論としてはそうであっても、個別に見ていくと、金融持株会社が国外から送金を受けずに課税繰延べとなっている国外源泉所得や、外国支店に帰属する非課税の国外源泉所得を有しているケースもあり得るのではないかと考

ろうが、そのような取扱いになっていない。むしろ、外国支店帰属所得を非課税とする制度については、それがグループホールとして利用されることを防止するための措置がとられていたこともあった。平成3年の税制改正では、外国支店帰属所得を非課税とする国に所在する外国関係会社でその事業を主として軽課税国にある支店等を通じて行うものは、軽課税国に所在するものとして取り扱うこととされていた（国税庁『平成3年 改正税法のすべて』289頁）。この取扱いは平成4年の税制改正で廃止され、本文にあるような取扱いになった。

(90) 前掲注(77)参照。

えられる。（このように課税繰延べ又は非課税となっている金融持株会社の国外源泉所得が、前節でとりあげたオランダ銀行の統計（図表４－１）に反映されているかどうかは不明。）

一定の国外源泉所得を課税繰延べ又は非課税とする制度を有する国に所在する金融持株会社（外国関係会社）が、特定外国子会社等に該当するかどうかの判定等において、当該金融持株会社が得た国外源泉所得に係る資料情報は不可欠である。内国法人がそのような国に実質的に完全支配している金融持株会社（外国関係会社）を保有している場合、当該内国法人に対して、当該金融持株会社が得た国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を課す制度についても検討していくべきではないかと考える。

上記１で示したように、金融持株会社が軽課税国に所在する外国子会社から配当の支払を受ける場合、国外配当非課税方式の方が、外国税額控除方式による場合よりも税負担が軽くなることは明らかである。両方式が経済的二重課税を排除するという意味で実質的に同趣旨のものであるとはいえ、資本輸出中立性に優れている外国税額控除制度と資本輸入中立性に優れている国外配当非課税方式⁽⁹¹⁾とでは、仕組みは基本的に異なる。国外配当非課税方式や外国支店帰属所得免税方式といったような国外所得免税方式は、国際的二重課税の排除措置として認められているので、こうした両制度の格差は容認せざるを得ないのかもしれない。しかし、居住地主義をとっているわが国においては、この制度の格差に起因する税務執行上の問題、すなわち、外国関係会社の国外源泉所得の把握・検討の困難性の問題は、タックス・ヘイブン税制の適正な執行を実現する上で、解決を図っていかなければならないであろう。

日本の親会社による金融持株会社の業務管理の態様は一樣ではないであろ

(91) 外国税額控除制度と資本輸出中立性の関係については、第２章第２節《現地法人への投資判断》参照。国外配当非課税方式と資本輸入中立性の関係については、第４章第２節２（１）《資本参加免税》参照。

うから、その国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を一律に課すことは難しい面もあるかもしれない。内国法人が金融持株会社のグループ・ファイナンス業務を実質的に行っている場合もあれば、金融持株会社がスタッフを擁して相当程度の業務を行っている場合もあるであろう。また、日本の親会社が、金融持株会社の業務を直接管理せず、同じグループに属する他の国外関連会社に委ねているような場合もあるであろう。しかし、金融持株会社が実質的な業務を行っていないような場合、その態様や資料情報の保存場所が異なるだけで、タックス・ヘイブン税制の執行に差が生じるようなことがあれば、課税の公平の観点から問題がある（金融持株会社の態様と適用除外基準の関係については、後述3参照）。金融持株会社は、多国籍企業がグループ戦略を展開するための中軸（ハブ）となるものであり、また、内国法人が直接又は間接の出資関係を通じて実質的に完全支配している外国関係会社である。内国法人に対して、そのような金融持株会社の国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を課すことは不合理なことではなく、むしろタックス・ヘイブン税制の適正な執行を実現する上で必要なことである。実態把握の困難な外—外取引の通過点に位置する金融持株会社が得た国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を、その親会社である内国法人に課すことができれば、円滑で適正な税務執行に資することができるのではないかと考える。

そこで、国外配当非課税方式を導入している国に金融持株会社（外国関係会社）を有する内国法人に対して、当該外国関係会社の国外源泉所得に係る資料情報の保存義務（以下、「保存義務」と言う。）を課す制度を提案したい。この場合、保存義務を課す内国法人に係る外国関係会社の範囲については、《措令39の14②—イ(2)》の基準を用いる。すなわち、外国関係会社の本店所在地国が、同国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等について、本店所在地国の法令で定める出資割合以上であることを要件として非課税とする制度を有している場合、その外国関係会社を対象とする⁽⁹²⁾。ま

(92) 資料情報の保存義務を課す内国法人に係る外国関係会社の範囲については、本文

た、金融持株会社をターゲットとするのであるから、内国法人が、直接又は間接の出資を通じて実質的に完全支配している外国関係会社を対象とする。

更に、保存義務履行の実効性を確保するために次のような方法を提案したい。既に述べたように、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定時に用いる租税負担割合の計算では、国際的二重課税を排除するため外国子会社からの受取配当が非課税とされている場合、その受取配当とそれに係る法人税額は、それぞれ分母と分子に加算されないとする取扱い（措令39の14②一イ(2)及び同条②二イ、以下「本件取扱い」と言う。）があるが、保存義務の履行を条件に本件取扱いの適用を認めることにする。このように保存義務の履行を条件に内国法人にとって有利となり得る本件取扱いの適用を認めることにより、保存義務の履行の実効性を高めようとするものである。

現行法においても、内国法人が有利な取扱いの適用を受ける場合、当該内国法人に対して一定の書類等の保存又は添付義務を課す規定がある。適用除外規定（措法66の6③）により合算課税の適用を受けない場合、その要件として書類等の保存義務規定（同法⑤）が設けられている。また、特定外国子会社等が実際に配当等を行って留保所得を払い出した場合、既往の合算課税について一定の金額を内国法人の損金の額に算入されることになるが、その要件として所定事項に関する明細書の添付義務を定めている（措法66条の8）。更に、調整所得金額の計算上、損金算入する場合の要件として確定申告書への明細書の添付義務を定めている（措令39条の15⑦及び同規則22条の11④）。これらの有利な取扱いと保存又は添付する書類等の内容との間には直接的な関連性があるが、上記提案の場合、本件取扱いと保存義務を課す外国関係会社の国外源泉所得に係る資料情報との間には直接的な関連性があるわけではない。

で示したもの以外に、外国関係会社の本店所在地国において課される税の負担が軽減課税基準（25％）以下のとき（措令39の16①二括弧書、措規22の11①）、その外国関係会社を対象とする方法もある。しかし、特定外国子会社等の判定段階の規定である《措令39の14②一イ(2)》をベースにした方が適当であろう。

しかし、国外所得免税方式をとる国に所在する外国関係会社が得た国外源泉所得に関する情報は、特定外国子会社等に該当するかどうかを判定する際に考慮しなければならない情報である。当該国外源泉所得は、その金融持株会社の所在地国では課税対象にならなくても、タックス・ヘイブン税制を有するわが国では合算課税の対象となる可能性がある。国外所得免税方式をとる国に所在する外国関係会社においては国外源泉所得に対する認識の欠如の可能性が高いと推測されることから、これに対処する上で本件取扱いは無効ではないかと考える。

内国法人が、外国関係会社である金融持株会社を実質的に完全支配している限り、たとえ、帳簿書類が海外に存在するとしても、親会社である内国法人は、外国法に基づき設立された子会社に対して事実上の支配力を行使することによって、その子会社の業務・財産の状況を知り得る立場にある⁽⁹³⁾。次節で述べるように、タックス・ヘイブンを利用した租税回避に対して、居住地国がその内国法人にどのような課税方式を採用しても、課税管轄権の問題に抵触することにはならないのであり、各国はそれぞれ合理的な規定を設けて対策を講じることができる。ただし、内国法人に保存義務を課すとしても、対象となる資料情報の範囲は、加重な負担を内国法人に課すことのないように、特定外国子会社等の判定に必要とされる範囲に留めるべきであろう。

外国関係会社の国外源泉所得のような外—外取引の領域において、適正な

(93) 税務調査とは場面が異なるが、商法上、親会社の監査役は、その職務（親会社の監査）を行うために必要があるときは、子会社に対し営業の報告を求め、または子会社の業務・財産の状況を調査することができるとされている（商法274条の3第1項、498条第1項4号・2項）。この場合、子会社には、外国法に基づき設立された会社も含まれるから、監査役は、必要があればその会社も調査すべきであるとされている（高桑昭「外国子会社の監査について」商事670号4頁（1974））。もっとも、外国法に基づき設立された会社にはそれに応ずる義務はないから、親会社取締役の協力（子会社に対する事実上の支配力の行使）がないと調査が効を奏さない可能性はあり、その場合には監査役は、監査報告書に必要な調査ができなかった旨を記載することになる（商法281条の3第2項12号）（江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』有斐閣（2001）355頁）。

税務執行を実現するためには、企業側のコンプライアンス（compliance：税制への信頼と納税過程における法令順守）をいかに向上させるかが重要である。上記提案のような制度上の仕組みを設けることによって、企業グループ内部に牽制効果が働き、コンプライアンスの向上が期待できる。また、税務調査においては、取引事実の効果的・効率的な把握の可能性が高まり、適正な税務執行に資することになると考える。もっとも、適正課税の実現のためには、内国法人に必要な資料情報の提出を求めるだけでなく、関係国との間で、租税条約に基づく情報交換を有効利用することによって、本件提案の実効性がより高まるものとする。

また、オランダの資本参加免税の対象となる外国子会社の株式のキャピタル・ゲインや適格資本参加に係る為替差益⁽⁹⁴⁾は、特定外国子会社等の判定に係る租税負担割合の計算上、非課税所得として分母に算入される。これらの非課税所得はオランダの国内源泉所得であるが、特に為替差益の把握は必ずしも容易でない場合もあるのではないかと考えられるので、内国法人に対して当該所得に係る資料情報の保存義務を課すことも必要ではないだろうか。

海外取引は、脱税や租税回避の行われやすい領域であり、特に、国際的な金融取引については、その実態把握の困難性、所得分類の変更や源泉地変更による問題もある。適正な課税を実現するためには、まずは、必要な資料情報を収集・確保する制度を整備していく必要がある。

3 金融持株会社の態様と適用除外基準

仮に、金融持株会社が特定外国子会社等に該当したとしても、適用除外の要件を満たせば合算課税の対象とならない（措法66の6③）。そこで、次に金融持株会社の態様と適用除外基準との関係について検討する。特定外国子会社等が次の基準をすべて満たす場合、本税制の適用が除外される。

(94) 第4章第2節2（1）「資本参加免税」参照。

(a) 事業基準

特定外国子会社等の主たる事業が、株式・債券の保有、工業所有権・著作権等の提供、又は船舶・航空機（裸用船・機）の貸付を主たる事業とするものでないこと。

特定外国子会社等の主たる事業が株式の保有等の場合、これらの事業はわが国からでも十分に営むことができるものであり、その地に本店を置くことに積極的な経済合理性を認め難いことから、この種の事業を営む特定外国子会社等は、仮に実体があっても適用除外基準をはじめから考えないこととされている⁽⁹⁵⁾。

(b) 実体基準

特定外国子会社等は、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、主たる事業を行うために必要な事務所、店舗、工場その他固定施設を有すること。

(c) 管理支配基準

特定外国子会社等は、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。

(d) 非関連者基準

特定外国子会社等の主たる事業が、卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業に該当する場合、特定外国子会社等の収入又は仕入の金額の非関連者取引割合が50%を超えていること。業種の本来的な性格がインターナショナルであり、その取引が必然的に国外に及ぶ業種については、主として独立の第三者と取引を行っていれば、その地に所在することの合理性を認めうるとされる⁽⁹⁶⁾。特定外国子会社等の主たる事業が、上記以外の場合、特定外国子会社等は、主として本店又は主たる事業所の所在地で事業を行っていること。

(95) 国税庁・前掲書（注(88)）164頁。

(96) 国税庁・前掲書（注(88)）164頁。

金融持株会社と言っても、その業務の態様は各社ごとに区々である。したがって、特定外国子会社等に該当する金融持株会社が適用除外要件を満たすかどうかについては、個々の実態に応じて判断することになる。

以下では、金融持株会社の業務の態様をいくつか想定し、上記の基準を満たすかどうかについて検討する。ただし、上記(b)の実体基準の判定については、金融持株会社に特有の問題は特にないので省略する。

(a) 事業基準の判定

金融持株会社の主たる事業が、株式・債権の保有、工業所有権の保有であれば、事業基準を満たさないことになる。金融持株会社が、これらの資産の保有業務以外の事業を営んでいる場合、主たる事業の判定が重要なポイントとなる。措置法通達66の6-8によれば、二以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定することとされる。グループ企業等に対する融資によって多額の貸付金利息を計上し、それが収益の大部分を占めることになれば、主たる事業は金融業となることがありえる⁽⁹⁷⁾。

(c) 管理支配基準の判定

措置法通達66の6-16によれば、特定外国子会社等が管理支配基準を満たしているかどうかの判定に関しては、特定外国子会社等の株主総会及び取締役会等の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管などが行われている場所並びにその他の事業を勘案の上判定することとされている。この場合において、例えば、当該特定外国子会社等の株主総会の開催が本店所在地国等以外の場所で行われていること、当該特定外国子会社等が、現地における事業計画の策定等に当り、親会社と協議しその意見を求

(97) 特定外国子会社等の主たる事業が持株会社等に該当するか否かが争われた判例としては、一審：静岡地方裁判所1995年11月9日判決、控訴審：東京高等裁判所1996年6月19日判決、最高裁判所第二小法廷：1997年9月12日判決、がある。

めていること等の事実があるとしても、そのことだけでは、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないことにはならないとされている⁽⁹⁸⁾。

金融持株会社に対する管理支配の態様は区々であろう。金融持株会社の実体がペーパーカンパニーであって、日本の親会社が直接管理支配しているようなケースは判定が容易であろうが、スタッフを擁してファイナンス業務を営んでいる場合、上記基準に照らして個別の判断が必要になる。また、日本の親会社が、金融持株会社の業務管理を直接行わず、同じグループに属する他の関連会社に委ねているような場合もありうるであろう。このような場合、金融持株会社が、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているとはいえないであろう。

(d) 非関連者基準の判定

銀行業の場合、非関連者基準を満たすためには、各事業年度の受入利息の合計額のうちに非関連者から受けるものの合計額の占める割合が50%を超える場合、又は、各事業年度の支払利息の合計額のうちに非関連者に対して支払うものの合計額の占める割合が50%を超える必要がある（措令39の17②二）。金融持株会社がグループ・ファイナンスを主たる業務とする限り、この非関連者基準を満たさないであろう。

上記基準の一つでも満たさなければ、本税制の適用除外とならないのであるから、特定外国子会社等に該当する金融持株会社が、本税制の適用除外となる可能性は低いと考えられる。

第4節 現地法人の留保利益を巡る課税関係

海外現地法人の税引後利益による再投資の恒久的拡大は、わが国における課

(98) 管理支配基準の判定を争点とする判例としては、第一審：東京地方裁判所1990年9月19日判決、控訴審：東京高等裁判所1991年5月27日判決、最高裁判所第二小法廷1992年7月17日判決と、熊本地方裁判所2000年7月27日判決がある。

税機会の喪失の可能性を高める。そこで、本節では、進出先国における現地法人の利益留保を巡る基本的な課税関係について整理しておきたい。

1 海外進出の形態と課税関係

内国法人が海外進出を行うに当たり、支店と子会社のいずれの組織形態(法形式)をとるかにより課税関係が大きく異なっている。そこで、その基本的な課税関係について確認しておきたい。内国法人は、海外進出を行うに当たり、自ら選択した支店形態や子会社形態等により海外進出をすることができる。そして、進出先国では、通常、当該内国法人が選択した形態の法形式がそのまま尊重され、その法形式に基づいた課税が行われる。

内国法人が支店形態を選択した場合、当該法人は、その外国支店の損益は本店の損益と合算され、本店所在地国であるわが国においてその合算した所得を申告することになる。一方、支店所在地国は、その支店が稼得した所得に対して法人税を課することになるが、当該外国法人税は日本において外国税額控除が適用される(法法69①)。

これに対し、内国法人が子会社形態を選択した場合、海外子会社と内国法人とは別個の法的主体であることから、それぞれの国において別々に課税が行われる。仮に、海外子会社に欠損が発生しても、支店形態のようにその欠損が本店の所得と相殺されることはない。通常は海外子会社においてその欠損を翌年度以降に繰り越すことになると考えられる。また、海外子会社が各年度で所得を得ても、親会社の持分に対応する部分が、即、日本において親会社の所得として課税されるのではなく、配当が行われるまで課税は繰り延べられることになる。そして、親会社が、海外子会社から配当の支払いを受ければ、親会社の益金に算入されるとともに、その配当の基礎となった海外子会社の所得に対して課税された外国法人税につき、みずから直接納付したものとみなして外国税額控除の適用を受けることができる(法法69④)。

わが国が採用している居住地主義ないし全世界所得主義のもとでは、海外現地法人の所得は日本の親会社への配当の支払いという形で送金された場合

にのみ課税されることから、海外現地法人が国外源泉所得を得ても、配当として送金されない限りは居住地国課税の繰延べが生じ、支店よりも子会社の運営を優遇し、差別することになる。このことは、資本輸出中立性を後退させる。課税の繰延べは、低税率国で子会社が稼得した所得が海外で再投資される限り、事実上、所得免除されているのと同じ効果が生じる⁽⁹⁹⁾。

第3章第2節で、現地法人の中には、その稼得した利益を親会社である内国法人への配当向けずに、現地での再投資（内部留保）に当てる傾向が強まっていることを指摘した。こうした傾向は、再投資によって生じる利益に対して、わが国が課税機会を喪失する可能性を高めることになる。

日本の親会社が海外子会社から配当を受ければ、当該親会社の益金に算入され課税所得を構成するが、配当金に対応する直接・間接納付の外国法人税については外国税額控除の適用により控除限度額の範囲において控除することが認められる。一般的に、海外子会社が日本よりも低税率の国にあれば、親会社にとっては日本の税率と外国の税率の差に相当する分が追加的税負担（歳入当局にとっては税収増）となる。更に、日本の親会社は現地法人から得た配当を原資にしてその個人株主に配当を支払えば、その個人株主は配当所得について課税（配当控除適用）される。このように、現地法人からの配当は、わが国の税収増につながる⁽¹⁰⁰⁾。また、前節で述べたように、再投資の拡大は、海外金融持株会社を通過点とする外-外取引の拡大につながり、執行当局にとって実態把握の困難な領域が広がることを意味する。

(99) 占部裕典・前掲書（注(12)）177頁以下。

(100) 個人株主が内国法人から配当を受け取った場合、総合課税を選択すれば、受取配当の最大10%まで税額控除が認められるが（所法92）、源泉分離課税（税率35%）を選択すれば、配当控除の適用はない（措法8条の5）。また、個人株主に対する株式の譲渡課税については、平成13年改正により、源泉分離選択課税は平成14年12月31日に廃止となり、平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡した場合の税率を現行の20%（個人住民税を含め26%：措法37条の10）から、15%（個人住民税を含め20%）に引き下げられる。

2 現地法人の留保利益を巡る課税関係

矢内一好教授によれば、内国法人が海外進出を行うに当たり支店と子会社のいずれの組織形態（法形式）を選択するかにより課税関係が決まるという原則は、当初から国際的に定着していたわけではなかったようである⁽¹⁰¹⁾。以下、その概要を簡単に説明する。国際連盟による最初のモデル租税条約が作成されていた1920年代の議論では、モデル租税条約の素案の段階で、子会社は恒久的施設に含まれていた。

しかし、その後、法人格が異なれば課税上区別されるという原則が、簡明であり、各国の国内法に抵触せず、国内法の域外適用の批判もないことなどから、恒久的施設の定義から子会社が除かれるという原則が国際的に定着した。このようにして国際税務においては、法的主体である法人を課税単位として法人税が課されるようになった。そして、タックス・ヘイブンを利用した租税回避に対応するための例外として、1960年代以降、先進諸国は、タックス・ヘイブン税制を規定⁽¹⁰²⁾して、これらの地域等に設立された特定の外国子会社の留保所得を、株主である内国法人等の所得に合算課税する措置を講じるようになったとされる。法的安定性や予見可能性の面からすれば、法人の選択した法形式（支店形態・本店形態）に基づき課税関係が決められ、

(101) 矢内一好「海外子会社の課税のあり方～連結納税制度へのアプローチ」税理、Vol138 No12（1995）47頁以下。

(102) タックス・ヘイブン税制又は被支配外国法人（Controlled Foreign Corporation: CFC）税制については、米国が1962年にサブパートF条項を導入し、その後、多くの国が導入している。2000年11月現在では、ドイツ（1972）、カナダ（1972）、日本（1978）、フランス（1980）、イギリス（1984）、ニュージーランド（1988）、スウェーデン（1990）、オーストラリア（1990）、ノルウェー（1992）、フィンランド（1995）、スペイン（1995）、インドネシア（1995）、ポルトガル（1995）、デンマーク（1995）、韓国（1996）、ハンガリー（1997）、メキシコ（1997）、南アフリカ（1997）、エストニア（2000）、イタリア（2000）が、タックス・ヘイブン税制を有している（米国財務省、The Deferral of Income Earned Through U.S. Controlled Foreign Corporations – Policy Study, December 2000, at 58. <http://www.treas.gov/>）

各国の法人税も、法的主体である法人を課税単位とすることが一義的には望ましい。しかし、これをそのまま容認すると、多国籍企業の租税回避行為が見逃されることになるので、タックス・ヘイブン税制や移転価格税制等の規定を設ける必要が生じたとされる。

居住地国がその内国法人に対してどのような課税方式を採用しても、課税管轄権の問題に抵触することにはならないので、各国がそれぞれ合理的な規定を設けて対策を講じて、多国籍企業の租税回避行為に対処している。軽課税国に現地法人が所在する場合、そこで得られた所得が海外で再投資される限り、事実上、課税の繰延べは所得免除と同じような効果が生じることになるが、タックス・ヘイブン税制によりこの課税の繰延べを排除する措置がとられる。わが国では、軽課税国に所在する特定外国子会社等の所得留保に対してはタックス・ヘイブン税制（措法66の6）が設けられている。

平成4年度税制改正により、軽課税国指定制度が廃止され、各事業年度の租税負担割合が25%以下の外国関係会社が特定外国子会社等に該当することとなり、この25%基準は今日まで維持されている。この25%基準が妥当な水準であるかどうかについては、議論のあるところである。わが国の法人実効税率の引き下げに応じて、この25%基準を引き下げるべきであるとする意見もある⁽¹⁰³⁾。

(103) 国際課税連絡協議会（日本貿易会主催、<http://www.jftc.or.jp/>）は、平成13年9月20日、自由民主党税制調査会、政府税制調査会、経済産業省、財務省宛に提出した「平成14年度税制改正に関する要望」において、タックス・ヘイブン税制に関して、次のような改正意見を述べている。「軽課税率の判定基準を、法人実効税率が40%に引き下げられたこと等を勘案し、20%以下に引き下げること……わが国の法人税率が50%であったときに決められた、「25%以下」との軽課税国の判定基準を、その後わが国法人税の実効税率が40%まで下がったこと、ならびに、例えばシンガポールにおいて実効税率が24.5%に引き下げられるなど、諸外国において法人実効税率の水準が低率となる傾向にあることを勘案し、「20%以下」に見直して頂きたい。現行の「25%以下」の判定基準では、シンガポール、スイス、台湾等といったいわゆるタックスヘイブン国でない国も軽課税国に該当することとなり、制度の趣旨にそぐわないこととなる。」

第3章第3節で述べたように、確かに各国の法人実効税率は低下傾向にある。しかし、各国の法人実効税率が低下傾向にあるからといって、各国のタックス・ヘイブン税制の税率基準が必ずしも低下傾向にあるわけではない。自国の法人税率の一定割合を基準とする国では、タックス・ヘイブン税制が適用される税率も自動的に低下するが、イギリスのように法人税率の低下に対応してその割合を引き上げている国もあり、また、法定の実効税率に対する基準税率の割合を比べると、日本の割合は他国よりも低くなっているようである⁽¹⁰⁴⁾。したがって、他国の状況と比較した場合、現行基準の25%が高すぎるとは言えないであろう。

(104) 徳永匡子「税の引き下げ競争と日本のタックス・ヘイブン対策税制」国際税務 Vol. 22 No7 (2002) 25頁。この中で、徳永氏は、タックス・ヘイブン税制（CFC規定）の基準税率について国際間の比較分析を行っている。

国名	適用除外の基準	導入時の基準	現在の基準税率	2001年の実効税率	基準税率の実効税率に対する割合
米国	CFCの実効税率が米国の最高税率の90%超	$34\% (1986年) \times 0.9 = 30.6\%$	$35\% \times 0.9 = 31.5\%$	40.75%	77%
英国	英国法人税率の75%未満	$45\% (1984年) \times 0.5 = 22.5\%$	$30\% \times 0.75 = 22.5\%$	30%	75%
ドイツ	実効税率25%未満	30%	25%	38.47%	65%
フランス	仏国実効税率の3分の2未満	$50\% (1980年) \times \frac{2}{3} = 33.3\%$	$33.3\% \times \frac{2}{3} = 22.2\%$	35.33%	63%
日本	実効税率25%以下	25% (1992年)	25%	40.87%	61%

第5章 現地法人の配当政策を巡る課税上の問題

第1節 配当政策と現地法人の評価額との関係

第3章と第4章では、現地法人の利益による再投資の拡大傾向とそれに関連する課税上の問題を中心に考察したが、クロスボーダーのM&Aや企業組織再編成の場面では、現地法人の譲渡価額を引き下げするために、現地法人が長年にわたり積み立ててきた利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩して日本の親会社への配当を行うという行動をとることもあり得る。すなわち、外国子会社の株式を譲渡したり、その株式を現物出資（非適格）して海外持株会社を設立するなどに当たり、あらかじめ、その利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩して日本の親会社へ配当を支払い、資金を流出させることにより、譲渡対象となる外国子会社の評価額（株式価額）を引き下げることができる。日本の親会社にとっては、外国子会社から支払を受けた配当と外国子会社株式の売却により得たキャピタル・ゲインはいずれも外国子会社に対する投資のリターンであり、両者の関係は代替的・選択的な側面を有している。

ここで、現地法人の評価額と配当との一般的関係について触れておく。M&Aの実務においてよく用いられる企業の評価手法として、次のものがある⁽¹⁰⁵⁾。

- ・ 純資産法（再調達原価法、清算価値法）
会社の保有する純資産の価値を対象企業の価値とする方法である。
- ・ 市場価値法（上場会社であれば市場価値法、非上場会社であれば類似会社比準法）

対象企業が上場企業であれば証券取引所における価格で評価し、また、非上場企業であれば類似業種比準法によって評価する方法。

(105) 鈴木義行ほか『M&A実務ハンドブッカー会計・実務・企業評価と買収契約の進め方』中央経済社（2000）193頁以下。

森信静治ほか『M&Aの戦略と法務』日本経済新聞社（1999）99頁以下。

- ・ 収益還元法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）

収益還元法は、将来の予想税引後利益を資本還元して評価する方法。DCF法は、企業が将来獲得するフリー・キャッシュ・フロー⁽¹⁰⁶⁾を現在価値に割り引くことによって算定する方法。

企業の評価方法には上記のようなものがあるが、現状では、時価純資産方式が一般的であるとされる。いずれの評価方法をとるかにより現地法人の評価額も異なってくるが、いずれにせよ、利益剰余金を取り崩して配当を支払い、内部資金を外部に流出させることになれば、一般的にその評価額は低下することになる。簿価純資産法の場合、利益剰余金が減少した分だけ純資産額（＝企業評価額）が低下することになる。また、上場企業の株式について市場価値法を採用した場合、株価は決算期末に配当見合い分だけ安くなるいわゆる「配当落ち」の現象が通常見られる⁽¹⁰⁷⁾。また、収益還元法を採用した場合でも、保有現金は評価額に算入されるので、配当により資金が流出すれば、企業評価額も低下することになる。

このように外国子会社からの配当とその株式を譲渡して得られるキャピタル・ゲインは代替的な選択的な側面も有している。しかし、外国子会社の株式の譲渡益が租税条約の規定やその所在地国の法令によって、当該国で課税されない（親会社の居住地国である日本でのみ課税される）場合、親会社にとっては、外国子会社に対する投資のリターンを配当として回収した方が、外国税額の間接控除の適用があるので、外国子会社株式の譲渡によりキャピタル・ゲインとして回収するよりも有利になる。このように、いずれのリターンで回収するかにより、外国税額控除の適用の有無から親会社のキャッシュ・フロー

(106) 注(26)参照。

(107) 株式に対する配当は決算期末の株主に支払われるが、決算期日後に株主になった者には支払われない。このため、株価は決算期末に配当見合い分だけ安くなる。これを配当落ちという。理論上、決算期日の翌日から配当落ちになるが、普通取引は4日目決済であるため、その4日前の約定から実際には配当落ちとなる。（小学館『日本大百科全書』）。

に大きな差が生じることがある。

外国子会社の株式譲渡や現物出資（非適格）等において、配当政策を戦略的に行うことにより、企業側にとっては節税が可能となる場合がある。次節以下で、このような節税が起り得る制度的背景等について具体的に考察する。

第2節 外国子会社株式を譲渡した場合の課税関係

日本の親会社が外国子会社の株式を譲渡した場合、そのキャピタル・ゲインが外国子会社の所在地国で課税されるかどうか、また、どのような課税を受けるかは、その国の国内法と日本の締結した租税条約の規定によって決まる。日本が締結した租税条約では、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する譲渡収益に対する課税については、次のように条約相手国によって異なる。ただし、一方の締約国（居住地国）の居住者が他方の締約国（源泉地国）に恒久的施設を有していないことを前提とする。

- （１）株式譲渡者の居住地国のみに課税権を認めるもの（源泉地国免税、OECDモデル条約準拠）

アイルランド、アメリカ⁽¹⁰⁸⁾、イタリア、インドネシア、オランダ⁽¹⁰⁹⁾、ザンビア、スイス、スペイン、スロヴァキア、チェッコ、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、ブラジル、ベルギー、ポーランド、ルーマニア

- （２）居住地国課税を原則とするが、例外として、事業譲渡類似株式・不動産

（108）アメリカとの租税条約では、原則として、一方の締約国の居住者が資本資産の売却等によって取得する収益については、他方の締約国の租税を免除される。ただし、183日を超える滞在者（個人）に対しては、財産の所在地国で課税される。

（109）オランダとの租税条約では、原則として、株式譲渡者の居住地国でのみ課税権が認められるが、例外として、一方の国の居住者である法人の株式等の譲渡前5年以内に、一方の国の居住者であった個人については一方の国の法令に従うこととされている。

化体株式の譲渡収益に限り源泉地国課税を認めるもの⁽¹¹⁰⁾

イギリス、オーストリア、韓国、シンガポール、デンマーク、フィリピン、フランス、ヴェトナム、メキシコ

(3) 源泉地国課税を認めるもの

アルメニア、イスラエル、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、カナダ、キルギス、グルジア、スリ・ランカ、タイ、タジキスタン、中国、トルクメニスタン、トルコ、ノールウェー、バングラデシュ、ブルガリア、ベラルーシ、マレーシア、南アフリカ、モルドヴァ、ルクセンブルク、ロシア

(4) 特に規定せず国内法に委ねているもの

オーストラリア、スウェーデン、ニュー・ジーランド、パキスタン

日本の親会社が、(1)の国々に設立した外国子会社の株式を譲渡しても、その外国子会社の所在地国（源泉地国）では課税されないことになる。外国子会社株式のキャピタル・ゲインが源泉地国で課税されなければ、第1節で述べたように、日本の親会社にとっては、外国子会社に対する投資のリターンを配当として回収した方が外国税額の間接控除の適用があるので、外国子会社株式の譲渡によりキャピタル・ゲインとして回収するよりも有利になる。一方、外国子会社株式のキャピタル・ゲインが源泉地国で課税される場合、そのキャピタル・ゲインに係る外国税は日本で直接税額控除の対象となるので、配当で回収する場合と比べて、いずれのリターンで回収するのが有利か

(110) 日本の国内法では、恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が、譲渡の日の属する年・事業年度以前3年内のいずれかの時において内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の25%以上を保有し、かつ、その5%以上の譲渡（事業譲渡類似の株式の譲渡）を行った場合、株式譲渡益は国内源泉所得として課税対象となる（所令291、法令187）。これとほぼ同様の基準が、(2)に掲載した国々との租税条約に定められている。

また、韓国、シンガポール、フランス、ヴェトナム、メキシコとの租税条約では、事業譲渡類似株式だけでなく不動産化体株式の譲渡益についても、源泉地国課税を認めている。フィリピンとの条約では、不動産化体株式の譲渡益について源泉地国課税を認めている。

は一概には言えない。

第3節 クロスボーダー企業組織再編成と配当政策

平成13年度税制改正により、組織再編成に係る税制が導入され、原則として、組織再編成により移転する資産等についてその譲渡損益の計上を求めつつ、特例として、移転資産等に対する支配が継続している場合（適格組織再編成に該当する場合）、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させる、という基本的な考え方に基づき制度が創られている⁽¹¹¹⁾。グローバルに事業を展開している企業グループにおいて、親会社が現地法人の株式を現物出資して海外持株会社を設立する場合や海外持株会社の設立後に現地法人株式の移転（事後設立）を行う場合においても、これらが一定の要件を満たし、適格組織再編成に該当すれば、適格組織再編成直前の帳簿価額による譲渡が行われたものとされ、譲渡損益の計上は行わないこととされる。一方、現物出資又は事後設立が適格組織再編成に該当しない場合（以下「非適格組織再編成」という。）、現地法人の株式の移転による譲渡損益を計上しなければならない。

なお、分社型の会社分割（商法373）は、分割会社がその営業の全部又は一部を新設する分割承継会社に移転し分割承継会社の株式を取得するものであるから、その経済効果は現物出資による場合と類似⁽¹¹²⁾しているが、商法上、外国

(111) 国税庁『平成13年 改正税法のすべて』134頁。

(112) 現物出資と分社型の会社分割の経済効果は類似しているが、後者の方が手続上の制約が少ない。分社型の新設分割の場合、裁判所の選任した検査役の調査が不要であり、手続上の制約が少ないことから、今後多く利用されると考えられる。これに対し、現物出資又は事後設立の場合は、内国法人に限らず海外持株会社を設立することも可能であるが、出資目的たる財産が過大評価される危険があることから、原則として、裁判所の選任した検査役の調査が必要になる（商法173①、181①、246②）。ただし、次の場合、例外的に検査役の検査は不要である（商法173②③、246③）。
i) 財産の価格が、資本の5分の1以内であること、かつ500万円以内であること、ii) 財産が取引所の相場のある有価証券（上場株式等をいう。店頭登録銘柄は含まない。）で、付した価格が相場を超えていないこと。iii) 財産が不動産で、不動産鑑定士の

会社を設立会社とする新設分割をすることができるかどうか等については、見解が分かれる⁽¹¹³⁾。

非適格組織再編成の場合、現地法人の株式の移転による譲渡損益を計上しなければならないが、あらかじめ、その利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩して日本の親会社へ配当を支払い、現物出資等の対象となる外国子会社の評価額（株式価額）を引き下げて譲渡益を減らすことができる。外国子会社の株式の譲渡益がその所在地国で課税されない場合、外国子会社に対する投資のリターンを配当として回収した方が、外国税額の間接控除の適用があるので、外国子会社株式の譲渡によりキャピタル・ゲインとして回収するよりも有利になる。どのような場合に非適格現物出資又は非適格事後設立に該当するかを、以下に述べる。

1 現物出資による海外持株会社の設立

現物出資とは、金銭以外の財産をもってする出資であって、その目的となる財産の中には関係会社株式も含まれる。適格現物出資による資産又は負債の移転が行われた場合には、適格現物出資直前の帳簿価額による譲渡が行われたものとされ、譲渡損益の計上は行わないこととされている（法62の4）。適格現物出資においては、外国法人に対して国内にある事業所に属する資産又は負債の移転はその対象外とされるが、外国法人の発行済株式等の25%以

鑑定評価を受けた上、弁護士から相当であるとの証明を受けていること。

(113) 日本法に基づき設立された会社が外国会社を設立会社とする新設分割をできるか、あるいは、外国会社を承継会社とする吸収分割または外国会社の営業を承継する吸収分割をできるかについては、その外国会社を「日本ニ成立スル同種ノ者」（民法36条2項）と同じと解した上で、その可能性を認めるべきであるとする見解がある（江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』有斐閣（2001）605頁、550頁）。

もともと、会社分割と認められるためには「営業」の承継が要件であり、「営業」とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産であり、単なる営業用財産または権利義務の集合では足りないとされているので（同書599頁）、現地法人の株式を現物出資して外国に単純持株会社を設立するような場合は、この要件に該当しないのではないかと考える。

上保有する場合の当該株式については例外的にその対象として認められる（法法 2 十二の十四かつこ書、法令 4 の 2 ⑦）。

日本の親会社が現地法人の株式を現物出資して海外持株会社を設立することが適格現物出資に該当するための要件は、現物出資前に現物出資法人と被現物出資法人との間に、(1) いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有する関係（当事者間で完全支配関係）にある場合（法法 2 十二の十四イ、法令 4 の 2 ⑧）と、(2) いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%超100%未満の株式を直接又は間接に保有する関係（当事者間の支配関係）にある場合（法法 2 十二の十四ロ、法令 4 の 2 ⑨）とで異なっている。

（1）完全支配関係にある法人間で行う現物出資

現物出資前に現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有する関係（当事者間の完全支配関係）にある場合、適格現物出資の要件を満たすためには、現物出資後において現物出資法人と被現物出資法人との間にこの当事者間の完全支配関係が継続することが見込まれている必要がある。完全支配関係にある法人間の現物出資については、次の(2)で述べる移転事業継続等の要件は要求されておらず、資産の単独現物出資の場合も適格現物出資に該当するものと解される。したがって、保有割合が25%以上の外国法人株式だけを現物出資して、100%出資の海外持株会社を設立する場合、適格現物出資に該当し、外国法人株式の移転による譲渡損益を繰り延べることができる。と解される。

なお、旧法第51条（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳）の制度においても、外国法人の株式を出資して外国に統括子会社を設立するような場合（出資割合25%以上の外国法人株式を現物出資した場合）、出資資産に係る譲渡益相当額をその出資により取得した子会社株式につい

て圧縮記帳をする方法により課税の繰延べを認めていた⁽¹¹⁴⁾。

(2) 支配関係（株式保有割合が50%超100%未満）にある法人間で行う現物出資

現物出資前に現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%超100%未満の株式を直接又は間接に保有する関係（当事者間の支配関係）にある場合、適格現物出資の要件

(114) 国税庁『平成10年 改正税法のすべて』310頁以下。

平成8年の法人課税小委員会報告では、「現行制度の下では、法人が海外に子会社を設立する場合であっても圧縮記帳による課税の繰り延べができることとされている。海外現地法人の場合にはわが国の課税権が及ばない形態での課税の繰り延べともなり得るので、海外現地法人はこの制度の適用対象から除外することが適当である。」としていた。これは、内国法人が国内資産を現物出資して外国法人を設立すれば、わが国においての当該資産の含み益に対する課税を逃してしまうからである。これを踏まえて、平成10年度の改正が行われ、内国法人がその有する資産を現物出資して海外子会社を設立する場合、海外子会社が現物出資受入資産を譲渡してその含み益が実現してもわが国では課税権が及ばなくなるので、課税の繰延べは認めないこととされた。

なお、旧法第51条及び旧法令93①の圧縮記帳を適用するための全要件は、次の(1)～(6)のとおりであった。

- (1) 新たに法人を設立するための現物出資であること
- (2) 現物出資法人が新設法人株式等の95%以上を保有していること
- (3) 新設法人の出資者のうち、(2)以外の出資者の一株当たりの払込金額が(2)の出資者の一株当たりの払込金額に比して著しく低くないこと
- (4) 新設法人が現物出資法人から現物出資により受け入れた各資産について、その出資法人の出資直前の帳簿価額以下の金額としていること
- (5) 内国法人の株式その他国内にある資産（外国法人の株式で持株割合が25%以上のものを除く。）を現物出資して海外子会社を設立するものでないこと。
- (6) 新設法人の設立の時に、その出資法人の持分割合が95%未満となることが見込まれないこと。

平成13年度の税制改正においては、現物出資の形態が分社型分割と実態的に経済的効果がほぼ同様であることから、組織再編成税制における適格現物出資の適格要件については、適格分社型分割とほぼ同様の取扱いに改正された。これにより、(2)の新設法人の持分割合を100%に引き上げるとともに、既存の子会社に対しての追加現物出資による増資も可能となったので、(1)の要件は除かれた。また、新設法人（資産受入法人）が現物出資法人の簿価を引き継ぐこととする(4)の要件は、13年度改正で外された。

を満たすためには、現物出資後に現物出資法人与被現物出資法人与の間に当事者間の支配関係が継続することが見込まれていること、更に、次の①～③の要件をすべて満たしていることが必要とされる。

- ① 現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。）に係る主要な資産及び負債が被現物出資法人に移転していること（独立事業単位要件）。
- ② 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者のうち、おおむね80%以上の者が、現物出資後に被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること（独立事業単位要件）。
- ③ 現物出資事業が被現物出資法人において現物出資後に引き続き営まれることが見込まれていること（移転事業継続要件）。

上記（１）と（２）の区分に応じて、適格要件を満たさなければ、現物出資による海外持株会社の設立は非適格現物出資に該当することになる。例えば、次のような場合が非適格現物出資に該当すると考えられる。

＜（１）と（２）に共通＞

- ・ 株式保有割合が25%に達しない外国法人株式を海外持株会社へ現物出資する場合。
- ・ 現物出資後において現物出資法人が被現物出資法人の株式を売却することが予定されており、当事者間の完全支配関係又は支配関係が継続することが見込まれないような場合⁽¹¹⁵⁾。
- ・ 現物出資法人に移転資産の対価として被現物出資法人（海外持株会社）

(115) これについて次のような解釈がある。「企業においては、経済的な事情によって株式を譲渡することはあり得ることであつて、企業が倒産等を避けるために当該子会社の株式を譲渡することもまた合理的な理由といえる。要するに、その現物出資の段階においてすでに譲渡することが予定されていたかどうか、非適格となるかどうかの一つの規準となるものと解すべきであろう。」（武田昌輔「事例研究 第80回）非適格現物出資とされた場合の事後処理」税研（2001.9）75頁以下。

の株式以外の金銭等の交付がある場合。

＜（２）の場合＞

- ・ 外国法人株式だけの現物出資により、単純持株会社を設立するような場合で、独立事業単位要件又は移転事業継続の要件を満たさない場合。

2 海外持株会社の事後設立

会社がその成立後２年以内にその成立前より存在する財産で営業のために継続して使用すべきものを資本の20分の１以上の対価をもって取得する契約を行う場合を事後設立という（商法246①）。法人税法上、適格事後設立とは、次のすべての要件を満たす場合である（法法２十二の十五、法令４の２⑬）。現物出資の場合と同様に、外国法人に対して国内にある事業所に属する資産等の移転はその対象外とされるが、25%以上保有する外国法人株式については例外的にその対象として認められる（法法２十二の十五かつこ書、法令４の２⑦）。

- （１）事後設立法人が被事後設立法人の設立時から事後設立による資産等の移転時まで被事後設立法人の発行済株式等の100%を継続して保有していたこと。
- （２）事後設立後に事後設立法人が被事後設立法人の発行済株式等の100%を継続して保有することが見込まれていること。
- （３）資産等の移転が被事後設立法人の設立時において予定されており、かつ、資産等の移転が被事後設立法人の設立時から６月以内（資産等の移転が被事後設立法人の設立時から６月以内に行われなかったことについてやむを得ない事情があると税務署長が認める場合には、そのやむを得ない事情がなくなった日まで）に行われたこと。
- （４）資産等の移転による譲渡の対価の額が被事後設立法人を設立するために払い込んだ金銭の額とおおむね同額であったこと。

事後設立による資産等の移転は、本来、通常の売買取引とされているものであるが、事後設立が現物出資に代わるものとして利用されている実態があ

ること、従来、これを変態現物出資の場合の課税の特例の対象としてきたことにかんがみ、平成13年度の組織再編成にかかる法人税の改正においても、限定的に課税特例の対象とすることとしたものである⁽¹¹⁶⁾。上記要件（1）では、被事後設立法人の「発行済株式等の100%」保有に限定されている。これは、適格現物出資の場合の「完全支配関係がある法人間で行う現物出資」の要件と同一のものであり、100%保有でないと、適格事後設立により移転する資産の含み益又は含み損が他の株主に移転してしまうことになると考えられるからである。

上記の要件を満たさなければ、非適格事後設立に該当することになる。例えば、次のような場合が非適格事後設立に該当すると考えられる。

- ・ 株式保有割合が25%に達しない外国法人株式を海外持株会社へ移転する場合
- ・ 事後設立法人が被事後設立法人の設立時から事後設立による資産等の移転時まで、被事後設立法人の発行済株式等の一部を売却し、その発行済株式等の100%を継続保有しなくなった場合。

(116) 旧法第51条の特定現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳の一つとして旧基本通達10-7-1で認められていたいわゆる変態現物出資による圧縮記帳の取扱いは、組織再編成税制において適格事後設立としてほぼ同様の内容で法令に規定された。旧基本通達10-7-1では、変態現物出資の場合の圧縮記帳の適用要件を次のように定めている。

- (1) 出資法人が新設法人の株式を設立時において100%所有していること
- (2) 持株割合が100%未満となることが見込まれないこと
- (3) 資産の譲渡が新設法人の設立のときにあらかじめ予定されていたものであり、かつ、新設法人の設立後遅滞なく一時に行われること
- (4) 新設法人の受入資産の帳簿価額が変態現物出資法人の譲渡直前の帳簿価額以下であること

平成13年度に法令化された企業組織再編税制における適格事後設立の要件との差異は、上記(3)の資産の譲渡の期間が「設立後遅滞なく一時に」から設立後6カ月以内（法令4の2⑬三）へと明記されたこと、被事後設立法人が事後設立法人の簿価を引き継ぐこととする(4)の要件が外されたこと、資産等の移転による譲渡の対価の額が被事後設立法人を設立するために払い込んだ金銭の額とおおむね同額であったことという要件が追加されたことである。

- ・ 事後設立後に事後設立法人が被事後設立法人の発行済株式等の一部を売却することが予定されており、その発行済株式等の100%を継続保有することが見込まれないような場合。
- ・ 資産等の移転による譲渡の対価の額が被事後設立法人を設立するために払い込んだ金額の額に格差がある場合
- ・ 現物出資法人に移転資産の対価として被現物出資法人(海外持株会社)の株式以外の金銭等の交付がある場合

第4節 現地法人の配当政策と外国税額控除の適用関係

第1節では、租税条約の規定等によって外国子会社株式のキャピタル・ゲインが当該外国子会社の所在地国で課税されなければ、日本の親会社にとっては、外国子会社に対する投資のリターンを配当として回収した方が外国税額の間接控除の適用があるので、外国子会社株式の譲渡によりキャピタル・ゲインとして回収するよりも有利になると述べた。本節では、このことを次の2つの簡便な設例を用いて説明する。

(A) 外国子会社⁽¹¹⁷⁾の利益剰余金の全部を取り崩して配当の支払を受け、資金流出により当該外国子会社の評価額を引き下げた後、その株式を譲渡し、間接外国税額控除を適用する。

(B) 譲渡前に配当の支払を受けず、外国子会社の株式を譲渡する。

外国子会社からの配当の支払いとその企業評価額との一般的関係をわかりやすくするために、便宜的に次の前提を置く。

(117) 外国子会社の要件としては、外国子会社からの配当の支払いを受けた親会社である内国法人が、その配当の支払義務確定の日以前6か月以上引き続いて、その外国子会社の発行済株式の総数もしくは出資金額の25%以上の株式もしくは出資または議決権のある株式の総数の25%以上の議決権のある株式を有していることが必要である(法69④、令146、措令34の33①)。この場合、その財源がそれ以前の所得であっても差し支えないとされている。

- ・ 外国子会社の帳簿上の純資産価額をもって企業評価額とする簿価純資産法を企業評価方法とする。
- ・ 外国子会社の利益剰余金をすべて取り崩して配当する。利益剰余金の全部を取り崩すようなことは、外国子会社の所在地国の法制度⁽¹¹⁸⁾やその財務上のフリー・キャッシュ・フロー⁽¹¹⁹⁾の制約によってありえないであろうが、あくまでも比較検討を簡便化するために便宜上このようなケースを想定するものであることをお断りしておく。
- ・ 外国子会社の株式の譲渡益は、租税条約の規定によりその所在地国で課税されない（親会社の居住地位国である日本でのみ課税される）ものとする。
- ・ 日本の親会社は、黒字法人であり、外国税をすべて控除できると仮定する。

上記(A)のケースとして、例えば、100%出資の外国子会社が設立以来無配当を続け、第20期において、当期の利益（35）と第1期から第19期までに積み立てられた利益剰余金（385）を原資として日本の親会社に配当金（420）を支払うという極端なケースを想定する。

現地法人が利益剰余金を取り崩して配当をした場合でも、現地法人の過年度の外国法人税や所得を基礎にして、外国税額控除の適用が認められ、配当原資となる利益剰余金の発生年度には遡及制限がない。

外国税額控除の対象となる受取配当の額に対応する部分の外国法人税額は、

(118) 利益剰余金の取崩については、現地法人の所在地国の法制度により制約されることが考えられる。法制度は国によって異なるであろうが、わが国の商法の規定（商法289条・289条）では、法定準備金である利益準備金は、毎決算期に金銭による利益配当を行う場合その10分の1以上の金額を、また中間配当を行う場合その10分の1以上の金額を、資本の4分の1に達するまで積み立てることが要求される。また、積み立てた利益準備金は利益の留保額であるが配当財源とすることはできず、その用途は、資本の欠損の填補と資本組入れに限定される。

(119) 注(26)参照。

次の算式により計算される（法令147①一本文）⁽¹²⁰⁾。

$$\frac{\text{外国子会社の配
当にかかる事業
年度の外国法人
税額(A)} \times \text{外国子会社から受けた配当の額(C)}}{\text{配当事業年度の所得金額(B) - 左の外国法人税額(A)}}$$

利益剰余金を取り崩して配当する場合、その配当の額のうち配当事業年度の所得金額に相当する金額は、まず配当事業年度の所得金額から配当されたものとし、これを超える部分の金額は、配当事業年度にもっとも近いそれ以前の事業年度の所得金額から順次配当されたものとして計算する（法令147②一）。配当に係る事業年度が2つ以上あることとなった場合、その配当の額をそれぞれの事業年度ごとに区分し、その区分された配当の額並びにこれに対応する事業年度の所得金額及び外国法人税額を基礎として、それぞれの事業年度ごとに計算する（法令147②五）。この場合の配当の額と配当に係る事業年度との対応関係は、あくまでも間接税額控除の対象とする外国法人税額を算出するための擬制計算に過ぎない⁽¹²¹⁾。この手順に従って計算すると、(A)のケースでは、各期

(120) 米国においても、子会社等が過年度に納付した外国税の間接税額控除について、わが国の取扱いと同じような結果をもたらす取扱いがあるので、わが国の取扱いが特異というわけではない。米国の場合、出資割合10%以上の外国子会社の株式を有する親会社は、当該外国子会社が納付した外国税額のうち、次の算式により計算した金額について所得税を支払ったものとみなされ、外国税額控除の適用を受けることができる（内国歳入法Sec. 902(a)、Reg. 902-1(a)(b)）。

$$\frac{\text{国内の親会社(株主) 1986年より後に 国内の親会社に支払われた配当金
が納付したとみなさる外国所得税} = \text{外国子会社が納付した所得税} \times \text{1986年より後に外国子会社が留保した利益}}$$

例えば、1990年から1998年までは外国子会社から一切配当が行われず、その期間に留保された所得がすべて1999年に米国親会社に配当されたとした場合、当該親会社は、外国子会社が過去10年間に支払った税額の合計額を1999年度に税額控除の対象とすることができる。

(121) したがって、これにより配当にかかる事業年度が既往に遡及した場合に、かりにその遡及した事業年度においては外国子会社たる要件を具備していなかったとして

ごとの配当に対応する外国法人税は、結果的に外国子会社の配当にかかる事業年度の外国法人税額と同じになる。ここでは、その合計額が180とする。

上記計算例において、親会社が外国子会社株式を簿価純資産価額で譲渡したものと仮定した場合、(A)と(B)のケースでは、親会社の税負担に次のような差が生じる。ただし、親会社においては、外国子会社からの配当収入又は株式譲渡益以外に国内源泉所得が400あるものとする。また、比較検討を単純化するため、外国税額は完全に控除されるものとする。

<計算例>				
区分		(A)	(B)	
税額計算		・ 利益剰余金420の取崩による配当を受ける。 ・ 外国子会社株式を譲渡（譲渡益：ゼロ） ・ 外国税額控除を適用	・ 配当を受けない。 ・ 外国子会社の株式を譲渡（譲渡益：420）	
外国子会社				
法人税		(1)（間接納付）	180	
配当			420	0
外国源泉税（5%）		(2)（直接納付）	21	0
配当の税引手取額		(3)	399	0
日本の親会社				
課税所得	国外所得	(3) + (1) + (2) = 600	株式譲渡益 420	
	国内所得	400 1000	400	820
法人税（30%）		300		246
直接・間接外国税額控除		(1) + (2)	201	0
差引税額		(4)	99	246

(A)の場合、利益剰余金を全部取崩して親会社へ配当を支払い、資金流出により、外国子会社の評価額は資本金相当額（子会社株式の帳簿価額）まで引き下げられるので、譲渡益は発生しない。親会社は、外国子会社からの受取配当が課税所得となり、算出された法人税について外国税額控除を適用した場合、差引税額は99になる。

も、間接税額控除の適用には支障は生じない。渡辺淑夫『外国税額控除』同文館出版（2002）220頁。

一方、(B)は、親会社が配当を一切受けずに外国子会社の株式を純資産価額で譲渡した場合であり、純資産価額（＝譲渡価額）のうち資本金額（＝外国子会社株式の帳簿価額）を超える部分が利益剰余金であるから、利益剰余金相当額が株式譲渡益となる。この場合、配当を受けていないので、外国税額控除の適用はない。

以上のことから、(A)の方が外国税額控除を適用した分だけ、(B)よりも税コストが減少し最終的な税引後利益が大きくなることがわかる。外国子会社の利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩して配当することにより、実質的に株式譲渡益を配当所得に転換することができ、このような所得の性質転換によって、外国税額控除の適用に差が生じる。

(B)の場合、外国子会社の利益剰余金は当該外国において既に課税済みであるので、親会社がその利益剰余金の額を織り込んだ価額で当該外国子会社の株式を譲渡した際に、発生したキャピタル・ゲインが日本で課税されることになれば、経済的に国際的二重課税が発生していると見ることも可能である。しかし、制度上、外国子会社の株式を譲渡し、キャピタル・ゲインが発生しても、そのうち当該外国子会社の利益剰余金に見合う額について二重課税を排除するという調整措置は存在しない。外国子会社から支払を受けた配当と当該外国子会社の株式を譲渡して得たキャピタル・ゲインは、いずれも投資のリターンであるが、別個独立の取扱いになっている⁽¹²²⁾。外国子会社からの配当として回

(122) 場面は異なるが、法人・株主間を通じた二重課税の排除措置として、居住者又は内国法人が株主として他の内国法人に出資している場合における二重課税排除の取扱いがある。居住者である個人株主が内国法人から配当を受けた場合、受け取った配当の最高10%の税額控除が認められる（所92条）。また、内国法人である法人株主が内国法人から配当を受けた場合、受取配当は益金に算入されない（法23条）。（もっとも、この取扱いによって二重課税が完全に排除されるわけではない。）これに対し、個人株主又は法人株主がその保有株式を譲渡してキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスが生じた場合、二重課税又は二重控除の調整措置の取扱いはない。

一方、連結納税制度においては、連結所得金額として課税された子会社の所得金額や連結所得金額から控除された子会社の欠損金額が、子会社株式の譲渡等により、

収すれば外国税額控除の適用により二重課税が排除されるが、配当を一切受けずに外国子会社の株式を第三者に譲渡することにより回収する場合には経済的二重課税を排除する措置は存しないので、いずれの方法をとるかにより、税負担に格差が生じる。もっとも、第2節で述べたように、外国子会社株式のキャピタル・ゲインが源泉地国で課税される場合、そのキャピタル・ゲインに係る外国税は日本で直接税額控除の対象となるので、配当の場合と比べて、いずれのリターンで回収するのが有利かは一概には言えない。

ところで、上記のような取扱上の不均衡は、どのように考えるべきであろうか。これについて、外国税額控除の適用を制限していくべき立場（財政目的観点）と二重課税排除の徹底を図るべきとする立場（政策目的観点）から、両極の考えを述べてみたい。

まず、財政目的観点から検討する。わが国の外国税額控除制度は、昭和30年代の後半に、わが国企業の海外経済活動の振興を図るという政策的要請の下で整備されたが⁽¹²³⁾、わが国企業の海外進出はもはや当然のこととなり、当時の時代背景とはかなり変質していることは明らかである。海外直接投資が成熟化し、外国子会社の余剰資金が恒常的に再投資に向けられる傾向が強くなっている現状では、わが国企業の海外経済活動の振興を図るという当時の政策的要請の意義は薄らいでいるといえる。したがって、クロスボーダーのM&Aや企業組織再編成（非適格の現物出資等）の場面において外国子会社の株式を譲渡す

再度、子会社株式の譲渡利益として課税されたり、子会社株式の譲渡損失として控除されることを避けるために、譲渡等を行う子会社株式の帳簿価額を修正する、いわゆる投資修正の規定が設けられている（法令9の2①・②、法令119の3③、法令119の4①）。

(123) 昭和37年12月の税制調査会答申（昭和38年度改正に係るもの）では、「海外事業活動の振興を図るため、外国税額控除制度に改善を加える。」との表現があり、また、同審議経過説明では「わが国企業の海外事業活動の振興を図るという当面の要請に応ずるためには、さし迫ってこの制度の抜本的改善をはかり、納税者によるこの制度の利用を容易にすることがきわめて重要であると痛感される。」との表現があり、これらから、昭和30年代後半における外国税額控除制度の考え方は、わが国企業の海外経済活動の振興を図るという政策的要請があったことがうかがえる。

るに当たり、もっぱら企業側の財務・租税戦略上の観点から、あらかじめ当該株式価額を意図的に引き下げることが目的として、長期間にわたり積み立ててきた利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩して親会社に配当するという極端なケースにおいて、その配当すべてに対応する外国法人税につき外国税額控除の適用を認めるのは合理的ではなく、財政目的観点からも問題がある。現行制度（法令147②五）では、間接外国税額控除の計算基礎となる外国子会社からの配当の原資となる所得の発生年度に遡及制限はないが⁽¹²⁴⁾、これについては一定の制限を設けるべきである。

これに対し、国際的二重課税排除の徹底を図るべきであるとする政策目的観点からは、次のような考え方も可能である。外国子会社から支払を受けた配当について、経済的に国際的二重課税が生じている以上、その配当原資となる所得の発生年度にかかわらず、すべての配当に対応する外国税額を計算対象にすべきである。更に、外国子会社の株式の譲渡により得られたキャピタル・ゲインについても、二重課税を排除すべきである。外国子会社の利益剰余金は当該外国において既に課税済みであるので、親会社がその利益剰余金の額（含み益）を織り込んだ価額で当該外国子会社の株式を第三者に譲渡して得られたキャピタル・ゲインが日本で課税されることになれば、経済的に国際的二重課税が発生していることになるので、そのキャピタル・ゲインについても二重課税を排除すべきである。

後者の政策目的観点からの考え方は、財政目的観点からは受け入れ難いものであろう。いずれにせよ、国際的二重課税の排除への対応という政策目的と、現地法人の再投資の恒久的拡大による課税機会の喪失への対応という財政目的

(124) 外国税額控除の本来の目的は、国際的二重課税の排除を目的とする制度であり、内国法人への配当促進を促す制度ではないのであるから、間接外国税額控除の計算基礎となる外国子会社からの配当の原資となる所得の発生年度に遡及制限はないのであろう。これに対し、軽課税国を利用した国際的租税回避を防止するための措置であるタックス・ヘイブン税制では、課税済留保金額から配当金が支払われた場合に損金算入が認められるが、その遡及については前5年以内という制限が設けられている（措法66の8）。

とをどのように調整するか判断の問題であろう。また、外国子会社の株式譲渡によるキャピタル・ゲインについては、租税条約によっては当該外国子会社の所在地国（源泉地国）で課税を受ける場合もあること（本章第2節）、更に、日本の国内法では事業譲渡類似株式の譲渡収益を国内源泉所得として課税対象としていること（所令291、法令187）との関係をどのように考えるのかといった問題もある。

現行の外国税額控除制度を巡っては様々な論点があり、上記のような視点からの検討は一面的なものに過ぎない。本節では、外国税額控除制度自体を総合的に検討することを目的としているのではなく、現地法人の再投資の恒久的拡大という現象を踏まえ、現地法人の配当政策という側面から、外国税額控除制度の適用上、どのような問題が発生しうるのかについて検討したものである。

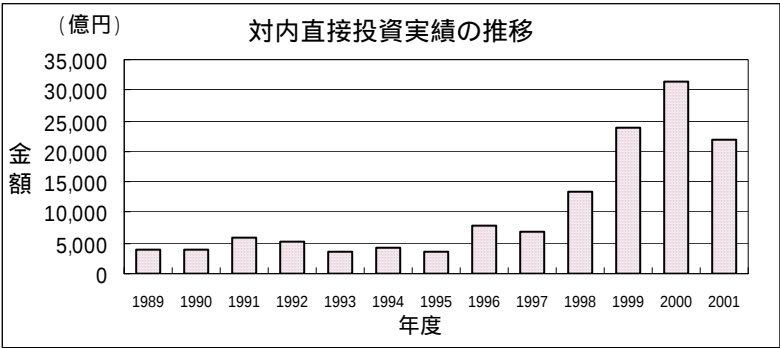
現地法人による利益の配当又は剰余金の分配は、時機を選んでその金額も伸縮的に決定することができ、クロスボーダーのM&Aや企業グループ内組織再編成の場面では、租税戦略上の観点からより大胆な配当政策がとられることもあり得る。それらの中には、法形式を利用し租税回避のみを目的としたスキームもあるかもしれない。海外直接投資が成熟化し、外国子会社の剰余資金が恒常的に再投資に向けられる傾向が強くなっている一方で、配当政策が戦略的に行われる可能性についても注視していく必要があると思われる。

第6章 総 括

国際間の直接投資は、日本企業による海外（対外）直接投資と外国企業による対内直接投資の二つの方向（アウトバウンドとインバウンド）に区分される。本稿の主題ではないが、ここで対内直接投資の特徴についても触れておきたい。次の図表6－1と図表6－2からわかるように、対内直接投資額は近年急増しており、また、対内直接投資額と対外直接投資額とのフローの格差も縮まってきている。そして、近年の傾向として、業種別では非製造業のウエイトが大きく、その中でも金融・保険業と通信業が上位を占め、また、国別ではアメリカとオランダからの投資額が上位を占めている。外国企業による日本企業の買収や債権の取得等の投資行為の中には、実質的な経営資源を日本に移転し永続的に日本で事業を行うというよりは、短期的に最大限の利益を稼ぎ出してその目的を達成すれば撤退するというようなものも含まれているのではないと思われる。そのような対内直接投資の場合、投資リターンの回収過程において日本で課される税金コスト（法人税・源泉税）を極小化し、キャッシュ・フローを極大化するために、極端な租税回避スキームを仕組むということも行われているようである⁽¹²⁵⁾。

(125) 平成14年5月29日付東京読売新聞（朝刊）「米モルガン・スタンレー系ファンド、不良債権売買で租税回避／東京国税局－180億円申告漏れ、追徴60億、オランダ法人を迂回」、平成14年6月17日付日本経済新聞（朝刊）「ゴールドマン・サックス関連7社、50億円申告漏れ、海外法人に利益を移転」。報道によれば、米国の不動産ファンドが、オランダ法人を通じて日本の匿名組合に出資し不良債権売買で得た利益について租税回避を行っていたとされるものである。この場合、オランダ法人による日本の匿名組合への出資が対内直接投資実績の統計に反映されているかどうかは明らかではないが、外国為替及び外国貿易法26条①四号により匿名組合が外国投資家に該当する可能性があるし、また、同法27条13項では外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで対内直接投資を行う場合は、当該外国投資家以外の者は外国投資家とみなされると規定しているので、匿名組合の営業者が外国投資家とみなされる可能性がある。外国投資家とみなされれば、対外直接投資に係る事前届出をする義務が生じる。ただし、その場合、投資行為が対内直接投資等（同法26条②）に該当することが前提

図表 6－1



(出典) 財務省「対外直接投資実績」

図表 6－2 対内・対外直接投資実績（フロー） (単位：億円、%)

年 度 区分	1999		2000		2001	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
対内直接投資	23,993	100.0	31,251	100.0	21,779	100.0
金融・保険	5,115	21.3	10,293	32.9	6,608	30.3
通信	3,300	13.8	7,508	24.0	8,286	38.0
アメリカ	2,487	10.4	10,103	32.3	6,430	29.5
オランダ	4,712	19.6	518	1.7	8,227	37.8
対外直接投資	74,390	100.0	53,690	100.0	39,548	100.0
製造業全体	47,193	63.4	12,911	24.0	17,449	44.1

(出典) 財務省「対内直接投資実績」、「対外直接投資実績」

これに対し、日本企業による海外直接投資の特徴としては、第2章で述べたように、業種別では製造業のウェイトが比較的大きく、生産・販売拠点を海外に移転し、現地で永続的に事業を展開しようとする傾向が見られる。また、第

である。対内直接投資には、単なるポートフォリオ投資に該当するものは含まれず、取得比率や貸付期間・金額等が一定の基準を満たしている国内法人の株式の取得や国内法人への金銭の貸付け等が該当する。

3章で述べたように、その現地法人の税引後利益は、親会社への配当に向けるよりは再投資に向ける傾向が強くなっていると見られる。財政的視点から見た場合、日本企業の海外直接投資の拡大は、日本にとって生産・販売拠点という税源そのものが海外流出することを意味し、また、現地法人の再投資の恒久的拡大は日本における課税機会の喪失の可能性を高めることを意味する。

このように対内直接投資と対外直接投資のいずれの局面を見ても、日本にとっては、税源・税収確保の点で問題視すべき事態が生じていると思われる。本稿では、特に海外直接投資をとりあげ、その特徴的現象に着目し、日本企業に係る国際課税問題の一端を考察するというものであったが、より広い視野から、例えば、日本企業の国際競争力の強化、日本産業の空洞化への対応、外国法人に対する課税強化について論ずるというアプローチもある。

中里実教授は、アメリカの国際課税制度の動向について、同国の経済状態の変化（財政赤字の拡大、国際競争力の低下、国際収支の悪化）に対応するための経済政策の変更（財政目的の変化と財政目的以外の政策目的の変化）という視点から、分析を行っている⁽¹²⁶⁾。以下、中里教授の分析の中から任意に列挙すると、1954年ころまで、議会は国際取引・投資を促進するために、意識的に租税制度を利用し、西半球事業会社に対して租税の軽減を認める制度が導入され、また、外国税額控除制度も、資本輸出中立性の理念に合致した、要件の比較的緩やかなものであったとされる。1950年代の終わりのころより、国際収支上の理由から、海外投資促進政策を疑問視する考えが主張されはじめ、1962年改正で、税収増大のために外国税額控除が多少制限されたり、あるいは、国際収支の改善をねらってサブパートF条項（タックス・ヘイブズ対策税制）が導入された。1966年のForeign Investors Tax Act of 1966において、実質的関連所得（effectively connected income）の概念が導入され、アメリカの非居住者・外国法人課税は、全所得主義から帰属所得主義に移行し、これは合衆国内への

(126) 中里実「アメリカにおける国際課税の動向と問題点」水野忠恒編著・前掲書（注（12））221頁以下。

投資促進の見地からもたらされた改正であったとされる。1930年代の経済不況により歳入不足をきたした政府は、外国人が適正な納税を行っていないという考え方につき動かされ、非居住者・外国法人に対する執行の強化を打ち出し、その結果、1936年法により、源泉徴収のシステムがアメリカの国際租税法に導入された。これは、1980年代の動きときわめて似た現象といえる。1980年代の国際課税における政策の変化として、アメリカは世界最大の債務国であり、貿易収支は赤字という状況にあり、世界経済における地位低下という事態をにらみ、国際競争の強化を前面におしだして、それに対応しきれていない国際課税制度を改正し、資本輸入国、財政赤字国によりふさわしいものへと変えていくべきであるという主張が強くなされ、多くの論者が、アメリカ企業による海外直接投資からの所得に関して、全世界所得主義・外国税額控除方式から国外所得免除方式を提唱した。

アメリカとは事情が異なるが、今日の日本においても、日本企業の生産・販売拠点の海外移転による国内産業の空洞化や税源の海外流出、現地法人の再投資の拡大による課税機会の喪失のおそれ、外国企業による対内投資のリターンの回収過程における租税回避等の問題を抱えている。財政目的と政策目的をいかに設定するかにより、税制や税務執行の在るべき姿も変わってくるのかもしれない。

しかしながら、本稿では、次のような観点から考察の範囲を絞ることにした。対内直接投資額と海外直接投資額とのフローの格差が縮まってきたとはいえ、残高（ストック）ベースでは圧倒的に後者の方が大きいこと⁽¹²⁷⁾、また、課税対象となる取引事実の把握や企業のコンプライアンスという面では、外-外取引を伴う海外直接投資の方がより困難な問題を伴うのではないかと思われることから、まずは日本企業による海外直接投資に着目し、その課税上の問題を考

(127) 日本銀行「国際収支統計」によると、平成13年末の直接投資による対外資産残高（本邦居住者が直接投資により保有している海外資産残高）は395,550億円、対外負債残高（非居住者が直接投資により本邦に保有している資産）75,620億円であり、両者の比率は5対1である。

察することとした。そして、日本企業の競争力強化といったような政策的視点はさておき、各種統計データを用いて企業行動の実態を観察し、主に財政的視点、すなわち、海外直接投資の拡大による税源の海外流出や外-外取引の恒久的拡大による課税機会の喪失への対応という観点から、タックス・ヘイブン税制や外国税額控除制度の適用上の問題等について考察することとした。

以下に、改めて本稿のポイントを整理しておく。

< 第2章 日本企業の海外直接投資の特徴 >

90年まで内需主導型の拡大を続けた日本経済は、91年以降はバブル崩壊や急激な円高の進行などによって低迷し、93～96年には緩やかな回復基調を示していたものの、97年以降は企業の設備投資の減少等により実質経済成長率がマイナスに転じた。このような日本経済の歩みの中で、日本企業による海外直接投資の推移を見ると、89年まで増加を続けていた直接投資額は90年に国内景気の後退の影響により減少に転じたが、94年以降は概して漸増傾向を示している（図表2-1）。また、海外生産比率も長期的に見て増加傾向を示しており、生産活動の海外シフトが着実に進展している（図表2-4）。

< 第3章 現地法人の再投資・配当行動の特徴 >

経済産業省の海外事業活動基本調査によれば、現地法人の経常利益額は94年以降急増し（図表3-1）、現地法人の売上高経常利益率は93年まで国内法人のそれを下回っていたが、94から98年まで両者はほぼ同水準で推移し、99年以降は現地法人の売上高経常利益率が国内法人のそれを上回るようになった（図表3-2）。（第1節）

そして、現地法人の税引後利益の内部留保率は、90年代前半は60%台であったが、その後半では70%台へと増加し（図表3-6）、現地法人は、税引後利益を日本の親会社への配当に向けるよりは再投資に向ける傾向が強まってきたと見ることができる。こうした企業行動の背景には、ビジネス環境の変化や会計制度の変革がある。為替変動によるリスク回避や現地における投資機会の拡

大等により、現地での再投資に向けることの有利性や必要性が高まってきたことがある。また、税効果会計を取り入れた連結財務諸表の制度化により、法人税等は利益を得るための一種の費用であるという認識が定着していくと、適正な税金コストを控除した後の最終的な連結利益額が、企業グループの経営成績の重要な指標として意識されるようになる。税引後の連結利益額の極大化を図るためには、企業グループ全体として日本よりも税率の低い国で利益を上げることにより実効税率を引き下げ、税金コストを抑える必要がある。そこで、企業行動としては、日本よりも実効税率の低い国に現地法人を設立して生産・販売拠点をシフトさせ現地で利益を上げるとともに、その利益による余剰資金を日本の親会社への配当に向けずに、低税率の国々で恒常的に再投資に向ける傾向が強まっていくという見方もできる。（第2節）

企業が合理的な行動をとるとすれば、再投資の最適決定においては、租税負担や資本利益率等の要因を踏まえ、キャッシュ・フローが最大になるような行動をとると考えられる。そこで、一般論としては、進出先国において期待される資本利益率が高いほど、また、進出先国の租税負担が軽いほど、現地法人は税引後利益を現地での再投資に向けることが多いといえるであろう。居住地主義を前提とした場合、親会社が現地法人から配当の支払を受ければ、親会社の益金に算入され課税所得を構成し、当該配当金に対応する外国法人税については外国税額控除の適用により控除限度額の範囲において控除することが認められる。当該現地法人が日本よりも低税率の国にあれば、親会社にとっては日本の税率と外国の税率の差に相当する分が追加的税負担となる。しかし、親会社が配当の支払を受けずに、日本よりも低税率の国に再投資を継続していけば、投資収益には現地の低税率が課せられたままで、日本での追加課税を恒久的に繰り延べることができる。もっとも、わが国のタックス・ヘイブン税制によって日本の親会社に税負担が生じることがあるので、税コストに限って言えば、法人所得税の実効税率がわが国よりも低く、かつ、タックス・ヘイブン税制の適用を受けない国が再投資に適した国として選好されることになると考えられる。（第3節）

< 第4章 現地法人の再投資を巡る課税問題 >

本稿では、現地法人が稼得した再投資資金の外一外運用の拡大に寄与していると考えられる海外金融持株会社の機能や活動状況について、内外の統計データやその設立国の税制を基に分析を行った。日本の親会社と現地法人との中間に金融持株会社をオランダ等に設立し、その金融持株会社にグループ・ファイナンス業務を行わせるケースが増加している。各国に所在するグループ法人の余剰資金は、配当や利子等の形で金融持株会社を集積され、更に他のグループ法人に対する投資・融資等のために運用され、金融持株会社はグループ資金の通過点となっている。（第1節）

本稿では、わが国からの直接投資額が上位を占め、金融持株会社の設立国としてよく利用されているオランダに着目した。オランダに所在する日系現地法人の約3割が、金融持株会社、地域統括会社又は工業所有権管理会社等である。金融持株会社の収支はほぼ均衡しているが、それらが共に89年から99年にかけて倍増していることから（図表4-1）、オランダ金融会社を通過点とする外一外取引が拡大傾向にあることがうかがえる。オランダにおける特徴的的制度として、(1)資本参加免税、(2)利子・使用料に対する源泉税徴収課税の不存在、(3)広範囲な租税条約ネットワークの構築、(4)アドバンス・タックス・ルーリング（Advance Tax Ruling）の制度、(5)オランダ居住法人の外国支店に帰属する所得の免税措置、(6)タックス・ヘイブン税制の不存在をあげることができ、これらがオランダに金融持株会社、地域統括会社又は工業所有権管理会社等を置くことを有利なものにしている。（第2節）

本稿では、こうした状況を踏まえ、日本の親会社が、オランダのように二重課税排除措置として外国法人からの配当を非課税とする制度（資本参加免税）を有する国に金融持株会社を設立し、その金融持株会社に他のグループ法人の株式を保有させている場合において、グループ法人間の配当の授受等を巡るタックス・ヘイブン税制の適用上の問題について考察を行った。

タックス・ヘイブン税制の対象となる特定外国子会社等は、その本店所在地国における租税負担割合が25%以下であることが要件である。「特定外国子会

社等の租税負担割合の計算」の分母は所得金額、分子は法人税であり、その割合が25%以下であるときに、特定外国子会社等に該当する。分母の中には、非課税とされる所得も原則として含まれる。しかし、オランダのように親子間を通じた国際的二重課税を排除するために外国子会社からの受取配当を非課税とする制度を有している場合、その受取配当とそれに係る外国法人税は、分母・分子に算入されないという取扱いになっている。これは、そのような受取配当の非課税措置が、わが国が認めている間接外国税額控除と実質的に同趣旨のものとされているからである。この取扱いにより、金融持株会社は、たとえ、軽課税国に所在する外国子会社から多額の非課税配当の支払を受けていても、特定外国子会社等に該当しない可能性が高くなる。

一定の国外源泉所得を課税繰延べ又は非課税とする制度を有する国に所在する金融持株会社（外国関係会社）が、特定外国子会社等に該当するかどうかの判定等において、当該金融持株会社が得た国外源泉所得に係る資料情報は不可欠である。内国法人がそのような国に実質的に完全支配している金融持株会社（外国関係会社）を保有している場合、当該内国法人に対して、当該金融持株会社が得た国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を課す制度についても検討していくべきではないかと考える。

金融持株会社が軽課税国に所在する外国子会社から配当の支払を受ける場合、国外配当非課税方式の方が、外国税額控除方式による場合よりも税負担が軽くなることは明らかである。両方式が経済的二重課税を排除するという意味で実質的に同趣旨のものであるとはいえ、資本輸出中立性に優れている外国税額控除制度と資本輸入中立性に優れている国外配当非課税方式とでは、仕組みは基本的に異なる。国外配当非課税方式や外国支店帰属所得免税方式といったような国外所得免税方式は、国際的二重課税の排除措置として認められているので、こうした両制度の格差は容認せざるを得ないのかもしれない。しかし、居住地主義をとっているわが国においては、この制度の格差に起因する税務執行上の問題、すなわち、外国関係会社の国外源泉所得の把握・検討の困難性の問題は、タックス・ヘイブン税制の適正な執行を実現する上で、解決を図っていかね

ればならないであろう。

日本の親会社による金融持株会社の業務管理の態様は一様ではないであろうから、その国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を一律に課すことは難しい面もあるかもしれない。内国法人が金融持株会社のグループ・ファイナンス業務を実質的に行っている場合もあれば、金融持株会社がスタッフを擁して相当程度の業務を行っている場合もあるであろう。また、日本の親会社が、金融持株会社の業務を直接管理せず、同じグループに属する他の国外関連会社に委ねているような場合もあるであろう。しかし、金融持株会社が実質的な業務を行っていないような場合、その態様や資料情報の保存場所が異なるだけで、タックス・ヘイブン税制の執行に差が生じるようなことがあれば、課税の公平の観点から問題がある。金融持株会社は、多国籍企業がグループ戦略を展開するための中軸（ハブ）となるものであり、また、内国法人が直接又は間接の出資関係を通じて実質的に完全支配している外国関係会社である。内国法人に対して、そのような金融持株会社の国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を課すことは不合理なことではなく、むしろタックス・ヘイブン税制の適正な執行を実現する上で必要なことであると考ええる。実態把握の困難な外—外取引の通過点に位置する金融持株会社が得た国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を、その親会社である内国法人に課すことができれば、円滑で適正な税務執行に資することができる。

そこで、本稿では、国外配当非課税方式を導入している国に金融持株会社（外国関係会社）を有する内国法人に対して、当該金融持株会社の国外源泉所得に係る資料情報の保存義務を課す制度を提案した。また、保存義務を課す内国法人に係る外国関係会社の範囲や、その実効性を確保するための方法についても詳細に考察した。

国外所得免税方式をとる国に所在する外国関係会社が得た国外源泉所得に関する情報は、特定外国子会社等に該当するかどうかを判定する際に考慮しなければならない情報である。当該国外源泉所得は、その金融持株会社の所在地国では課税対象にならなくても、タックス・ヘイブン税制を有するわが国では合

算課税の対象となる可能性がある。国外所得免税方式をとる国に所在する外国関係会社においては国外源泉所得に対する認識の欠如の可能性が高いと推測されることから、これに対処するために、内国法人に対して必要な資料情報の保存義務を課すことは不合理とは言えないと考える。

内国法人が、外国関係会社である金融持株会社を実質的に完全支配している限り、たとえ、帳簿書類が海外に存在するとしても、親会社である内国法人は、外国法に基づき設立された子会社に対して事実上の支配力を行使することによって、その子会社の業務・財産の状況を知り得る立場にある。タックス・ヘイブンを利用した租税回避に対して、居住地国がその内国法人にどのような課税方式を採用しても、課税管轄権の問題に抵触することにはならないのであり、各国はそれぞれ合理的な規定を設けて対策を講じることができる。ただし、内国法人に保存義務を課すとしても、対象となる資料情報の範囲は、加重な負担を内国法人に課すことのないように、特定外国子会社等の判定に必要とされる範囲に留めるべきであろう。

外国関係会社の国外源泉所得のような外—外取引の領域において、適正な税務執行を実現するためには、企業側のコンプライアンス（compliance：税制への信頼と納税過程における法令順守）をいかに向上させるかが重要である。上記提案のような制度上の仕組みを設けることによって、企業グループ内部に牽制効果が働き、コンプライアンスの向上が期待できる。また、税務調査においては、取引事実の効果的・効率的な把握の可能性が高まり、適正な税務執行に資することになると考える。もっとも、適正課税の実現のためには、内国法人に必要な資料情報の提出を求めるだけではなく、関係国との間で、租税条約に基づく情報交換を有効利用することによって、本件提案の実効性がより高まるものと考えている。

海外取引は、脱税や租税回避の行われやすい領域であり、特に、国際的な金融取引については、その実態把握の困難性、所得分類の変更や源泉地変更による問題もある。適正な課税を実現するためには、まずは、必要な資料情報を収集・確保する制度を整備していく必要がある。

< 第5章 現地法人の配当政策を巡る課税上の問題 >

第3章と第4章では、現地法人の税引後利益による再投資の拡大傾向に着目して考察したが、クロスボーダーのM&Aや企業グループ内組織再編成の場面では、逆に、現地法人が長年にわたり積み立ててきた利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩して日本の親会社へ配当を行うことも想定される。外国子会社の株式を譲渡したり、その株式を現物出資（非適格）して海外持株会社を設立するなどに当たり、あらかじめ、その利益剰余金を可能な範囲で一度に取り崩して日本の親会社へ配当を支払い、資金を流出させることにより、譲渡対象となる外国子会社の評価額（株式価値）を引き下げることが可能である。

日本の親会社にとっては、外国子会社から支払を受けた配当と外国子会社株式の売却により得たキャピタル・ゲインはいずれも外国子会社に対する投資のリターンであり、両者の関係は代替的・選択的な側面も有しているのであるが、いずれのリターンで回収するかにより、外国税額控除の適用の有無から親会社のキャッシュ・フローに大きな差が生じることがある。すなわち、租税条約や相手国の法令によって、外国子会社の株式の譲渡益がその所在地国で課税されない場合、日本の親会社は、外国子会社に対する投資のリターンを配当として回収した方が、外国税額控除の適用があるので、外国子会社株式の譲渡によりキャピタル・ゲインとして回収するよりも有利になる。ただし、外国子会社株式のキャピタル・ゲインが当該外国子会社の所在地国（源泉地国）で課税される場合、その株式のキャピタル・ゲインに係る外国税は日本で外国税額控除の対象となるので、いずれのリターンで回収するのが有利かは一概には言えない。

現地法人による利益の配当又は剰余金の分配は、時機を選んでその金額も伸縮的に決定することができる。その配当政策は、通常、現地法人の配当原資の多寡や親会社である日本法人の資金需要等の財務的な観点から決定される場合が多いと考えられるが、クロスボーダーのM&Aや企業グループ内組織再編成の場面では、租税戦略上の観点からより大胆な配当政策がとられることもある。それらの中には、法形式を利用し租税回避のみを目的としたスキームもあるかもしれない。海外直接投資が成熟化し、外国子会社の余剰資金が恒常的に

再投資に向けられる傾向が強くなっている一方で、このように配当政策が戦略的に行われる可能性があることにも注視していく必要があると考える。

< 結びに代えて >

本稿では、日本企業による海外直接投資行動を、資金の海外移転による現地法人の設立（内→外の資金移転）、現地法人の税引後利益による再投資行動（外→外の資金移転）、現地法人の税引後利益による日本の親会社への配当行動（外→内の資金移転）の局面を捉えて、それぞれにおいて想定され得る国際課税上の問題を第二章第3節、第4章及び第5章で論じた。それらの中でも、税務執行上、より根源的な問題が伏在しているのは、やはり現地法人の税引後利益による再投資行動の場面であろう。外→外取引の税務調査において最も困難なことは、何よりもまず、その取引事実を把握することである。

居住地主義を採るわが国では、居住法人の全世界所得を課税対象とし、国外所得については、外国税額控除方式により二重課税を排除する一方で、軽課税国における子会社の利益留保に対抗するためにタックス・ヘイブン税制が設けられている。国外所得に係る脱税の防止やタックス・ヘイブン税制の適正な執行のためには、外→外取引の捕捉・検討が必要である。クロスボーダーの組織再編成の進展に伴い、日本企業が源泉地課税主義（＝国外所得免税方式）を採る国に金融持株会社を設立するなどの動きが活発化し、その金融持株会社を通過点とする外→外取引の拡大によって、それらの実態把握がますます困難になっているのではないかと考えられる。

本稿は、オモテに出ている氷山の一角よりは、あえて海面に沈んでいる部分に特に着目した。そして、実態の捉えにくい企業グループの外→外の資金移動について、公表の統計データを用いて、それらのおおよその動きをイメージし、国際課税問題の一端を考察することを試みた。法人の事業活動の場所・態様等に応じて、様々なレベルのノンコンプライアンス⁽¹²⁸⁾の状況が起こりうるので

(128) 米国 I R S の報告書 (IRS, Modernizing America's Tax Agency 2000, at 7.

あろうが、最も深刻なものの一つは、やはり外-外取引の領域におけるものであろう。海外取引は、脱税や租税回避の行われやすい領域であり、特に、国際的な金融取引については、その実態把握の困難性、所得分類の変更や源泉地変更による問題点が指摘されているところである。海外取引について適正な課税が実現されなければ、課税の公平確保の観点から問題がある。本稿では、マクロ的視点からの分析を通じて、外-外取引の領域において潜行し増大しつづけると思われる問題を抽出したが、その対応策としては、効果的な資料情報制度の充実が必要であると考ええる。

さて、昨年8月に本研究に着手してから約1年が経った。内容の至らない点については、今後、機会があれば更に研究を進めていきたいと思う。

平成14年8月

<http://www.irs.org/>) では、ノンコンプライアンス (noncompliance) について次のように述べている。「我々は、法令を遵守しない納税者が法令を遵守している納税者に負担を負わせるようなことがないよう、すべての納税者に対して誠実かつ公平に法律を適用していかなければならない。IRSのサービスのこの側面は、財務省の歳入確保のためにも、また、基本的な公平性の問題としても重要である。我々の税制は、納税者が、自分の隣人や競合する同業他社も法を遵守していると確信しつつ、自発的に納税義務を果たそうとすることを前提にしている。したがって、納税者が自発的に納税義務を果たさないときには、IRSは、納付すべき税を徴収する執行権限を行使しなければならない。(…中略…) ノンコンプライアンスは、必ずしも故意によるものとは限らず、知識の不足、誤解、不十分な記帳、法的解釈の相違、予知不能な個人的緊急事態、一時的なキャッシュ・フローの不足等、広い範囲の原因に起因する。これに対し、ノンコンプライアンスの中には故意に行われ、犯罪的な脱税の域にまで至る場合さえある。公平性確保のために、IRSがノンコンプライアンスのあらゆる局面に取り組むことは極めて重大である。」